

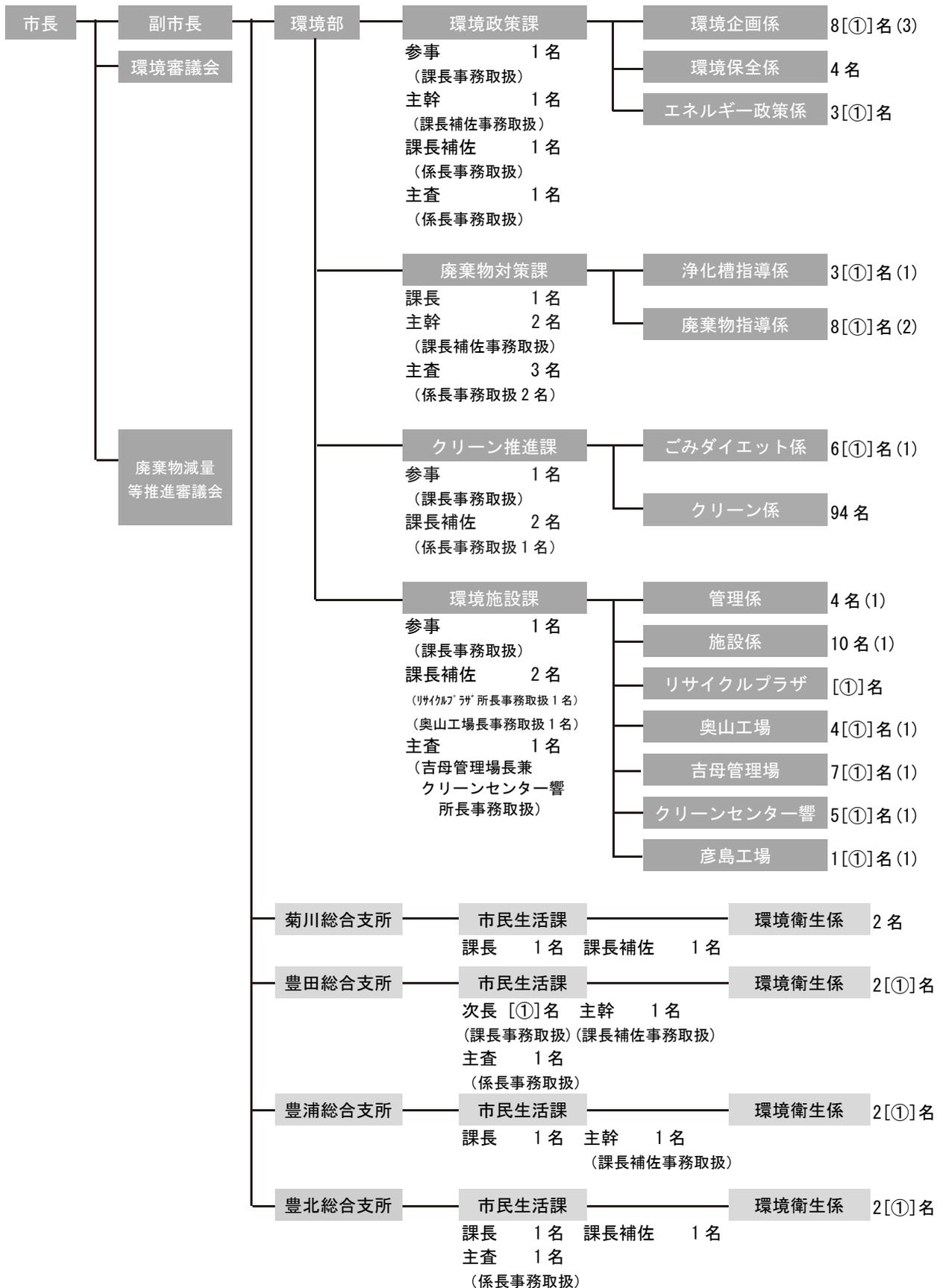
# 資料編



# I 環境施策体制

令和4年3月31日時点

## 1 行政組織図



( )はうち会計年度任用職員数、○は事務取扱又は兼務

職員配置状況

職名	行政職													清掃職				合計					
	事務職員													小計	環境主任技師	環境技師	環境整備員		会計年度任用職員	小計			
	部長	理事	部次長	参事	課長	主幹	課長補佐	所長	場長	主査	係長	主任	その他職員								会計年度任用職員		
環境部	1	1	1												3							3	
環境政策課	課の総括				1	①	1	①								2							2
	環境企画係										1	①	3	1	3	8							8
	環境保全係											1	2	1		4							4
	エネルギー政策係									1	①	1	1			3							3
	計				1		1	1			1	1	6	3	3	17							
廃棄物対策課	課の総括					1	2	②				1				4							4
	浄化槽指導係										1	①		1	1	3							3
	廃棄物指導係									1	①	1	1	2	5	3						3	8
	計					1	2				3		1	2	3	12	3					3	15
クリーン推進課	課の総括				1	①		1								2							2
	ごみダイエット係							1				①	4		1	6							6
	クリーン係											1	5			6	82	6				88	94
	計				1			2				1	9		1	14	82	6				88	102
環境施設課	課の総括				1	①		1								2							2
	管理係											1	2		1	4							4
	施設係											1	3		1	5	5					5	10
	リサイクルプラザ								①							0							0
	奥山工場							1		①			2		1	4							4
	吉母管理場									①	1				1	2	5					5	7
	クリーンセンター響									①					1	1	4					4	5
	彦島工場										①				1	1							1
	計				1			2				1	2	7	6	19	14					14	33
菊川総合支所 市民生活課環境衛生係					1		1				1	1			4							4	
豊田総合支所 市民生活課環境衛生係			1	①		1	①			1	①	1			4							4	
豊浦総合支所 市民生活課環境衛生係					1	1					①	1			3							3	
豊北総合支所 市民生活課環境衛生係					1		1			1	①	1			4							4	
合計	1	1	2	3	4	5	7	0	0	7	5	27	5	13	80	99	6	0	0		105	185	

○印：事務取扱又は兼務

令和4年3月31日

## Ⅱ 環境の状況

### 1 大気

#### 1-1 大気汚染物質に係る基準

##### (1) 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であれば環境基準達成である。	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時～20 時）の時間帯において、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値（1 日を 8 時間ごとの 3 区分したときの各区分の平均値）が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	年間の日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であれば環境基準達成である。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値の年間 98%値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成である。	
環境基準の適用除外	<p>環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常、住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。</p> <p>①都市計画法に規定する工業専用地域 ②港湾法に規定する臨港地区 ③道路の車道部分 ④埋立地・原野・火山地帯</p>		
備 考	<p>①短期的評価は、連続又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。</p> <p>②長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1 日平均値である測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の 2%除外値）で評価する。ただし、1 日平均値につき、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。</p> <p>③日平均値の 2%除外値とは、1 年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から 2%の範囲内にあるもの（365 日分の日平均値が得られた場合は、<math>365 \times 0.02 \div 7</math> 日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から 8 番目の値）。</p> <p>④日平均値の年間 98%値とは、1 年間の日平均値を数値の低い方から並べて 98%に相当（365 日分の日平均値が得られた場合は、<math>365 \times 0.98 \div 358</math> 番目の値）するものをいう。</p> <p>⑤日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が、1 日のうち 4 時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20 時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。</p> <p>⑥年間にわたって長期的に評価する場合、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。</p>		

(2) 炭化水素濃度の指針（光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針）

物質	指針値	備考
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。	ppmC：炭素原子数を基準とした百万分率をいう。 （例）メタン（CH <sub>4</sub> ）の場合、1ppmが1ppmC ブタン（C <sub>3</sub> H <sub>8</sub> ）の場合、1ppmが3ppmCとなる

(3) 自動車排出ガスによる大気汚染の限度

物質	限度値	備考
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10（10ppm）とする。	下関市長は、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度を超えていると認められるときは、山口県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

1-2 大気汚染物質に係る緊急時措置（山口県大気汚染緊急時措置要綱）

(1) 硫酸酸化物に係る緊急時措置

発令、解除			減少措置	
区分	発令基準	解除基準	区分	措置内容
情報	1時間値が0.15ppm以上であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	協力依頼	20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少
注意報	次のいずれかに該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 ①1時間値が0.2ppm以上である状態を2時間継続したとき。 ②計測値が48時間平均値で0.15ppm以上となるおそれのあるとき。	すべての測定局の1時間値が0.15ppm以下となり、0.2ppm以上になるおそれのなくなったとき。	協力要請	ばい煙量を35%以上減少
第一警報	次のいずれかに該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 ①1時間値が0.2ppm以上である状態を3時間継続したとき。 ②1時間値が0.3ppm以上である状態を2時間継続したとき。 ③1時間値が0.5ppm以上の値になったとき。 ④計測値が48時間平均で0.15ppm以上となったとき。 ⑤1時間値が0.2ppm以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の1時間値が0.15ppm以下となり、0.2ppm以上になるおそれのなくなったとき。	勧告	ばい煙量を50%以上減少
第二警報	次のいずれかに該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 ①1時間値が0.5ppm以上である状態を3時間継続したとき。 ②1時間値が0.7ppm以上である状態を2時間継続したとき。	すべての測定局の1時間値が0.4ppm以下となり、0.5ppm以上になるおそれのなくなったとき。	命令	ばい煙量を80%以上減少

（注）情報、注意報及び第一警報発令時における減少率は情報提供直前のばい煙排出量に対する割合を、第二警報発令時における減少率は排出許容量に対する割合をいう。

(2) 光化学オキシダントに係る緊急時措置

発令、解除			減少措置	
区分	発令基準	解除基準	区分	措置内容
情報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	協力依頼	20%以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	協力要請又は勧告	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20%以上減少
注意報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	協力要請	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20%以上減少
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	命令	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40%以上減少

(注) 情報発令時における減少率は通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

1-3 PM2.5に係る注意喚起の基準（PM2.5の注意喚起等に係る対応方針）

レベル	日平均予測	判断基準	行動の目安
	日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	
Ⅲ	70超	85超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外で長時間の激しい運動を控える。</li> <li>・外出をできるだけ減らす。</li> <li>・屋内換気や窓の開閉を最小限にする。</li> </ul> ※呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。
Ⅱ	70以下	85以下 ～35超	特に行動を制約する必要はないが、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等では健康、体調の変化に注意する。
Ⅰ		35以下	通常の行動が可能

1-4 有害大気汚染物質に係る基準

(1) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が $130 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

(2) 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
水銀及びその化合物	1年平均値が $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下であること
クロロホルム	1年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $0.006 \mu\text{gAs}/\text{m}^3$ 以下であること
マンガン及びその化合物	1年平均値が $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること
塩化メチル	1年平均値が $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
アセトアルデヒド	1年平均値が $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

1-5 K値規制の推移

	S47.1.5	S48.1.1	S49.4.1	S50.4.15	S51.9.28
下関市（彦島）	14.0	11.7	8.76	8.76	6.0
下関市（旧豊浦郡の区域を除く）	18.7	15.8			
その他の地域	22.2	22.2	17.5	17.5	17.5

1-6 大気環境常時監視地点

大気汚染常時監視局（測定開始年月）

（注）事務処理基準に基づき測定局の数及び配置の見直しを実施し、平成20年度より以下の体制にて監視

	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	非メタン炭化水素	メタン炭化水素	微小粒子状物質	風向風速	温度湿度	日射量
小月局	S48/3	S63/11								S48/3		
長府局	S45/8	S59/11		S50/7	S50/7	H20/4	S57/3	S57/3	H25/3	S46/1	H20/4	H25/3
彦島局	S45/3	S59/3	S53/12	S53/11	S53/2		S63/11	S63/11	H24/3	S48/3		
山の田局	S48/3	S61/11	S50/7	S50/7	S50/7				H24/3	S48/3	S50/7	S50/7
豊浦局		H20/4	H20/4	H20/4	H20/4				H25/3	H20/4		

1-7 環境監視結果（大気汚染物質）

(1) 窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）

【二酸化窒素の測定結果（年平均値経年）】 (単位：ppm)

	H29	H30	R1	R2	R3
長府局	0.015	0.013	0.013	0.011	0.012
彦島局	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011
山の田局	0.011	0.011	0.010	0.008	0.009
豊浦局	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
全国	0.009	0.009	0.008	0.007	

【窒素酸化物の測定結果（月平均値）】 (単位：ppm)

		R3									R4		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	一酸化窒素	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.005	0.007	0.005	0.003	0.004
	二酸化窒素	0.013	0.011	0.012	0.010	0.008	0.010	0.011	0.014	0.013	0.013	0.012	0.015
	窒素酸化物	0.016	0.014	0.012	0.013	0.011	0.012	0.014	0.019	0.020	0.018	0.015	0.019
彦島局	一酸化窒素	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003
	二酸化窒素	0.012	0.013	0.011	0.010	0.009	0.008	0.010	0.013	0.012	0.012	0.011	0.016
	窒素酸化物	0.014	0.015	0.013	0.013	0.012	0.009	0.011	0.015	0.015	0.014	0.013	0.019
山の田局	一酸化窒素	0.001	0.001	0.000	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	二酸化窒素	0.010	0.009	0.007	0.008	0.007	0.007	0.009	0.012	0.010	0.011	0.009	0.012
	窒素酸化物	0.011	0.010	0.007	0.010	0.008	0.008	0.010	0.013	0.012	0.012	0.010	0.013
豊浦局	一酸化窒素	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	—※1	0.000	0.000	0.000
	二酸化窒素	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	—※1	0.002	0.003	0.004
	窒素酸化物	0.003	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	—※1	0.002	0.003	0.004

【窒素酸化物に係る測定結果（年次集計） および二酸化窒素に係る環境基準達成状況】

	測定 日数	測定 時間	一酸化窒素		二酸化窒素						窒素酸化物		
			年 平均値	日平均値 の年間 98%値	年 平均値	環境基準評価		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 日数とその割合		年 平均値	日平均値 の年間 98%値
						判定	日平均値 の年間 98%値	(日)	(%)	(日)	(%)		
			(ppm)	(ppm)	(ppm)							(ppm)	(ppm)
長府局	362	8,671	0.004	0.015	0.012	0.027	達成	0	0.0	0	0.0	0.015	0.038
彦島局	359	8,645	0.002	0.009	0.011	0.026	達成	0	0.0	2	0.6	0.014	0.033
山の田局	343	8,255	0.001	0.005	0.009	0.023	達成	0	0.0	0	0.0	0.011	0.027
豊浦局	299	7,164	0.000	0.002	0.003	0.007	達成	0	0.0	0	0.0	0.003	0.007

(2) 浮遊粒子状物質

【測定結果（年平均値経年）】 (単位：mg/m³)

	H29	H30	R1	R2	R3
小月局	0.019	0.016	0.014	0.013	0.011
長府局	0.018	0.015	0.014	0.012	0.010
彦島局	0.019	0.019	0.018	0.015	0.014
山の田局	0.019	0.016	0.014	0.016	0.012
豊浦局	0.014	0.015	0.013	0.013	0.011
全国	0.017	0.017	0.015	0.014	

【測定結果（月平均値）】

（単位：mg/m<sup>3</sup>）

	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小月局	0.012	0.014	0.013	0.012	0.010	0.010	0.009	0.014	0.011	0.009	0.009	0.014
長府局	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.008	0.009	0.007	0.008	0.008	0.013
彦島局	0.014	0.017	0.016	0.011	0.012	0.012	0.011	0.014	0.012	0.012	0.013	0.017
山の田局	0.012	0.016	0.014	0.011	0.012	0.011	0.009	0.012	0.010	0.009	0.009	0.014
豊浦局	0.013	0.015	0.014	0.011	0.009	0.008	0.007	0.010	0.008	0.008	0.009	0.014

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年 平均値	1時間値 の最高値	短期的評価				長期的評価		判定
					1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数とその割合		日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
小月局	365	8,731	0.011	0.139	0	0.0	0	0.0	0.025	無	達成
長府局	364	8,734	0.010	0.067	0	0.0	0	0.0	0.023	無	達成
彦島局	362	8,706	0.014	0.073	0	0.0	0	0.0	0.032	無	達成
山の田局	361	8,701	0.012	0.092	0	0.0	0	0.0	0.026	無	達成
豊浦局	361	8,675	0.011	0.088	0	0.0	0	0.0	0.026	無	達成

(3) 光化学オキシダント

【測定結果（昼間の日最高1時間値の年平均値経年）】（単位：ppm）

	H29	H30	R1	R2	R3
彦島局	0.048	0.046	0.044	0.047	0.047
山の田局	0.050	0.048	0.048	0.052	0.050
豊浦局	0.052	0.051	0.050	0.050	0.050
全国	0.048	0.047	0.047	0.046	

【測定結果（昼間の日最高1時間値の月平均値）】

（単位：ppm）

	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
彦島局	0.058	0.058	0.053	0.035	0.038	0.046	0.049	0.049	0.040	0.043	0.047	0.052
山の田局	0.061	0.062	0.059	0.040	0.042	0.048	0.050	0.050	0.040	0.045	0.049	0.055
豊浦局	0.060	0.061	0.057	0.035	0.040	0.046	0.050	0.053	0.044	0.047	0.050	0.057

【環境基準達成状況】

区分 測定局	昼間 測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 時間数	昼間の日最高 1時間値の 平均値	判定
	(時間)	(時間)	(時間)	(ppm)	
彦島局	5,447	269	0	0.047	非達成
山の田局	5,460	402	0	0.050	非達成
豊浦局	5,455	410	0	0.050	非達成

(4) 二酸化硫黄

【測定結果（年平均値経年）】

（単位：ppm）

	H29	H30	R1	R2	R3
小月局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
長府局	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
彦島局	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002
山の田局	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
全国	0.002	0.002	0.002	0.001	

【測定結果（月平均値）】

（単位：ppm）

	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小月局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001
長府局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
彦島局	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
山の田局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期的評価				長期的評価		判定
					1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
小月局	363	8,671	0.001	0.015	0	0.0	0	0.0	0.003	無	達成
長府局	362	8,675	0.001	0.016	0	0.0	0	0.0	0.003	無	達成
彦島局	359	8,642	0.002	0.078	0	0.0	0	0.0	0.006	無	達成
山の田局	362	8,673	0.001	0.011	0	0.0	0	0.0	0.003	無	達成

(5) 一酸化炭素

【測定結果（年平均値経年）】

（単位：ppm）

	H29	H30	R1	R2	R3
長府局	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3
全国	0.2	0.2	0.2	0.2	

【測定結果（月平均値）】

（単位：ppm）

	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価		判定
					8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	
長府局	365	8,698	0.3	1.1	0	0	0.5	無	達成

(6) 炭化水素（非メタン炭化水素、メタン炭化水素）

【非メタン炭化水素に係る測定結果（年平均値経年）】（単位：ppmC）

	H29	H30	R1	R2	R3
長府局	0.14	0.13	0.09	0.06	0.08
彦島局	0.12	0.13	0.12	0.08	0.07
全市平均	0.13	0.13	0.11	0.07	0.08

【非メタン炭化水素に係る測定結果（年次集計）】

	測定時間	年平均値	6～9時 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時平均値		6～9時平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
					最高値	最低値	日数	割合	日数	割合
					(ppmC)	(ppmC)				
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
長府局	8,667	0.08	0.11	364	0.41	0.01	45	12.4	7	1.9
彦島局	8,610	0.07	0.08	361	0.37	0.00	7	1.9	1	0.3

【炭化水素に係る測定結果（月平均値）】

（単位：ppmC）

		R3									R4		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	非メタン炭化水素	0.06	0.06	0.07	0.08	0.07	0.08	0.09	0.10	0.09	0.10	0.07	0.09
	メタン炭化水素	2.00	1.99	1.98	1.92	1.91	1.98	2.00	2.06	2.06	2.11	2.08	2.06
	全炭化水素	2.06	2.05	2.05	1.99	1.98	2.06	2.09	2.16	2.15	2.21	2.15	2.14
彦島局	非メタン炭化水素	0.06	0.07	0.06	0.07	0.08	0.06	0.06	0.08	0.09	0.07	0.05	0.07
	メタン炭化水素	1.98	1.99	1.96	1.89	1.90	1.97	1.99	2.04	2.04	2.05	2.04	2.04
	全炭化水素	2.04	2.06	2.02	1.95	1.98	2.04	2.05	2.12	2.13	2.12	2.10	2.11

(7) 微小粒子状物質（PM2.5）

【月毎の日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数】

（単位：日）

	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
彦島局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山の田局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊浦局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【測定結果（月平均値）】

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長府局	10.9	12.2	11.8	8.9	7.9	8.8	8.9	11.5	9.9	9.1	10.2	14.2
彦島局	9.6	12.1	11.7	7.6	7.3	7.9	8.1	11.5	10.1	10.3	10.8	14.1
山の田局	9.2	12.1	11.5	8.8	10.8	9.0	8.3	10.1	9.1	10.0	9.5	12.6
豊浦局	9.1	12.1	10.5	7.1	7.9	8.3	8.3	9.7	8.9	9.2	8.9	12.6

【測定結果（年平均値経年）】 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	H29	H30	R1	R2	R3
長府局	15.1	13.0	11.7	11.2	10.3
彦島局	15.5	14.7	12.6	11.4	10.1
山の田局	14.2	12.7	11.2	12.0	10.1
豊浦局	13.0	11.4	10.2	10.0	9.4
全国	11.6	11.2	9.8	9.5	

【環境基準達成状況】

区分 測定局	有効 測定 日数  (日)	長期的評価		判定	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
		年平均値  ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 年間 98%値  ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		(日)	(%)
長府局	364	10.3	27.0	達成	1	0.3
彦島局	362	10.1	27.3	達成	1	0.3
山の田局	363	10.1	24.8	達成	0	0.0
豊浦局	365	9.4	23.8	達成	0	0.0

1-8 環境監視結果（風向別頻度割合） (単位：%)

	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CLAM
小月局	1.5	15.0	7.2	1.4	0.3	0.1	0.3	0.2	1.1	21.5	25.8	21.4	1.5	0.5	0.5	0.6	1.1
長府局	2.4	3.4	5.0	4.9	9.5	8.8	8.6	2.7	1.6	0.8	2.4	4.8	7.6	15.9	7.2	3.6	11.0
彦島局	3.6	1.9	3.8	5.9	20.8	13.4	4.0	3.8	3.4	3.8	3.7	3.9	6.1	7.6	6.3	7.7	0.2
山の田局	2.0	3.0	7.3	15.8	18.0	6.7	2.0	1.5	1.2	1.6	3.3	7.1	8.4	7.8	4.5	4.7	5.2
豊浦局	0.6	1.0	4.2	7.2	23.0	18.8	8.2	5.4	4.7	5.9	12.2	4.1	1.7	1.2	0.8	0.5	0.4

※1 豊浦局は測定機器修理のため R3. 11. 18~R4. 1. 20 まで窒素酸化物計測なし

1-9 環境監視結果（有害大気汚染物質）

【測定結果（年平均値経年）】

下 関 市 環 境 部	物質名		R2	R3
	アクリロニトリル	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.015	0.036
塩化ビニルモノマー	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.034	0.046	
塩化メチル	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.6	1.7	
クロロホルム	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.16	0.15	
1,2-ジクロロエタン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.18	0.22	
ジクロロメタン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.54	1.2	
テトラクロロエチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.044	0.051	
トリクロロエチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.012	0.021	
トルエン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.5	3.4	
1,3-ブタジエン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.040	0.057	
ベンゼン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.71	1.0	
酸化エチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.020	0.038	
アセトアルデヒド	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	2.5	1.3	
ホルムアルデヒド	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	2.1	1.2	
ニッケル化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	3.5	2.4	
ヒ素及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.1	1.2	
ベリリウム及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	0.015	0.011	
マンガン及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	14	14	
クロム及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	4.6	3.9	
水銀及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.7	1.5	
ベンゾ[a]ピレン	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	0.37	0.46	

※R2 より測定場所を長府東局から下関市環境部に変更

【測定結果（環境基準等達成状況）】

下 関 市 環 境 部	物質名	単位	平均値	最小値	最大値	環境 基準値	指針値	参考値
			アクリロニトリル	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.036	<0.004	0.067	-
塩化ビニルモノマー	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.046	<0.0024	0.28	-	10	-	
塩化メチル	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.7	1.3	2.2	-	94	-	
クロロホルム	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.15	0.068	0.19	-	18	-	
1,2-ジクロロエタン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.22	0.072	0.50	-	1.6	-	
ジクロロメタン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.2	0.42	2.5	150	-	-	
テトラクロロエチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.051	<0.007	0.13	200	-	-	
トリクロロエチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.021	<0.003	0.044	130	-	-	
トルエン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	3.4	1.5	7.0	-	-	-	
1,3-ブタジエン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.057	0.023	0.11	-	2.5	-	
ベンゼン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.0	0.52	2.0	3	-	-	
酸化エチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.038	0.015	0.059	-	-	-	
アセトアルデヒド	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.3	0.28	3.5	-	120	-	
ホルムアルデヒド	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.2	0.057	2.5	-	-	0.8	
ニッケル化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	2.4	0.99	4.4	-	25	-	
ヒ素及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.2	0.17	5.4	-	6.0	-	
ベリリウム及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	0.011	<0.006	0.034	-	-	4	
マンガン及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	14	4.1	39	-	140	-	
クロム及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	3.9	1.5	11	-	-	0.25	
水銀及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.5	0.90	2.1	-	40	-	
ベンゾ[a]ピレン	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	0.46	0.038	1.8	-	-	0.11	

【測定結果（年平均値経年）】

物質名		H29	H30	R1	R2	R3
角島小学校	アクリロニトリル (μg/m <sup>3</sup> )	0.012	0.013	0.011	0.007	0.027
	塩化ビニルモノマー (μg/m <sup>3</sup> )	0.029	0.052	0.016	0.015	0.030
	塩化メチル (μg/m <sup>3</sup> )	1.6	1.7	1.6	1.4	1.6
	クロロホルム (μg/m <sup>3</sup> )	0.16	0.16	0.15	0.14	0.14
	1,2-ジクロロエタン (μg/m <sup>3</sup> )	0.19	0.26	0.18	0.19	0.20
	ジクロロメタン (μg/m <sup>3</sup> )	0.59	0.60	0.63	0.53	0.93
	テトラクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.026	0.025	0.024	0.019	0.032
	トリクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.024	0.016	0.018	0.009	0.023
	トルエン (μg/m <sup>3</sup> )	1.2	1.6	4.6	0.50	2.4
	1,3-ブタジエン (μg/m <sup>3</sup> )	0.026	0.036	0.022	0.014	0.028
	ベンゼン (μg/m <sup>3</sup> )	0.55	0.59	0.62	0.41	0.56
	酸化エチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.041	0.043	0.021	0.017	0.029
	アセトアルデヒド (μg/m <sup>3</sup> )	2.7	3.9	2.8	2.6	0.96
	ホルムアルデヒド (μg/m <sup>3</sup> )	1.5	1.5	2.1	1.6	1.0
	ニッケル化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	2.3	6.2	2.5	2.7	1.3
	ヒ素及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	1.1	2.2	1.0	1.3	0.91
	ベリリウム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	0.015	0.021	0.016	0.013	0.0095
	マンガン及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	14	13	11	9.4	8.8
	クロム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	3.7	3.8	3.4	2.3	2.1
水銀及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	1.8	0.66	1.5	1.8	1.5	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m <sup>3</sup> )	0.18	0.18	0.20	0.066	0.067	

【測定結果（環境基準等達成状況）】

		平均値	最小値	最大値	環境基準値	指針値	参考値
角島小学校	アクリロニトリル (μg/m <sup>3</sup> )	0.027	<0.004	0.062	-	2.0	-
	塩化ビニルモノマー (μg/m <sup>3</sup> )	0.030	<0.0024	0.095	-	10	-
	塩化メチル (μg/m <sup>3</sup> )	1.6	1.3	2.3	-	94	-
	クロロホルム (μg/m <sup>3</sup> )	0.14	0.065	0.31	-	18	-
	1,2-ジクロロエタン (μg/m <sup>3</sup> )	0.20	0.081	0.45	-	1.6	-
	ジクロロメタン (μg/m <sup>3</sup> )	0.93	0.41	1.5	150	-	-
	テトラクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.032	<0.007	0.21	200	-	-
	トリクロロエチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.023	<0.003	0.12	130	-	-
	トルエン (μg/m <sup>3</sup> )	2.4	0.50	4.8	-	-	-
	1,3-ブタジエン (μg/m <sup>3</sup> )	0.028	<0.004	0.093	-	2.5	-
	ベンゼン (μg/m <sup>3</sup> )	0.56	0.25	1.0	3	-	-
	酸化エチレン (μg/m <sup>3</sup> )	0.029	0.012	0.054	-	-	-
	アセトアルデヒド (μg/m <sup>3</sup> )	0.96	0.30	1.5	-	120	-
	ホルムアルデヒド (μg/m <sup>3</sup> )	1.0	0.21	1.6	-	-	0.8
	ニッケル化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	1.3	0.53	2.7	-	25	-
	ヒ素及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	0.91	0.11	3.0	-	6.0	-
	ベリリウム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	0.0095	<0.006	0.034	-	-	4
	マンガン及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	8.8	1.0	32	-	140	-
	クロム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	2.1	0.55	4.0	-	-	0.25
水銀及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	1.5	1.2	2.0	-	40	-	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m <sup>3</sup> )	0.067	0.0021	0.21	-	-	0.11	

1-10 事業場監視

(1) 大気汚染防止法及び山口県公害防止条例によるばい煙及び揮発性有機化合物の規制状況

規制対象 規制物質	大気汚染防止法	山口県公害防止条例	
	(番号は施行令別表第1の号番号)	指定工場	ばい煙に係る特定施設 (番号は規則別表第2の区分)
硫黄酸化物	全ばい煙発生施設	(総量規制基準) ばい煙に係る原料・燃料の 使用量の総量が1kl/h以上 のもの	①、⑤、⑧
ばいじん	ガス、軽質油を燃料とする小型ボ イラを除く全ばい煙発生施設	無機化学工業製品製造業の 用に供する焙焼炉等	①、②、③
カドミウム及び その化合物	9の一部、14、15	全部	⑥、⑦、⑨、⑩
塩素	16、17、18、19	全部	⑥、⑨、⑩
塩化水素	13、16、17、18、19	全部	④、⑨、⑩
弗素、弗化水素及び弗化 珪素	9の一部、21の一部、20、22、23	全部	⑥、⑨、⑩
鉛及びその化合物	9の一部、14、24、25、26	全部	⑥、⑨、⑩
窒素酸化物	ガス、軽質油を燃料とする小型ボ イラを除く全ばい煙発生施設		
揮発性有機化合物	全揮発性有機化合物排出施設		
シアン化水素及び その他のシアン化合物		全部	⑥、⑦、⑨、⑩
ホルムアルデヒド		全部	⑨、⑩
硫化水素		全部	⑤、⑥
二硫化炭素		全部	⑤、⑨、⑩
ホスゲン		全部	
臭素		全部	
六価クロム		全部	⑦、⑨、⑩
タール状物質		全部	⑨、⑩
水銀及びその化合物	全水銀排出施設	全部	

(2) 大気汚染防止法「ばい煙発生施設」「揮発性有機化合物排出施設」「一般粉じん発生施設」「特定粉じん発生施設」「水銀排出施設」届出状況（令和4年3月31日現在）

区分	項番号	種類	大気汚染防止法	電気・ガス事業法	
ばい煙発生施設	1	ボイラー	296	4	
	2	ガス発生炉	5	0	
	5	金属溶解炉	25	0	
	6	金属加熱炉	58	0	
	9	窯業製品焼成炉	6	0	
	10	無機化学工業製品等の反応炉・直火炉	2	0	
	11	乾燥炉	17	0	
	12	電気炉	3	0	
	13	廃棄物焼却炉	11	0	
	14	亜鉛精錬用焙焼炉	3	0	
	21	複合肥料等製造施設	3	0	
	29	ガスタービン	常用	0	2
			非常用	0	5
	30	ディーゼル機関	常用	3	30
			非常用	1	54
	31	ガス機関	常用	0	10
			非常用	0	1
施設数			433	106	
工場・事業場			132	60	
揮発性有機化合物排出施設	2	塗装施設	1	0	
	施設数		1	0	
	工場・事業場		1	0	
一般粉じん発生施設	2	鉱物又は土石の堆積場	38	0	
	3	ベルトコンベア又はバケットコンベア	61	1	
	4	破碎機又は摩砕機	37	0	
	5	ふるい	10	0	
	施設数		146	1	
	工場・事業場		43	1	
特定粉じん発生施設	施設数		0	0	
	工場・事業場		0	0	
水銀排出施設	1	石炭ボイラー	0	1	
	4	亜鉛・鉛の一次精錬施設	1	0	
	8	廃棄物焼却炉	4	0	
	施設数		5	1	
	工場・事業場		4	1	

(3) 大気汚染防止法「特定粉じん排出等作業」届出状況（令和4年3月31日現在）

大気汚染防止法施行規則別表第七の項番号	作業の種類	令和3年度中の特定粉じん排出等作業実施件数（法第18条の15）		特定建築材料の種類（施行令第3条の3）			
		（第1項） 通常の場合	（第2項） 災害その他非常事態発生による緊急の場合	（第1号） 吹付け石綿	（第2号） 断熱材	（第3号） 保温材	（第4号） 耐火被覆材
1	(A)解体作業	6 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
2	(B)解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、対火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	0 (0)	0 (0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3	(C)解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4	(D)改造・補修作業	14 (9)	3 (3)	0 (0)	1 (0)	15 (12)	1 (0)
(E) 作業数計		20 (9)	3 (3)	2 (0)	3 (0)	17 (12)	1 (0)
(F) 届出数計		20	3	/	/	/	/

(注) ( ) 内には作業実施件数のうち、工作物（建築物を除く）に係る内数で計上

## (4) 山口県公害防止条例に基づく下関市内の指定工場許可状況

	工場名	所在地	SOx 総量 規制適用	適用条件
1	(株)ブリヂストン下関工場	長府港町 3-1	○	SOx、ガス、排水
2	(株)神戸製鋼所長府製造所	長府港町 14-1	○	SOx、ガス、排水
3	丸ーステンレス鋼管(株)	長府港町 13-1	○	排水
4	下関三井化学(株)	彦島迫町 7-1-1	○	SOx、ガス、排水、面積
5	彦島製錬(株)	彦島西山町 1-1-1	○	SOx、ガス、排水
6	三菱造船(株)	彦島江の浦町 6-16-1		排水
7	中国電力(株)（下関発電所）	長府港町 9-1	○	SOx、ガス、排水、面積
8	下関市筋ヶ浜終末処理場	伊崎町 2-21-1		排水
9	日清食品(株)下関工場	小月小島 1-1-12	○	面積
10	下関市彦島終末処理場	彦島福浦町 1-28-31		排水
11	下関市上下水道局長府浄水場	長府豊浦町 1-1		排水
12	キャボットジャパン(株)下関工場	彦島迫町 7-3-15	○	ガス
13	下関市環境センター奥山工場	大字井田字桑木 378	○	ガス
14	下関市山陰終末処理場	大字垢田地先		排水
15	下関市山陽終末処理場	大字宇部乃木浜		排水
16	チヨダウーテ(株)	彦島迫町 7-1-1	○	ガス
17	下関市地方卸売市場唐戸市場	唐戸町 5-50		排水
18	下関バイオマスエネルギー合同会社 （下関バイオマス発電所）	彦島迫町	○	SOx、ガス、排水、面積

## (注) 適用条件

(SOx) 温度が摂氏零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 10m<sup>3</sup> を超える硫黄酸化物に係るばい煙を発生し、及び排出する施設を設置する工場又は事業場。

(ガス) 全ての排出口から大気中に排出される排出ガス(燃料その他の物の燃焼に伴い発生するものに限る。)の総量が、温度が摂氏零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 40,000m<sup>3</sup> 以上の工場又は事業場。

(排水) 1 日当たりの平均的な排水量の総量が 1,000m<sup>3</sup> 以上の工場又は事業場。

(面積) 食料品製造業、繊維工業、パルプ・紙製造業、化学工業、石油製品製造業、電気業又はガス業に係る工場又は事業場であって、その敷地面積が 30,000m<sup>2</sup> 以上のもの。

## 2 水質

### 2-1 環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（改正：平成31年3月環境省告示第46号）

項目	基準値(mg/l)	項目	基準値(mg/l)
カドミウム	≦0.003	PCB	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	≦0.01
鉛	≦0.01	テトラクロロエチレン	≦0.01
六価クロム	≦0.05	1,3-ジクロロプロペン	≦0.002
ひ素	≦0.01	チウラム	≦0.006
総水銀	≦0.0005	シマジン	≦0.003
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	≦0.02
ジクロロメタン	≦0.02	ベンゼン	≦0.01
四塩化炭素	≦0.002	セレン	≦0.01
1,2-ジクロロエタン	≦0.004	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10
1,1-ジクロロエチレン	≦0.1	ふっ素	≦0.8
シス1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	ほう素	≦1
1,1,1-トリクロロエタン	≦1	1,4-ジオキサン	≦0.05
1,1,2-トリクロロエタン	≦0.006		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（下関地域に係るもの）

河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≦1mg/l	≦25mg/l	≧7.5mg/l	≦50 MPN/100ml
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≦2mg/l	≦25mg/l	≧7.5mg/l	≦1,000 MPN/100ml
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≦3mg/l	≦25mg/l	≧5mg/l	≦5,000 MPN/100ml

湖沼（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	≦3mg/l	≦5mg/l	≧7.5mg/l	≦1,000 MPN/100ml

湖沼（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く）水産1種水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	≦0.2mg/l	≦0.01mg/l

海域（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	≤2mg/l	≥7.5mg/l	≤1,000 MPN/100ml	検出されな いこと

海域（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	≤0.2mg/l	≤0.02mg/l
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	≤0.3mg/l	≤0.03mg/l

(注)

- 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)
- 水産1級(河川) : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級(河川)及び水産3級の  
水産生物用
- “ (湖沼) : ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級(湖沼)及び水産3級の  
水産生物用
- “ (海域) : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級(海域)の水産生物用
- 水産2級(河川) : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- “ (湖沼) : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- “ (海域) : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 水産3級(河川) : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- “ (湖沼) : コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 水産1種(湖沼) : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- “ (海域) : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 水産2種(湖沼) : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- “ (海域) : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 水産3種(湖沼) : コイ、フナ等の水産生物用
- “ (海域) : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
- 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 下関市域における公共用水域の水域類型の指定（環境基準の類型指定）

水域	対象基準項目	類型	達成期間	範囲	指定年月日
川棚川水系	河川	A	イ	新井手堰より上流域	S58. 4. 12
	河川	B	イ	新井手堰より下流域	
綾羅木川水系	河川	A	ロ	観月橋より上流域	S50. 3. 31
	河川	B	ロ	観月橋より下流域	
友田川水系	河川	A	ロ	山陰本線鉄橋より上流域	
	河川	B	ロ	山陰本線鉄橋より下流域	
武久川水系	河川	B	ハ	全域	
木屋川水系	河川	A	ロ	吉田堰より上流域	S47. 6. 15
	河川	B	ロ	吉田堰より下流域	
栗野川水系	河川	AA	イ	蓋之井川	S50. 3. 31
	河川	A	イ	栗野川	
豊田湖	湖沼（ア）	A	ハ	全域	S62. 4. 21
	湖沼（イ）	II	ニ		H10. 3. 13
響灘及び周防灘	海域（ア）	A	イ	下関地先の響灘、周防灘側の海域	S49. 5. 13
	海域（イ）	II	イ		H 9. 4. 28
豊浦・豊北地先	海域（ア）	A	イ	豊浦・豊北地先の海域	S57. 4. 6
	海域（イ）	I	イ		H 9. 10. 31

(注) 達成期間欄の「イ」は直ちに、「ロ」は5年以内で可及的速やかに、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示し、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める、を示す。

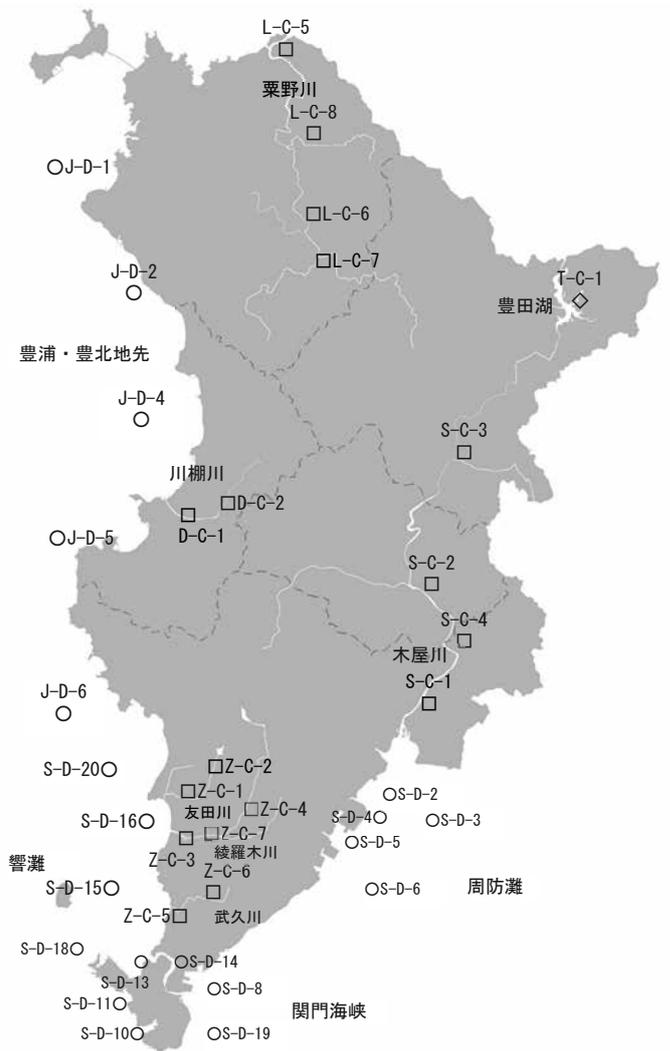
2-2 下関市公共用水域水質環境基準監視地点

河川									
河川名	地点番号	名称	類型	統一地点番号	河川名	地点番号	名称	類型	統一地点番号
川棚川	D-C-①	下村大橋	B	59-01	木屋川	S-C-①	豊厚橋	B	9-01
	D-C-②	上畔橋	A	60-01		S-C-4	吉田堰	A	10-51
綾羅木川	Z-C-③	望洋橋	B	47-01		S-C-②	豊東橋	A	10-01
	Z-C-④	石原橋	A	48-01	S-C-③	鳴瀬橋	A	10-02	
友田川	Z-C-7	観月橋	A	48-51	粟野川	L-C-⑤	郷の橋	A	51-01
	Z-C-①	安永橋	B	49-01		L-C-⑥	滑川合流点	A	51-02
武久川	Z-C-②	胡麻多橋	A	50-01		L-C-⑦	出合橋	A	51-03
	Z-C-⑤	汐入橋	B	46-01		L-C-⑧	蓋之井川合流点上流	AA	52-01
	Z-C-⑥	生野橋	B	46-02					

湖沼					
湖沼名	地点番号	位置（座標）		類型	統一地点番号
豊田湖	T-C-①	N34° 14' 35"	E131° 07' 33"	A, II	504-01

海域						
海域名	地点番号	位置（座標）		類型	統一地点番号	
響灘及び周防灘水域	S-D-2	N34° 01' 24"	E131° 01' 55"	A, II	633-52	
	S-D-③	N34° 00' 20"	E131° 03' 22"	A, II	633-01	
	S-D-4	N34° 00' 18"	E131° 01' 45"	A, II	633-53	
	S-D-5	N34° 00' 22"	E131° 00' 33"	A, II	633-54	
	S-D-⑥	N33° 59' 09"	E131° 00' 42"	A, II	633-02	
	S-D-8	N33° 56' 48"	E130° 55' 55"	A, II	633-56	
	S-D-10	N33° 55' 10"	E130° 54' 00"	A, II	633-58	
	S-D-11	N33° 56' 10"	E130° 53' 34"	A, II	633-59	
	S-D-13	N33° 57' 09"	E130° 53' 57"	A, II	633-61	
	S-D-14	N33° 56' 59"	E130° 55' 05"	A, II	633-62	
	S-D-⑮	N33° 57' 40"	E130° 53' 36"	A, II	633-03	
	S-D-16	N34° 00' 40"	E130° 54' 29"	A, II	633-63	
	S-D-18	N33° 57' 18"	E130° 52' 00"	A, II	633-65	
	S-D-19	N33° 54' 46"	E130° 55' 23"	A, II	633-66	
	S-D-⑳	N34° 01' 33"	E130° 53' 32"	A, II	633-04	
	豊浦・豊北地先水域	J-D-①	N34° 17' 42"	E130° 50' 51"	A, I	658-01
		J-D-②	N34° 14' 12"	E130° 52' 51"	A, I	658-02
		J-D-④	N34° 11' 42"	E130° 53' 21"	A, I	658-03
		J-D-⑤	N34° 08' 12"	E130° 49' 51"	A, I	658-04
J-D-⑥		N34° 03' 12"	E130° 51' 51"	A, I	658-05	

(注) 地点番号の○は基準点



2-3 河川環境監視結果

(1) 主要河川の水質調査結果①(令和3年4月~令和4年3月)

測定項目	測定地点 測定値	川棚川 上野橋A (D-C-2)			川棚川 下村大橋B (D-C-1)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
生活環境項目	pH	7.8	7.4 ~ 8.8	1 / 12	7.5	7.0 ~ 7.9	0 / 12
	DO	(mg/l) 10	7.5 ~ 13	0 / 12	10	8.2 ~ 12	0 / 12
	BOD	(mg/l) (75%値) 0.5	<0.5 ~ 0.6	0 / 12	0.6	<0.5 ~ 0.8	0 / 12
	COD	(mg/l) (75%値) 0.6			3.5	2.0 ~ 5.1	/ 6
	SS	(mg/l) 1	<1 ~ 2	0 / 12	2	<1 ~ 7	0 / 12
	大腸菌群数	(MPN/100ml) 1.5E+04	1.7E+02 ~ 9.4E+04	7 / 12	1.4E+04	3.1E+02 ~ 4.9E+04	6 / 12
	n-ヘキササン抽出物質	(mg/l) ND			ND	ND	/ 2
	全窒素	(mg/l) 0.001	<0.001 ~ 0.001	/ 2	0.45	0.33 ~ 0.59	/ 6
	全燐	(mg/l) 0.001	<0.001 ~ 0.001	/ 2	0.042	0.013 ~ 0.11	/ 6
	全亜鉛	(mg/l) 0.001	<0.001 ~ 0.001	/ 2	0.002	0.001 ~ 0.003	/ 2
健康項目	カドミウム	(mg/l) ND			<0.0003	<0.0003	0 / 2
	シアン	(mg/l) ND			ND	ND	0 / 2
	鉛	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	0 / 2
	クロム(六価)	(mg/l) ND			<0.04	<0.04	0 / 2
	ヒ素	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	0 / 2
	総水銀	(mg/l) ND			<0.0005	<0.0005	0 / 4
	アルキル水銀	(mg/l) ND			ND	ND	0 / 4
	PCB	(mg/l) ND			ND	ND	0 / 2
	ジクロロメタン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	四塩化炭素	(mg/l) ND			<0.0002	<0.0002	0 / 2
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l) ND			<0.0004	<0.0004	0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l) ND			<0.0006	<0.0006	0 / 2
	トリクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	テトラクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l) ND			<0.0002	<0.0002	0 / 2
	チウラム	(mg/l) ND			<0.0006	<0.0006	0 / 1
	シマジン	(mg/l) ND			<0.0003	<0.0003	0 / 1
	チオベンカルブ	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 1
	ベンゼン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2
	セレン	(mg/l) ND			<0.002	<0.002	0 / 2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l) 0.1	0.1	0 / 2	0.09	0.02 ~ 0.16	0 / 2	
ふっ素	(mg/l) ND						
ほう素	(mg/l) ND						
1,4-ジオキサ	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	0 / 2	
その他の項目	銅	(mg/l) ND			<0.01	<0.01	/ 1
	鉄(溶解性)	(mg/l) ND			0.1	0.1	/ 1
	マンガン(溶解性)	(mg/l) ND			0.02	0.02	/ 1
	クロム	(mg/l) ND			<0.04	<0.04	/ 1
	亜硝酸性窒素	(mg/l) ND			<0.01	<0.01	/ 2
	塩素イオン	(mg/l) 2.3E+02			3.6E+01	~ 7.6E+02	/ 4
	陰イオン界面活性剤	(mg/l) ND			0.02	0.01 ~ 0.02	/ 2
	クロロホルム	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2
	トルエン	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2
	キシレン	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2
	トリハロメタン生成能	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2

(注)

- ・「A」「B」は生活環境項目  
環境基準の類型A・Bを示す。
- ・「m」は環境基準を超えた回数
- ・「n」は測定回数
- ・空欄は環境基準が定められていない。
- ・大腸菌群数欄における6.1E+03は、 $6.1 \times 10^3 = 6100$ を、  
3.4E+04は、 $3.4 \times 10^4 = 34000$ を示す。
- ・75%値は、n個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき0.75×n番目になる数値

生活環境の保全に関する環境基準は、公共用水域が通常の状態のもとにあるときに測定することとなっており、全窒素及び全燐以外の環境基準値は日間平均値として定められているので測定されたデータが、通常の状態以外のもので測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足することをもって環境基準が達成されていると考える。しかし、低水量、低水位等の把握は困難であり、運用上、BODについては、測定されたデータの年間データのうち75%以上のデータが基準値を満足することをもって、環境基準に適合しているとみなすこととしている。

測定項目	測定地点 測定値	綾羅木川 石原橋A (Z-C-4)			綾羅木川 観月橋A (Z-C-7)			綾羅木川 望洋橋B (Z-C-3)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
生活環境項目	pH	7.7	7.4 ~ 8.1	0 / 12	7.6	7.4 ~ 7.9	0 / 12	7.6	7.3 ~ 7.9	0 / 12
	DO	(mg/l) 10	7.4 ~ 13	1 / 12	9.7	6.9 ~ 12	1 / 12	7.1	5.1 ~ 10	0 / 12
	BOD	(mg/l) (75%値) 0.7	0.5 ~ 1.2	0 / 12	1.1	<0.5 ~ 2.6	2 / 12	0.7	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
	COD	(mg/l) (75%値) 0.7			(1.1)			(0.7)		
	SS	(mg/l) 1	<1 ~ 3	0 / 12	3	<1 ~ 14	0 / 12	2.8	1.9 ~ 4.3	/ 6
	大腸菌群数	(MPN/100ml) 6.7E+03	2.2E+02 ~ 2.7E+04	10 / 12	1.6E+04	7.9E+02 ~ 1.3E+05	9 / 12	6.5E+03	3.3E+02 ~ 3.3E+04	2 / 12
	n-ヘキササン抽出物質	(mg/l) ND			ND	ND		ND	ND	/ 2
	全窒素	(mg/l) 0.001	0.001	/ 2	0.006	0.006	/ 2	1.1	0.86 ~ 1.2	/ 6
	全燐	(mg/l) 0.001			0.067	0.035 ~ 0.077	/ 6	0.067	0.035 ~ 0.077	/ 6
	全亜鉛	(mg/l) 0.001			0.006	0.004 ~ 0.007	/ 2	0.006	0.004 ~ 0.007	/ 2
健康項目	カドミウム	(mg/l) ND			<0.0003	<0.0003	0 / 2	<0.0003	<0.0003	0 / 2
	シアン	(mg/l) ND			ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 2
	鉛	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2
	クロム(六価)	(mg/l) ND			<0.04	<0.04	0 / 2	<0.04	<0.04	0 / 2
	ヒ素	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2
	総水銀	(mg/l) ND			<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	0 / 4
	アルキル水銀	(mg/l) ND			ND	ND	0 / 4	ND	ND	0 / 4
	PCB	(mg/l) ND			ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 2
	ジクロロメタン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	四塩化炭素	(mg/l) ND			<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l) ND			<0.0004	<0.0004	0 / 2	<0.0004	<0.0004	0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l) ND			<0.0006	<0.0006	0 / 2	<0.0006	<0.0006	0 / 2
	トリクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	テトラクロロエチレン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l) ND			<0.0002	<0.0002	0 / 2	<0.0002	<0.0002	0 / 2
	チウラム	(mg/l) ND			<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1
	シマジン	(mg/l) ND			<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	0 / 1
	チオベンカルブ	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	ベンゼン	(mg/l) ND			<0.001	<0.001	0 / 2	<0.001	<0.001	0 / 2
	セレン	(mg/l) ND			<0.002	<0.002	0 / 2	<0.002	<0.002	0 / 2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l) 0.26	<0.1	0 / 2				0.26	0.24 ~ 0.28	0 / 2	
ふっ素	(mg/l) ND									
ほう素	(mg/l) ND									
1,4-ジオキサ	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	0 / 2	<0.005	<0.005	0 / 2	
その他の項目	銅	(mg/l) ND			<0.01	<0.01	/ 1	<0.01	<0.01	/ 1
	鉄(溶解性)	(mg/l) ND			<0.1	<0.1	/ 1	<0.1	<0.1	/ 1
	マンガン(溶解性)	(mg/l) ND			0.1	0.1	/ 1	0.1	0.1	/ 1
	クロム	(mg/l) ND			<0.04	<0.04	/ 1	<0.04	<0.04	/ 1
	亜硝酸性窒素	(mg/l) ND			<0.01	<0.01	/ 2	<0.01	<0.01	/ 2
	塩素イオン	(mg/l) 1.1E+04			5.2E+03	~ 1.6E+04	/ 4	5.2E+03	~ 1.6E+04	/ 4
	陰イオン界面活性剤	(mg/l) 0.07	<0.1	0 / 2	0.07	~ 0.07	/ 2	0.07	~ 0.07	/ 2
	クロロホルム	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2	<0.005	<0.005	/ 2
	トルエン	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2	<0.005	<0.005	/ 2
	キシレン	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2	<0.005	<0.005	/ 2
	トリハロメタン生成能	(mg/l) ND			<0.005	<0.005	/ 2	<0.005	<0.005	/ 2

(1) 主要河川の水質調査結果②（令和3年4月～令和4年3月）

測定地点		友田川 胡麻多橋A (Z-C-2)				友田川 安永橋B (Z-C-1)				
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	7.9	7.5	～	8.6	7.7	7.2	～	8.0	0 / 12
	DO (mg/l)	10	7.8	～	15	6.6	3.9	～	8.5	1 / 12
	BOD (mg/l)	0.7 (0.8)	<0.5	～	1.1	1.0 (1.2)	0.5	～	2.6	0 / 12
	COD (mg/l)					3.0	1.4	～	4.4	/ 6
	SS (mg/l)	1	<1	～	5	4	2	～	8	0 / 12
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	8.1E+03	2.7E+02	～	3.3E+04	4.5E+04	4.9E+02	～	1.7E+05	7 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)					ND	ND			/ 2
	全窒素 (mg/l)					1.2	0.95	～	1.4	/ 6
	全燐 (mg/l)					0.075	0.024	～	0.14	/ 6
	全亜鉛 (mg/l)	0.002	<0.001	～	0.003	0.003	<0.001	～	0.005	/ 2
健康項目	カドミウム (mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン (mg/l)					ND	ND			0 / 2
	鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)					<0.04	<0.04			0 / 2
	ヒ素 (mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2
	総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)					ND	ND			0 / 4
	PCB (mg/l)					ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 1
チオベンカルブ (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002			0 / 2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.51	0.20	～	0.81	0 / 2	
ふっ素 (mg/l)	0.1	0.1							0 / 2	
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1							0 / 2	
1,4-ジオキサン (mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2	
その他の項目	銅 (mg/l)					<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)					<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)					0.05	0.05			/ 1
	クロム (mg/l)					<0.04	<0.04			/ 1
	亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.01	<0.01	～	0.01	/ 2
	塩素イオン (mg/l)					1.1E+04	5.0E+03	～	1.6E+04	/ 4
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)					0.10	0.09	～	0.11	/ 2
	クロロホルム (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	トルエン (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	キシレン (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	トリハロメタン生成能 (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	測定地点		武久川 生野橋B (Z-C-6)				武久川 汐入橋B (Z-C-5)			
	測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	平均値	最小値	～	最大値
生活環境項目	pH	8.2	7.8	～	8.8	7.9	7.6	～	8.2	0 / 12
	DO (mg/l)	10	7.4	～	15	8.9	7.2	～	11	0 / 12
	BOD (mg/l)	1.3 (0.9)	<0.5	～	5.1	0.9 (0.8)	<0.5	～	2.3	0 / 12
	COD (mg/l)					2.5	1.4	～	3.9	/ 6
	SS (mg/l)	1	<1	～	1	2	<1	～	5	0 / 12
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	1.8E+04	3.3E+02	～	7.9E+04	3.3E+03	3.3E+02	～	7.9E+03	2 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)					ND	ND			/ 2
	全窒素 (mg/l)					1.3	0.97	～	1.7	/ 6
	全燐 (mg/l)					0.049	0.022	～	0.062	/ 6
	全亜鉛 (mg/l)	0.008	0.008			0.010	0.009	～	0.010	/ 2
健康項目	カドミウム (mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン (mg/l)					ND	ND			0 / 2
	鉛 (mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)					<0.04	<0.04			0 / 2
	ヒ素 (mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2
	総水銀 (mg/l)					<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)					ND	ND			0 / 4
	PCB (mg/l)					ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)					<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム (mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン (mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 1
チオベンカルブ (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
ベンゼン (mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 2	
セレン (mg/l)					<0.002	<0.002			0 / 2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)					0.60	0.21	～	0.99	0 / 2	
ふっ素 (mg/l)	<0.1	<0.1							0 / 2	
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1							0 / 2	
1,4-ジオキサン (mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 2	
その他の項目	銅 (mg/l)					<0.01	<0.01			/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)					<0.1	<0.1			/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)					0.07	0.07			/ 1
	クロム (mg/l)					<0.04	<0.04			/ 1
	亜硝酸性窒素 (mg/l)					<0.01	<0.01			/ 2
	塩素イオン (mg/l)					9.4E+03	6.2E+03	～	1.5E+04	/ 4
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)					0.06	0.06			/ 2
	クロロホルム (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	トルエン (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	キシレン (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2
	トリハロメタン生成能 (mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2

(1) 主要河川の水質調査結果③ (令和3年4月~令和4年3月)

測定項目	測定地点 測定値	木屋川 豊東橋A (S-C-2)			木屋川 鳴瀬橋A (S-C-3)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
生活環境項目	pH	7.9	7.3 ~ 8.5	0 / 12	7.8	7.2 ~ 8.1	0 / 12
	DO (mg/l)	10	8.4 ~ 14	0 / 12	10	8.2 ~ 13	0 / 12
	BOD (mg/l)	0.8	0.6 ~ 1.2	0 / 12	0.7	<0.5 ~ 1.1	0 / 12
	(75%値)	(0.8)			(0.8)		
	COD (mg/l)						
	SS (mg/l)	2	<1 ~ 5	0 / 12	1	<1 ~ 4	0 / 12
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	6.3E+03	1.0E+02 ~ 2.4E+04	8 / 12	8.8E+03	2.4E+02 ~ 5.4E+04	7 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)						
	全窒素 (mg/l)						
	全燐 (mg/l)						
全亜鉛 (mg/l)	0.002	<0.001 ~ 0.002	/ 2	0.002	0.001 ~ 0.002	/ 2	
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	0 / 1
	シアン (mg/l)	ND	ND	0 / 1	ND	ND	0 / 1
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1
	クロム(六価) (mg/l)	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	0 / 1
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	0 / 1
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND	0 / 1	ND	ND	0 / 1
	PCB (mg/l)						
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	0 / 1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	0 / 1
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	0 / 1
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	0 / 1	
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	0 / 1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.29	0.29	0 / 1	0.27	0.27	0 / 1	
ふっ素 (mg/l)	<0.1	<0.1	0 / 2	<0.1	<0.1	0 / 1	
ほう素 (mg/l)	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	0 / 1	
1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	0 / 1	
その他の項目	銅 (mg/l)	<0.01	<0.01	/ 1	<0.01	<0.01	/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1	/ 1	<0.1	<0.1	/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01	/ 1	<0.01	<0.01	/ 1
	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04	/ 1	<0.04	<0.04	/ 1
	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01	/ 1	<0.01	<0.01	/ 1
	塩素イオン (mg/l)						
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)						
	クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 2			
	トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 2			
	キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 2			
トリハロメタン生成能 (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 1	<0.005	<0.005	/ 1	
測定地点 測定値	木屋川 吉田堰A (S-C-4)			木屋川 豊厚橋B (S-C-1)			
	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	
生活環境項目	pH	7.9	7.2 ~ 8.3	0 / 12	7.5	7.2 ~ 7.9	0 / 12
	DO (mg/l)	10	7.7 ~ 13	0 / 12	8.1	4.6 ~ 11	1 / 12
	BOD (mg/l)	1.0	0.5 ~ 1.9	0 / 12	0.6	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
	(75%値)	(1.4)			(0.6)		
	COD (mg/l)				3.3	1.7 ~ 5.8	/ 6
	SS (mg/l)	2	<1 ~ 3	0 / 12	6	2 ~ 14	0 / 12
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	8.5E+03	4.9E+02 ~ 3.4E+04	9 / 12	3.1E+03	3.3E+01 ~ 9.4E+03	3 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)				ND	ND	/ 2
	全窒素 (mg/l)				0.62	0.47 ~ 0.80	/ 6
	全燐 (mg/l)				0.051	0.023 ~ 0.086	/ 6
全亜鉛 (mg/l)	0.002	0.001 ~ 0.003	/ 2	0.004	0.003 ~ 0.004	/ 2	
健康項目	カドミウム (mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 2
	シアン (mg/l)				ND	ND	0 / 2
	鉛 (mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)				<0.04	<0.04	0 / 2
	ヒ素 (mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
	総水銀 (mg/l)				<0.0005	<0.0005	0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)				ND	ND	0 / 4
	PCB (mg/l)				ND	ND	0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004	<0.0004	0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2
	チウラム (mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 1
	シマジン (mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 1	
ベンゼン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2	
セレン (mg/l)				<0.002	<0.002	0 / 2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.13	0.13	0 / 2	
ふっ素 (mg/l)							
ほう素 (mg/l)							
1,4-ジオキサン (mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2	
その他の項目	銅 (mg/l)				<0.01	<0.01	/ 1
	鉄(溶解性) (mg/l)				<0.1	<0.1	/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)				<0.01	<0.01	/ 1
	クロム (mg/l)				<0.04	<0.04	/ 1
	亜硝酸性窒素 (mg/l)				<0.01	<0.01	/ 2
	塩素イオン (mg/l)				7.8E+03	4.0E+03 ~ 1.3E+04	/ 4
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)				0.04	0.03 ~ 0.04	/ 2
	クロロホルム (mg/l)						
	トルエン (mg/l)						
	キシレン (mg/l)						
トリハロメタン生成能 (mg/l)				<0.005	<0.005	/ 2	

(1) 主要河川の水質調査結果④（令和3年4月～令和4年3月）

測定地点		粟野川 蓋之井川合流点上流A A (L-C-8)				粟野川 郷の橋A (L-C-5)						
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	
生活環境項目	pH	7.9	7.5	～	8.2	0 / 6	7.5	7.2	～	8.0	0 / 6	
	DO	(mg/l)	9.6	7.5	～	12	0 / 6	8.5	6.5	～	10	1 / 6
	BOD (75%値)	(mg/l)	0.5	<0.5	～	0.6	0 / 6	0.5	<0.5	～	0.5	0 / 6
	COD	(mg/l)	(0.5)					(0.5)				
	SS	(mg/l)	<1	<1	～		0 / 6	2.7	1.5	～	3.3	0 / 6
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	(mg/l)	4.7E+03	3.3E+01	～	1.7E+04	5 / 6	3	1	～	5	0 / 6
	n-ヘキササン抽出物質	(mg/l)						2.7E+03	4.9E+01	～	4.9E+03	4 / 6
	全窒素	(mg/l)						ND	ND			/ 2
	全燐	(mg/l)						0.44	0.30	～	0.60	/ 6
	全亜鉛	(mg/l)	0.001	<0.001	～	0.001	/ 2	0.036	0.010	～	0.085	/ 6
健康項目	カドミウム	(mg/l)					0.002	0.001	～	0.002	/ 2	
	シアン	(mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 1	
	鉛	(mg/l)					ND	ND			0 / 1	
	クロム(六価)	(mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 1	
	ヒ素	(mg/l)					<0.04	<0.04			0 / 1	
	総水銀	(mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 1	
	アルキル水銀	(mg/l)					<0.0005	<0.0005			0 / 1	
	PCB	(mg/l)					ND	ND			0 / 1	
	ジクロロメタン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
	四塩化炭素	(mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 1	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)					<0.0004	<0.0004			0 / 1	
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 1	
	トリクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
	テトラクロロエチレン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1	
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)					<0.0002	<0.0002			0 / 1	
	チウラム	(mg/l)					<0.0006	<0.0006			0 / 1	
	シマジン	(mg/l)					<0.0003	<0.0003			0 / 1	
チオベンカルブ	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1		
ベンゼン	(mg/l)					<0.001	<0.001			0 / 1		
セレン	(mg/l)					<0.002	<0.002			0 / 1		
その他の項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)										
	ふっ素	(mg/l)										
	ほう素	(mg/l)										
	1,4-ジオキサン	(mg/l)					<0.005	<0.005			0 / 1	
	銅	(mg/l)					<0.01	<0.01			/ 1	
	鉄(溶解性)	(mg/l)					<0.1	<0.1			/ 1	
	マンガン(溶解性)	(mg/l)					<0.01	<0.01			/ 1	
	クロム	(mg/l)										
	亜硝酸性窒素	(mg/l)										
	塩素イオン	(mg/l)					4.3E+03	1.7E+02	～	1.2E+04	/ 4	
陰イオン界面活性剤	(mg/l)											
クロロホルム	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2		
トルエン	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2		
キシレン	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 2		
トリハロメタン生成能	(mg/l)					<0.005	<0.005			/ 1		

測定地点		粟野川 滑川合流点A (L-C-6)				粟野川 出合橋A (L-C-7)						
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	
生活環境項目	pH	8.2	7.9	～	8.4	0 / 6	8.1	7.9	～	8.2	0 / 6	
	DO	(mg/l)	10	8.9	～	13	0 / 6	11	9.0	～	14	0 / 6
	BOD (75%値)	(mg/l)	0.7	<0.5	～	1.3	0 / 6	0.6	<0.5	～	0.8	0 / 6
	COD	(mg/l)	(0.8)					(0.6)				
	SS	(mg/l)	1	<1	～	1	0 / 6	1	<1	～	2	0 / 6
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	(mg/l)	5.3E+03	2.4E+02	～	1.7E+04	4 / 6	7.8E+03	7.9E+01	～	3.4E+04	3 / 6
	n-ヘキササン抽出物質	(mg/l)										
	全窒素	(mg/l)										
	全燐	(mg/l)										
	全亜鉛	(mg/l)	0.001	<0.001	～	0.001	/ 2	<0.001	<0.001			/ 2
健康項目	カドミウム	(mg/l)										
	シアン	(mg/l)										
	鉛	(mg/l)										
	クロム(六価)	(mg/l)										
	ヒ素	(mg/l)										
	総水銀	(mg/l)										
	アルキル水銀	(mg/l)										
	PCB	(mg/l)										
	ジクロロメタン	(mg/l)										
	四塩化炭素	(mg/l)										
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)										
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)										
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)										
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)										
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)										
	トリクロロエチレン	(mg/l)										
	テトラクロロエチレン	(mg/l)										
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)										
	チウラム	(mg/l)										
	シマジン	(mg/l)										
チオベンカルブ	(mg/l)											
ベンゼン	(mg/l)											
セレン	(mg/l)											
その他の項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)										
	ふっ素	(mg/l)					<0.1	<0.1			0 / 2	
	ほう素	(mg/l)					<0.1	<0.1			0 / 2	
	1,4-ジオキサン	(mg/l)										
	銅	(mg/l)										
	鉄(溶解性)	(mg/l)										
	マンガン(溶解性)	(mg/l)										
	クロム	(mg/l)										
	亜硝酸性窒素	(mg/l)										
	塩素イオン	(mg/l)										
陰イオン界面活性剤	(mg/l)											
クロロホルム	(mg/l)											
トルエン	(mg/l)											
キシレン	(mg/l)											
トリハロメタン生成能	(mg/l)											

(2) 湖沼の水質調査結果（令和3年4月～令和4年3月）

測定項目	測定地点	豊田湖 表層 (T-C-1)				豊田湖 中層 (T-C-1)				豊田湖 下層 (T-C-1)				
		測定値	平均値	最小値	～ 最大値	m / n	平均値	最小値	～ 最大値	m / n	平均値	最小値	～ 最大値	m / n
生活環境項目	pH		8.5	7.4	～ 9.5	5 / 12	7.9	7.3	～ 8.6	1 / 11	7.6	7.2	～ 8.2	0 / 12
	DO (mg/l)		9.8	6.5	～ 12	2 / 12	9.0	3.2	～ 12	3 / 11	8.1	2.9	～ 13	6 / 12
	BOD (mg/l)													
	COD (mg/l)		4.2	2.5	～ 10	8 / 12	3.5	2.6	～ 4.4	8 / 11	3.3	2.4	～ 7.1	5 / 12
	(75%値)		(4.1)				(4.0)				(3.2)			
	SS (mg/l)		3	<1	～ 10	1 / 12	2	<1	～ 3	0 / 11	2	<1	～ 3	0 / 12
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		7.5E+03	5.0E+00	～ 5.4E+04	2 / 12	9.9E+03	2.2E+01	～ 9.2E+04	4 / 11	1.6E+04	8.0E+00	～ >1.6E+05	5 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)													
	全窒素 (mg/l)		0.39	0.14	～ 0.82	11 / 12								
	全燐 (mg/l)		0.016	0.005	～ 0.037	9 / 12								
全亜鉛 (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 2									
健康項目	カドミウム (mg/l)		<0.0003	<0.0003		0 / 1								
	シアン (mg/l)		ND	ND		0 / 1								
	鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005		0 / 1								
	クロム(六価) (mg/l)		<0.04	<0.04		0 / 1								
	ヒ素 (mg/l)		<0.005	<0.005		0 / 2								
	総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005		0 / 1								
	アルキル水銀 (mg/l)		ND	ND		0 / 1								
	PCB (mg/l)		ND	ND		0 / 1								
	ジクロロメタン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1								
	四塩化炭素 (mg/l)		<0.0002	<0.0002		0 / 1								
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)		<0.0004	<0.0004		0 / 1								
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1								
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1								
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1								
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)		<0.0006	<0.0006		0 / 1								
	トリクロロエチレン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1								
	テトラクロロエチレン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1								
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)		<0.0002	<0.0002		0 / 1								
	チウラム (mg/l)		<0.0006	<0.0006		0 / 1								
	シマジン (mg/l)		<0.0003	<0.0003		0 / 1								
チオベンカルブ (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1									
ベンゼン (mg/l)		<0.001	<0.001		0 / 1									
セレン (mg/l)		<0.002	<0.002		0 / 1									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)		0.02	0.02		0 / 1									
ふっ素 (mg/l)		<0.1	<0.1		0 / 1									
ほう素 (mg/l)		<0.1	<0.1		0 / 1									
1,4-ジオキサン (mg/l)		<0.005	<0.005		0 / 1									
その他の項目	銅 (mg/l)		<0.01	<0.01		/ 1								
	鉄(溶解性) (mg/l)		<0.1	<0.1		/ 1								
	マンガン(溶解性) (mg/l)		<0.01	<0.01		/ 1								
	クロム (mg/l)		<0.04	<0.04		/ 1								
	亜硝酸性窒素 (mg/l)		<0.01	<0.01		/ 1								
	塩素イオン (mg/l)													
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)													
	クロロホルム (mg/l)		<0.005	<0.005		/ 2								
トルエン (mg/l)		<0.005	<0.005		/ 2									
キシレン (mg/l)		<0.005	<0.005		/ 2									
トリハロメタン生成能 (mg/l)		<0.005	<0.005		/ 1									

(3) その他の河川（小河川等）の水質調査結果

採水年月日 左側：令和3年4月9日

右側：令和3年10月12日・10月13日

		浜田川		神田川		榎栗川		西田川		八幡川		印内川		壇貝川	
生活環境項目	pH	8.0	7.3	8.3	7.5	7.7	7.3	8.3	7.7	8.3	7.7	8.5	7.9	8.2	7.6
	DO (mg/l)	9.9	7.1	11	8.5	10	5.0	10	8.5	10	8.2	12	9.7	11	8.7
	BOD (mg/l)	0.6	0.5	1.2	0.6	3.4	0.6	0.8	0.7	0.8	0.6	1.4	0.6	0.8	<0.5
	COD (mg/l)	2.9	3.5	3.9	3.0	5.8	3.3	2.7	3.3	2.7	3.1	4.0	2.4	2.3	2.1
	SS (mg/l)	6	18	13	1	17	10	1	3	4	1	6	<1	1	1
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	4.9E+02	1.3E+04	3.3E+02	2.7E+04	4.9E+03	3.3E+04	2.7E+03	1.4E+04	4.6E+02	1.7E+03	2.4E+03	3.3E+04	4.6E+03	4.9E+04
	全窒素 (mg/l)	0.67	0.81	0.78	0.97	2.7	1.7	0.96	0.85	0.54	0.43	1.4	1.6	1.1	1.1
	全磷 (mg/l)	0.063	0.094	0.075	0.044	0.30	0.14	0.095	0.10	0.041	0.028	0.21	0.22	0.22	0.22
	全亜鉛 (mg/l)	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003
	シアン (mg/l)	ND		ND		ND		ND		ND		ND		ND	
	鉛 (mg/l)	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	
	クロム(六価) (mg/l)	<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04	
	ヒ素 (mg/l)	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	
	総水銀 (mg/l)	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	アルキル水銀 (mg/l)	ND		ND		ND		ND		ND		ND		ND	
	セレン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.48		0.65		1.0		0.82		0.45		1.2		0.72	
	ふっ素 (mg/l)	0.1		<0.1		0.3		0.1		0.1		0.1		0.2	
	ほう素 (mg/l)	0.3		<0.1		1.3		<0.1		<0.1		0.2		0.9	
その他の項目	銅 (mg/l)	<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01	
	鉄(溶解性) (mg/l)	0.1		0.1		0.1		0.1		<0.1		<0.1		<0.1	
	マンガン(溶解性) (mg/l)	0.01		0.04		0.09		0.07		<0.01		<0.01		0.01	
	クロム (mg/l)	<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04		<0.04	
	塩素イオン (mg/l)	1.200		28		5.400		89		34		950		3.500	
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)		0.02		<0.01		0.05		0.02		0.01		0.01		0.02
		前田川		田中川		福浦川		本郷川		堂道川		水尻川		吉永川	
生活環境項目	pH	8.7	7.9	8.8	8.4	8.6	8.3	8.0		7.1		7.4		8.0	
	DO (mg/l)	11	8.7	12	11	12	12	8.7		7.5		9.2		8.3	
	BOD (mg/l)	1.2	1.0	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5		<0.5		0.6		0.7	
	COD (mg/l)	3.5	3.6	2.3	2.4	1.9	2.2	1.7		3.4		2.5		2.8	
	SS (mg/l)	2	15	2	2	<1	<1	1		<1		<1		<1	
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7.9E+03	3.3E+04	1.7E+03	1.0E+04	2.2E+02	4.6E+03	1.7E+04		1.7E+04		3.3E+04		1.7E+04	
	全窒素 (mg/l)	4.1	3.7	0.97	1.7	1.1	1.5	0.45		0.39		0.74		0.81	
	全磷 (mg/l)	0.14	0.12	0.097	0.14	0.081	0.12	0.046		0.093		0.029		0.092	
	全亜鉛 (mg/l)	<0.001		<0.001		<0.001									
	健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003		<0.0003		<0.0003								
	シアン (mg/l)	ND		ND		ND									
	鉛 (mg/l)	<0.005		<0.005		<0.005									
	クロム(六価) (mg/l)	<0.04		<0.04		<0.04									
	ヒ素 (mg/l)	<0.005		<0.005		<0.005									
	総水銀 (mg/l)	<0.0005		<0.0005		<0.0005									
	アルキル水銀 (mg/l)	ND		ND		ND									
	セレン (mg/l)	<0.002		<0.002		<0.002									
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	3.8		0.78		0.98									
	ふっ素 (mg/l)	0.2		<0.1		0.1									
	ほう素 (mg/l)	0.2		<0.1		<0.1									
その他の項目	銅 (mg/l)	<0.01		<0.01		<0.01									
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1		<0.1		<0.1									
	マンガン(溶解性) (mg/l)	0.01		0.02		0.04									
	クロム (mg/l)	<0.04		<0.04		<0.04									
	塩素イオン (mg/l)	190		120		110		<20		25		<20		<20	
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)		0.14		0.01		0.01								
		黒井川		沖田川		荒田川		矢玉川		二見川					
生活環境項目	pH		7.8		7.4		7.8		7.8		7.8				
	DO (mg/l)		7.9		7.1		8.5		8.4		8.6				
	BOD (mg/l)		1.2		<0.5		<0.5		0.7		0.6				
	COD (mg/l)		3.8		2.7		2.7		3.0		2.4				
	SS (mg/l)		2		5		3		3		1				
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		3.3E+04		1.3E+04		2.2E+04		3.3E+04		1.0E+04				
	全窒素 (mg/l)		1.1		0.64		0.44		0.60		0.63				
	全磷 (mg/l)		0.15		0.036		0.047		0.063		0.048				
	全亜鉛 (mg/l)														
	健康項目	カドミウム (mg/l)													
	シアン (mg/l)														
	鉛 (mg/l)														
	クロム(六価) (mg/l)														
	ヒ素 (mg/l)														
	総水銀 (mg/l)														
	アルキル水銀 (mg/l)														
	セレン (mg/l)														
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)														
	ふっ素 (mg/l)														
	ほう素 (mg/l)														
その他の項目	銅 (mg/l)														
	鉄(溶解性) (mg/l)														
	マンガン(溶解性) (mg/l)														
	クロム (mg/l)														
	塩素イオン (mg/l)		29		2,400		46		24		<20				
	陰イオン界面活性剤 (mg/l)														

2-4 海域の環境監視結果

(1) 海域の水質調査結果①(令和3年4月~令和4年3月)

測定項目	測定地点 測定値	海域(S-D-2)			海域(S-D-3)			海域(S-D-4)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
pH		8.1	8.0 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 12	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6
DO	(mg/l)	7.8	6.3 ~ 9.0	2 / 6	8.1	6.5 ~ 10	4 / 12	7.8	6.4 ~ 9.2	2 / 6
COD	(mg/l)	2.0	1.0 ~ 4.4	2 / 6	1.8	1.0 ~ 2.5	4 / 12	1.8	1.2 ~ 2.2	3 / 6
COD(75%値)	(2.1)				(2.1)			(2.2)		
大腸菌群数	(MPN/100ml)	2.7E+02	<2 ~ 1.6E+03	1 / 6	5.2E+00	<2 ~ 4.0E+01	0 / 12	3.8E+00	<2 ~ 1.3E+01	0 / 6
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 4	ND	ND	0 / 2
全窒素	(mg/l)	0.15	0.14 ~ 0.15	0 / 2	0.18	0.13 ~ 0.25	0 / 12	0.19	0.16 ~ 0.22	0 / 2
全燐	(mg/l)	0.011	0.009 ~ 0.012	0 / 2	0.013	0.009 ~ 0.018	0 / 12	0.012	0.009 ~ 0.015	0 / 2
全亜鉛	(mg/l)				0.002	<0.001 ~ 0.003	0 / 2			
カドミウム	(mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 2			
シアン	(mg/l)				ND	ND	0 / 2			
鉛	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2			
クロム(六価)	(mg/l)				<0.04	<0.04	0 / 2			
ヒ素	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2			
総水銀	(mg/l)				<0.0005	<0.0005	0 / 4			
アルキル水銀	(mg/l)				ND	ND	0 / 4			
PCB	(mg/l)				ND	ND	0 / 2			
ジクロロメタン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
四塩化炭素	(mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2			
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)				<0.0004	<0.0004	0 / 2			
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 2			
トリクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
テトラクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2			
チウラム	(mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 1			
シマジン	(mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 1			
チオベンカルブ	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 1			
ベンゼン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2			
セレン	(mg/l)				<0.002	<0.002	0 / 2			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)				0.17	0.08 ~ 0.25	0 / 2			
1,4-ジオキサン	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2			
亜硝酸性窒素	(mg/l)				<0.01	<0.01	0 / 2			
銅	(mg/l)				<0.01	<0.01	0 / 1			
鉄(溶解性)	(mg/l)				<0.1	<0.1	0 / 1			
マンガン(溶解性)	(mg/l)				<0.01	<0.01	0 / 1			
クロム	(mg/l)				<0.04	<0.04	0 / 1			
クロロホルム	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2			
トルエン	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2			
キシレン	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2			

測定項目	測定地点 測定値	海域(S-D-5)			海域(S-D-6)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
pH		8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.0 ~ 8.2	0 / 12
DO	(mg/l)	7.8	6.3 ~ 9.0	2 / 6	7.7	6.3 ~ 9.2	4 / 12
COD	(mg/l)	1.9	1.1 ~ 2.7	2 / 6	1.6	1.1 ~ 2.2	3 / 12
COD(75%値)	(2.4)				(1.8)		
大腸菌群数	(MPN/100ml)	6.0E+01	<2 ~ 3.4E+02	0 / 6	9.3E+00	<2 ~ 7.9E+01	0 / 12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 4
全窒素	(mg/l)	0.18	0.16 ~ 0.19	0 / 2	0.17	0.14 ~ 0.21	0 / 12
全燐	(mg/l)	0.012	0.001 ~ 0.014	0 / 2	0.013	0.009 ~ 0.018	0 / 12
全亜鉛	(mg/l)				0.001	<0.001 ~ 0.001	0 / 2
カドミウム	(mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 2
シアン	(mg/l)				ND	ND	0 / 2
鉛	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
クロム(六価)	(mg/l)				<0.04	<0.04	0 / 2
ヒ素	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
総水銀	(mg/l)				<0.0005	<0.0005	0 / 4
アルキル水銀	(mg/l)				ND	ND	0 / 4
PCB	(mg/l)				ND	ND	0 / 2
ジクロロメタン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
四塩化炭素	(mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)				<0.0004	<0.0004	0 / 2
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 2
トリクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
テトラクロロエチレン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2
チウラム	(mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 1
シマジン	(mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 1
ベンゼン	(mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
セレン	(mg/l)				<0.002	<0.002	0 / 2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)				0.14	0.07 ~ 0.20	0 / 2
1,4-ジオキサン	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
亜硝酸性窒素	(mg/l)				<0.01	<0.01	0 / 2
銅	(mg/l)				<0.01	<0.01	0 / 1
鉄(溶解性)	(mg/l)				<0.1	<0.1	0 / 1
マンガン(溶解性)	(mg/l)				<0.01	<0.01	0 / 1
クロム	(mg/l)				<0.04	<0.04	0 / 1
クロロホルム	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
トルエン	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
キシレン	(mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全燐はII。  
 ・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。  
 ・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

(1) 海域の水質調査結果②（令和3年4月～令和4年3月）

測定項目	測定値	海 域 (S-D-8)			海 域 (S-D-10)			海 域 (S-D-11)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
pH		8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.0 ~ 8.2	0 / 12
DO	(mg/l)	7.6	6.4 ~ 9.0	3 / 6	7.6	6.4 ~ 9.0	2 / 6	7.6	6.5 ~ 9.2	5 / 12
COD	(mg/l)	1.5	0.9 ~ 2.0	0 / 6	1.5	1.0 ~ 1.8	0 / 6	1.4	0.9 ~ 1.8	0 / 12
COD(75%値)	(1.6)				(1.7)			(1.7)		
大腸菌群数	(MPN/100ml)	2.7E+02	<2 ~ 1.6E+03	1 / 6	4.5E+01	<2 ~ 2.4E+02	0 / 6	9.9E+00	<2 ~ 4.0E+01	0 / 12
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 2
全窒素	(mg/l)	0.15	0.14 ~ 0.16	0 / 2	0.16	0.15 ~ 0.17	0 / 2	0.18	0.18	0 / 2
全燐	(mg/l)	0.012	0.010 ~ 0.014	0 / 2	0.013	0.010 ~ 0.015	0 / 2	0.017	0.010 ~ 0.023	0 / 2
全亜鉛	(mg/l)									
カドミウム	(mg/l)							<0.0003	<0.0003	0 / 2
シアン	(mg/l)									
鉛	(mg/l)							<0.005	<0.005	0 / 2
クロム(六価)	(mg/l)									
ヒ素	(mg/l)							<0.005	<0.005	0 / 2
総水銀	(mg/l)							<0.0005	<0.0005	0 / 4
アルキル水銀	(mg/l)							ND	ND	0 / 4
PCB	(mg/l)									
ジクロロメタン	(mg/l)									
四塩化炭素	(mg/l)									
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)									
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)									
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)									
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)									
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)									
トリクロロエチレン	(mg/l)									
テトラクロロエチレン	(mg/l)									
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)									
チウラム	(mg/l)									
シマジン	(mg/l)									
チオベンカルブ	(mg/l)									
ベンゼン	(mg/l)									
セレン	(mg/l)									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)									
1,4-ジオキサン	(mg/l)									
亜硝酸性窒素	(mg/l)									
銅	(mg/l)									
鉄(溶解性)	(mg/l)									
マンガン(溶解性)	(mg/l)									
クロム	(mg/l)									
塩素量	(mg/l)									
クロロホルム	(mg/l)									
トルエン	(mg/l)									
キシレン	(mg/l)									

測定項目	測定値	海 域 (S-D-13)			海 域 (S-D-14)		
		平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
pH		8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6
DO	(mg/l)	7.8	6.5 ~ 9.1	2 / 6	7.7	6.2 ~ 9.2	2 / 6
COD	(mg/l)	1.4	1.1 ~ 1.7	0 / 6	1.5	1.2 ~ 1.8	0 / 6
COD(75%値)	(1.6)				(1.7)		
大腸菌群数	(MPN/100ml)	2.5E+00	<2 ~ 5.0E+00	0 / 6	3.3E+01	<2 ~ 7.9E+01	0 / 6
n-ヘキサン抽出物質	(mg/l)	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 2
全窒素	(mg/l)	0.14	0.12 ~ 0.15	0 / 2	0.16	0.15 ~ 0.16	0 / 2
全燐	(mg/l)	0.010	0.008 ~ 0.012	0 / 2	0.013	0.010 ~ 0.015	0 / 2
全亜鉛	(mg/l)						
カドミウム	(mg/l)						
シアン	(mg/l)						
鉛	(mg/l)						
クロム(六価)	(mg/l)						
ヒ素	(mg/l)						
総水銀	(mg/l)						
アルキル水銀	(mg/l)						
PCB	(mg/l)						
ジクロロメタン	(mg/l)						
四塩化炭素	(mg/l)						
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)						
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)						
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)						
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)						
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)						
トリクロロエチレン	(mg/l)						
テトラクロロエチレン	(mg/l)						
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)						
チウラム	(mg/l)						
シマジン	(mg/l)						
チオベンカルブ	(mg/l)						
ベンゼン	(mg/l)						
セレン	(mg/l)						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)						
1,4-ジオキサン	(mg/l)						
亜硝酸性窒素	(mg/l)						
銅	(mg/l)						
鉄(溶解性)	(mg/l)						
マンガン(溶解性)	(mg/l)						
クロム	(mg/l)						
塩素量	(mg/l)						
クロロホルム	(mg/l)						
トルエン	(mg/l)						
キシレン	(mg/l)						

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全燐はⅡ。  
 ・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。  
 ・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

(1) 海域の水質調査結果③(令和3年4月~令和4年3月)

測定地点		海域(S-D-15)			海域(S-D-16)			海域(S-D-18)		
測定項目	測定値	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 12	8.2	8.1 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6
	DO (mg/l)	7.7	6.6 ~ 9.1	5 / 12	7.7	6.6 ~ 9.0	2 / 6	7.7	6.4 ~ 8.9	2 / 6
	COD (mg/l)	1.3	0.9 ~ 1.8	0 / 12	1.3	1.0 ~ 1.6	0 / 6	1.5	1.0 ~ 1.7	0 / 6
	COD(75%値) (1.4)				(1.5)			(1.6)		
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	2.7E+00	<2 ~ 7.0E+00	0 / 12	2.4E+01	<2 ~ 1.3E+02	0 / 6	2.0E+00	<2 ~ 2.0E+00	0 / 6
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	ND	ND	0 / 4	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 2
健康項目	全窒素 (mg/l)	0.15	0.11 ~ 0.17	0 / 12	0.14	0.13 ~ 0.15	0 / 2	0.14	0.13 ~ 0.15	0 / 2
	全燐 (mg/l)	0.010	0.007 ~ 0.014	0 / 12	0.009	0.007 ~ 0.011	0 / 2	0.011	0.008 ~ 0.013	0 / 2
健康項目	全亜鉛 (mg/l)	0.001	<0.001 ~ 0.001	/ 2						
	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003	0 / 2						
健康項目	シアン (mg/l)	ND	ND	0 / 2						
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	0 / 2						
健康項目	クロム(六価) (mg/l)	<0.04	<0.04	0 / 2						
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005	0 / 2						
健康項目	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	0 / 4						
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND	0 / 4						
健康項目	PCB (mg/l)	ND	ND	0 / 2						
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
健康項目	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002	0 / 2						
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004	0 / 2						
健康項目	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
健康項目	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006	0 / 2						
健康項目	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
健康項目	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	0 / 2						
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006	0 / 1						
健康項目	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003	0 / 1						
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 1						
健康項目	ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001	0 / 2						
	セレン (mg/l)	<0.002	<0.002	0 / 2						
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.12	0.07 ~ 0.16	0 / 2						
	1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005	0 / 2						
健康項目	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01	/ 2						
	銅 (mg/l)	<0.01	<0.01	/ 1						
健康項目	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1	/ 1						
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01	/ 1						
健康項目	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04	/ 1						
	クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 2						
健康項目	トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 2						
	キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005	/ 2						

測定地点		海域(S-D-19)			海域(S-D-20)		
測定項目	測定値	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n	平均値	最小値 ~ 最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 6	8.1	8.1 ~ 8.2	0 / 12
	DO (mg/l)	7.6	6.5 ~ 8.9	2 / 6	7.8	6.6 ~ 9.0	5 / 12
	COD (mg/l)	1.4	1.1 ~ 1.8	0 / 6	1.3	0.8 ~ 1.6	0 / 12
	COD(75%値) (1.5)				(1.5)		
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	8.3E+00	<2 ~ 2.7E+01	0 / 6	4.6E+00	<2 ~ 3.3E+01	0 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	ND	ND	0 / 2	ND	ND	0 / 4
健康項目	全窒素 (mg/l)	0.17	0.15 ~ 0.19	0 / 2	0.14	0.11 ~ 0.20	0 / 12
	全燐 (mg/l)	0.014	0.010 ~ 0.017	0 / 2	0.009	0.006 ~ 0.011	0 / 12
健康項目	全亜鉛 (mg/l)				0.002	0.001 ~ 0.002	/ 2
	カドミウム (mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 2
健康項目	シアン (mg/l)				ND	ND	0 / 2
	鉛 (mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
健康項目	クロム(六価) (mg/l)				<0.04	<0.04	0 / 2
	ヒ素 (mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
健康項目	総水銀 (mg/l)				<0.0005	<0.0005	0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)				ND	ND	0 / 4
健康項目	PCB (mg/l)				ND	ND	0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
健康項目	四塩化炭素 (mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)				<0.0004	<0.0004	0 / 2
健康項目	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
健康項目	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 2
健康項目	トリクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
健康項目	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)				<0.0002	<0.0002	0 / 2
	チウラム (mg/l)				<0.0006	<0.0006	0 / 1
健康項目	シマジン (mg/l)				<0.0003	<0.0003	0 / 1
	チオベンカルブ (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 1
健康項目	ベンゼン (mg/l)				<0.001	<0.001	0 / 2
	セレン (mg/l)				<0.002	<0.002	0 / 2
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)				0.14	0.07 ~ 0.20	0 / 2
	1,4-ジオキサン (mg/l)				<0.005	<0.005	0 / 2
健康項目	亜硝酸性窒素 (mg/l)				<0.01	<0.01	/ 2
	銅 (mg/l)				<0.01	<0.01	/ 1
健康項目	鉄(溶解性) (mg/l)				<0.1	<0.1	/ 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)				<0.01	<0.01	/ 1
健康項目	クロム (mg/l)				<0.04	<0.04	/ 1
	クロロホルム (mg/l)				<0.005	<0.005	/ 2
健康項目	トルエン (mg/l)				<0.005	<0.005	/ 2
	キシレン (mg/l)				<0.005	<0.005	/ 2

(注)測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全燐はII。  
 ・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。  
 ・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

(1) 海域の水質調査結果④（令和3年4月～令和4年3月）

測定地点		海域（J-D-1）				海域（J-D-2）				海域（J-D-4）						
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12
	DO (mg/l)	7.5	6.7	～	8.6	6 / 12	7.6	6.7	～	8.7	5 / 12	7.5	6.7	～	8.7	6 / 12
	COD (mg/l)	1.2	0.9	～	1.6	0 / 12	1.2	0.9	～	1.5	0 / 12	1.2	0.8	～	1.5	0 / 12
	COD (75%値)	(1.4)					(1.3)					(1.3)				
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	3.6E+00	<2	～	2.1E+01	0 / 12	4.2E+00	<2	～	2.3E+01	0 / 12	3.3E+00	<2	～	8.0E+00	0 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素 (mg/l)	0.18	0.10	～	0.34	3 / 12	0.16	0.09	～	0.23	2 / 12	0.16	0.10	～	0.22	2 / 12
	全磷 (mg/l)	0.006	0.004	～	0.010	0 / 12	0.008	0.005	～	0.011	0 / 12	0.007	0.005	～	0.012	0 / 12
	全亜鉛 (mg/l)	0.003	0.002	～	0.003	0 / 2	0.002	0.001	～	0.002	0 / 2	0.001	<0.001	～	0.001	0 / 2
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 2	<0.0003	<0.0003			0 / 2	<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)	<0.04	<0.04			0 / 2	<0.04	<0.04			0 / 2	<0.04	<0.04			0 / 2
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 4	<0.0005	<0.0005			0 / 4	<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 4
	PCB (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 2	<0.0004	<0.0004			0 / 2	<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 2	<0.0006	<0.0006			0 / 2	<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 2	<0.002	<0.002			0 / 2	<0.002	<0.002			0 / 2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.14	0.08	～	0.19	0 / 2	0.14	0.08	～	0.20	0 / 2	0.14	0.08	～	0.20	0 / 2	
1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	
その他の項目	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01			0 / 2	<0.01	<0.01			0 / 2	<0.01	<0.01			0 / 2
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01			0 / 1	<0.01	<0.01			0 / 1	<0.01	<0.01			0 / 1
	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04			0 / 1	<0.04	<0.04			0 / 1	<0.04	<0.04			0 / 1
	クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2

測定地点		海域（J-D-5）				海域（J-D-6）					
測定項目	測定値	平均値	最小値	～	最大値	m / n	平均値	最小値	～	最大値	m / n
生活環境項目	pH	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12	8.1	8.1	～	8.2	0 / 12
	DO (mg/l)	7.6	6.7	～	8.8	5 / 12	7.6	6.7	～	9.0	5 / 12
	COD (mg/l)	1.4	1.0	～	1.7	0 / 12	1.3	1.0	～	1.9	0 / 12
	COD (75%値)	(1.6)					(1.5)				
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	3.5E+00	<2	～	1.7E+01	0 / 12	3.5E+00	<2	～	1.7E+01	0 / 12
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	全窒素 (mg/l)	0.19	0.10	～	0.33	3 / 12	0.14	0.10	～	0.20	0 / 12
	全磷 (mg/l)	0.008	0.005	～	0.013	0 / 12	0.008	0.005	～	0.013	0 / 12
	全亜鉛 (mg/l)	0.001	0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
健康項目	カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 2	<0.0003	<0.0003			0 / 2
	シアン (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	クロム(六価) (mg/l)	<0.04	<0.04			0 / 2	<0.04	<0.04			0 / 2
	ヒ素 (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005			0 / 4	<0.0005	<0.0005			0 / 4
	アルキル水銀 (mg/l)	ND	ND			0 / 4	ND	ND			0 / 4
	PCB (mg/l)	ND	ND			0 / 2	ND	ND			0 / 2
	ジクロロメタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	四塩化炭素 (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	<0.0004	<0.0004			0 / 2	<0.0004	<0.0004			0 / 2
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 2	<0.0006	<0.0006			0 / 2
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	テトラクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	<0.0002	<0.0002			0 / 2	<0.0002	<0.0002			0 / 2
	チウラム (mg/l)	<0.0006	<0.0006			0 / 1	<0.0006	<0.0006			0 / 1
	シマジン (mg/l)	<0.0003	<0.0003			0 / 1	<0.0003	<0.0003			0 / 1
	チオベンカルブ (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 1	<0.001	<0.001			0 / 1
ベンゼン (mg/l)	<0.001	<0.001			0 / 2	<0.001	<0.001			0 / 2	
セレン (mg/l)	<0.002	<0.002			0 / 2	<0.002	<0.002			0 / 2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.13	0.07	～	0.19	0 / 2	0.14	0.07	～	0.20	0 / 2	
1,4-ジオキサン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2	
その他の項目	亜硝酸性窒素 (mg/l)	<0.01	<0.01			0 / 2	<0.01	<0.01			0 / 2
	銅 (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1
	鉄(溶解性) (mg/l)	<0.1	<0.1			0 / 1	<0.1	<0.1			0 / 1
	マンガン(溶解性) (mg/l)	<0.01	<0.01			0 / 1	<0.01	<0.01			0 / 1
	クロム (mg/l)	<0.04	<0.04			0 / 1	<0.04	<0.04			0 / 1
	クロロホルム (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	トルエン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2
	キシレン (mg/l)	<0.005	<0.005			0 / 2	<0.005	<0.005			0 / 2

(注)・測定地点の生活環境項目環境基準類型はA、全窒素全磷はI。  
 ・「m/n」の「m」は環境基準超過回数、空欄は環境基準がないもの、「n」は測定回数。  
 ・CODの75%値については、「主要河川の水質調査結果」におけるBODの75%値の注意書き参照。

2-5 その他の水域の環境監視結果

(1) 海水浴場の水質調査結果 上段：開設前、下段：開設中

項目 海水浴場名	調査 時期	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜 の有無	COD (mg/l)	透明度 (m)	判定	
						水質	適
ひこつとらんど マリンビーチ	4月 -	<2 -	無 -	1.2 -	>1 -	水質 AA -	適 -
安岡	4月 -	<2 -	無 -	1.2 -	>1 -	水質 AA -	適 -
吉母	4月 7月	<2 <2	無 無	1.3 1.6	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
室津	4月 7月	<2 30	無 無	1.4 2.0	>1 >1	水質 AA 水質 A	適 適
鳴き砂ビーチ うしろはま	4月 7月	<2 <2	無 無	1.3 1.7	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
土井ヶ浜	4月 7月	<2 <2	無 無	1.2 1.5	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
赤田	4月 7月	<2 <2	無 無	1.4 1.6	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
角島大浜	4月 7月	<2 <2	無 無	1.1 1.7	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
コバルトブルー ビーチ	4月 7月	<2 <2	無 無	1.0 1.6	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
ホワイトビーチ 島戸	4月 7月	<2 <2	無 無	1.1 1.8	>1 >1	水質 AA 水質 AA	適 適
阿川 ほうせんぐり	4月 7月	<2 13	無 無	1.2 2.6	>1 >1	水質 AA 水質 B	適 可

【水質調査地点】



海水浴場の水質の判断基準

区分	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が 認められない	≤2mg/l (湖沼は ≤3mg/l)	全透 水深 1m 以上
	水質 A	≤100 個/100ml	油膜が 認められない	≤2mg/l (湖沼は ≤3mg/l)	全透 水深 1m 以上
可	水質 B	≤400 個/100ml	常時は油膜が 認められない	≤5mg/l	全水深 1m 未満 ~50cm 以上
	水質 C	≤1,000 個/100ml	常時は油膜が 認められない	≤8mg/l	全水深 1m 未満 ~50cm 以上
不適	>1,000 個/100ml	常時油膜が 認められる	>8mg/l	50cm 未満	

(2) 湖沼の水質調査結果

左側：令和3年4月1日

右側：令和3年11月29日

			内日貯水池		内日ダム		深坂ため池	
生活環境項目	pH	(mg/l)	8.1	7.6	8.4	7.4	8.3	7.4
	DO	(mg/l)	10	9.6	11	9.7	10	9.4
	BOD	(mg/l)	1.1	1.0	3.0	1.0	1.0	0.8
	COD	(mg/l)	3.7	3.5	3.9	3.0	4.1	3.4
	SS	(mg/l)	1	1	5	<1	2	<1
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		7.9E+01	1.7E+02	1.7E+03	3.3E+02	7.9E+01	1.7E+02
	全窒素	(mg/l)	0.63	0.66	0.51	0.53	0.64	0.62
	全磷	(mg/l)	0.014	0.010	0.021	0.009	0.008	0.006

			小野ため池		歌野川ダム	
生活環境項目	pH	(mg/l)			8.5	
	DO	(mg/l)			11	
	BOD	(mg/l)			2.3	
	COD	(mg/l)	工事中	工事中	4.3	欠測
	SS	(mg/l)	欠測	欠測	3	
	大腸菌群数 (MPN/100ml)				1.3E+02	
	全窒素	(mg/l)			0.52	
	全磷	(mg/l)			0.021	

			湯の原ダム		木屋川ダム	
生活環境項目	pH	(mg/l)	8.4	7.3	8.4	7.2
	DO	(mg/l)	9.9	9.7	11	7.1
	BOD	(mg/l)	0.8	0.9	1.1	0.7
	COD	(mg/l)	3.7	3.7	1.4	3.8
	SS	(mg/l)	1	2	<1	2
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		2.2E+02	1.0E+03	4.6E+01	4.9E+03
	全窒素	(mg/l)	0.77	0.52	0.44	0.38
	全磷	(mg/l)	0.021	0.018	0.015	0.009

【水質調査地点】



(3) 地下水の水質調査結果

調査地点	調査日	環境基準不適合項目
汐入町	R4. 1. 13	なし
武久町		なし
筋ヶ浜町		なし
山の口町		なし
吉見上		あり
豊田町大字中村		なし
菊川町大字吉賀		なし
豊北町大字滝部		なし

2-6 事業場監視

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数（令和4年3月31日現在）

号番号	業種・施設区分	日平均排出量		合計	
		50 m <sup>3</sup> 未満	50 m <sup>3</sup> 以上		
1-2	豚房・牛房・馬房施設	14		14	
2	畜産食料品製造業	6 (1)	2 [2]	8 (1)	[2]
3	水産食料品製造業	52	3 [3]	55	[3]
4	野菜果実の保存食料品製造業	4		4	
5	みそ・しょうゆ等製造業	17	1 [1]	18	[1]
7	砂糖製造業	1		1	
8	パン・菓子・製あん製造業	2		2	
10	飲料製造業	8		8	
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1 (1)		1 (1)	
16	めん類製造業	19	1 [1]	20	[1]
17	豆腐・煮豆製造業	33		33	
18-2	冷凍調理食品製造業	4		4	
23-2	新聞・出版・印刷・製版業	5		5	
27	その他無機化学工業製品製造業		1 [1]	1	[1]
46	その他有機化学工業製品製造業		1 [1]	1	[1]
54	セメント製品製造業	8	1 [1]	9	[1]
55	生コンクリート製造業	12 (5)		12 (5)	
59	砕石業	1 (1)		1 (1)	
60	砂利採取業	2		2	
61	鉄鋼業	1		1	
62	非鉄金属製造業		2 [2]	2	[2]
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設		1 [1]	1	[1]
64-2	水道・工業用水道・自家用水道施設	2 [2]	1 [1]	3	[3]
65	酸・アルカリ表面処理施設	4	5 [5]	9	[5]
66	電気めっき施設	1	1 [1]	2	[1]
66-3	旅館業	106	7 [3]	113	[3]
66-4	共同調理場	1		1	
66-5	弁当仕出屋・弁当製造業	3	1 [1]	4	[1]
66-6	一般食堂	7		7	
67	洗濯業	64	1 [1]	65	[1]
68	写真現像業	12		12	
68-2	病院（病床数300床以上）	2		2	
69-2	卸売市場		1 [1]	1	[1]
70-2	自動車分解整備事業	3		3	
71	自動式車両洗浄施設	103	1 [1]	104	[1]
71-2	科学技術に関する研究試験検査教育	6	2 [2]	8	[2]
71-3	一般廃棄物処理施設	1		1	
71-4	産業廃棄物処理施設	1		1	
72	し尿処理施設（501人槽以上）	2	11 [5]	13	[5]
72-2	し尿処理施設（201～500人槽）	76	7	83	
73	下水道終末処理場		7	7	
74	特定事業場からの排出水の処理施設		1 [1]	1	[1]
合計		584 (8) [2]	59 [35]	643 (8) [37]	

(注)・( )内は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく裾下げ基準適用事業場数の内数

・[ ]内は、瀬戸内海環境保全特別措置法該当の事業場数の内数

(2) 水質汚濁防止法による基準及び山口県公害防止条例による排水基準（令和4年3月31日現在）

項目			水質汚濁防止法				山口県公害防止条例	
			摘要	一律排水基準	特定地下浸透水が有害物質を含む要件	地下水の水質汚濁に係る環境基準	地下水の浄化基準	指定工場及び汚水等特定事業場 (排水) (地下浸透水)
生活環境項目	pH	海域 海域以外	5.0~9.0 5.8~8.6				5.0~9.0 5.8~8.6	
	BOD（生物化学的酸素要求量） (mg/l)	日間平均	120				120	
		最大	160				160	
	COD（化学的酸素要求量） (mg/l)	日間平均	120				120	
		最大	160				160	
	SS（浮遊物質） (mg/l)	日間平均	150				150	
		最大	200				200	
	大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	日間平均	3,000				3,000	
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	鉱油類最大	5				5	
		動植物油最大	30				30	
窒素含有量 (mg/l)	日間平均 最大	60 120						
リン含有量 (mg/l)	日間平均 最大	8 16						
有害物質	カドミウム (mg/l)	最大	0.03	0.001 以上	0.003 以下	0.003	0.1	0.001
	シアン (mg/l)	最大	1	0.1 以上	検出されないこと	検出されないこと	1	0.1
	有機燐 (mg/l)	最大	1	0.1 以上		検出されないこと	1	0.1
	鉛 (mg/l)	最大	0.1	0.005 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.005
	六価クロム (mg/l)	最大	0.5	0.04 以上	0.05 以下	0.05	0.5	0.04
	砒素 (mg/l)	最大	0.1	0.005 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.005
	総水銀 (mg/l)	最大	0.005	0.0005 以上	0.0005 以下	0.0005	0.005	0.0005
	アルキル水銀 (mg/l)	最大	検出されないこと	0.0005 以上	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.0005
	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	最大	0.003	0.0005 以上	検出されないこと	検出されないこと	0.003	0.0005
	トリクロロエチレン (mg/l)	最大	0.1	0.002 以上	0.01 以下	0.01	0.3	0.002
	テトラクロロエチレン (mg/l)	最大	0.1	0.0005 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.0005
	ジクロロメタン (mg/l)	最大	0.2	0.002 以上	0.02 以下	0.02	0.2	0.002
	四塩化炭素 (mg/l)	最大	0.02	0.0002 以上	0.002 以下	0.002	0.02	0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	最大	0.04	0.0004 以上	0.004 以下	0.004	0.04	0.0004
	クロロエチレン (mg/l)	最大		0.0002 以上	0.002 以下	0.002		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	最大	1	0.002 以上	0.1 以下	0.1	1	0.002
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	最大	0.4	0.004 以上(*5)	0.04 以下(*4)	0.04(*4)	0.4	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	最大	3	0.0005 以上	1 以下	1	3	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	最大	0.06	0.0006 以上	0.006 以下	0.006	0.06	0.0006
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	最大	0.02	0.0002 以上	0.002 以下	0.002	0.02	0.0002
	チウラム（チラム） (mg/l)	最大	0.06	0.0006 以上	0.006 以下	0.006	0.06	0.0006
	シマジン（CAT） (mg/l)	最大	0.03	0.0003 以上	0.003 以下	0.003	0.03	0.0003
	チオベンカルブ (mg/l)	最大	0.2	0.002 以上	0.02 以下	0.02	0.2	0.002
	ベンゼン (mg/l)	最大	0.1	0.001 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.001
	セレン (mg/l)	最大	0.1	0.002 以上	0.01 以下	0.01	0.1	0.002
	ホウ素 (mg/l)	海域 海域以外	230 10	0.2 以上	1 以下	1		
	ふっ素 (mg/l)	海域 海域以外	15 8	0.2 以上	0.8 以下	0.8	15	
	アンモニア、アンモニウム、 亜硝酸及び硝酸 (mg/l)	最大	100	0.7 以上(*1) 0.2 以上(*2) 0.2 以上(*3)	10 以下	10		
	1,4-ジオキサン (mg/l)	最大	0.5	0.005 以上	0.05 以下	0.05		
	特殊項目	フェノール類 (mg/l)	最大	5				5
銅 (mg/l)		最大	3				3	
亜鉛 (mg/l)		最大	2				5	
溶解性鉄 (mg/l)		最大	10				10	
溶解性マンガン (mg/l)		最大	10				10	
クロム (mg/l)		最大	2				2	
硫化物 (mg/l)		最大					10	

(注) \*1・\*2・\*3 はそれぞれアンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素の値 \*4 はシス体とトランス体の和  
\*5 はシス体については0.004 以上、トランス体については0.004 以上

(3) 上乘せ排水基準

(a) 日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上の新設事業場に適用されるもの

【水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 別表第 6】

	BOD 又は COD	SS	n-ヘキサン抽出物質		フェノール類	亜鉛	溶解性鉄	マンガン	クロム	ふっ素	
			鉱油類	動植物 油脂類							
し尿処理施設を設置するもの	40 (30)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
施設を 設置するもの 下水道 終末処理 のもの	簡易処理をするもの	150 (120)	190 (150)	—	—	—	—	—	—	—	
	中級処理をするもの	80 (60)	150 (120)	—	—	—	—	—	—	—	
	高級処理をするもの	25 (20)	90 (70)	—	—	—	—	—	—	—	
その他のもの	排出水量が 100m <sup>3</sup> 未満のもの	120 (90)	90 (70)	—	15	1	5	3	3	2	15
	排出水量が 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満のもの	80 (60)	90 (70)	—	15	1	5	3	3	2	15
	排出水量が 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満のもの	50 (40)	40 (30)	2	10	1	5	3	3	2	15
	排出水量が 10,000m <sup>3</sup> 以上 100,000m <sup>3</sup> 未満のもの	25 (20)	40 (30)	2	10	1	5	3	3	2	15
	排出水の量が 100,000m <sup>3</sup> 以上のもの	15 (10)	20 (15)	1	5	1	5	3	3	2	15

(注) ・ ( ) 内は、日間平均値

- ・ し尿処理施設は、指定地域特定施設（処理対象人員 201 人以上 500 人以下のし尿処理施設）を除く
- ・ 公共下水道排水区域内に設置される特定事業場については、当該排水区域の公共下水道に設置される終末処理場に係る上乘せ排水基準が適用される

(b) 日平均排水量 50m<sup>3</sup> 未満の特定事業場で生活環境項目等の一律排水基準の適用されるもの

【水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例 別表第 7】

号番号	業種・施設区分
2	畜産食料品製造業（日平均排水量 10m <sup>3</sup> 以上）
3	水産食料品製造業（日平均排水量 10m <sup>3</sup> 以上）のうち 水産缶詰製造業・冷凍水産物製造業・生すり身製造業
11	動物系飼料・有機質肥料製造業
12	動植物油脂製造業
55	生コンクリート製造業
59	砕石業
60	砂利採取業
69	と畜業・死亡獣畜取扱業

(4) 山口県公害防止条例に基づく汚水等特定事業場数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

別表区分	特定施設の種類の	事業場数
汚水等 特定事業場	1 水産食料品製造業の解体施設（10m <sup>3</sup> / 日以上）	2
	2 総トン数 500 トン、長さ 50m 以上の船舶の製造・修繕ドック	3
	3 自動車整備業の用に供する蒸気洗浄施設（5m <sup>3</sup> / 日以上）	3
	5 飲食店営業の厨房施設（50m <sup>3</sup> / 日以上）	1
	7 舗装材料製造業の試験検査施設	1
	9 非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業の洗浄施設	1
	合計	11

### 3 騒音・振動

#### 3-1 環境基準

##### (1) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

地域の類型	時間区分	昼間	夜間
		6:00 ~ 22:00	22:00~6:00
A A（療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域）		50dB 以下	40dB 以下
A 及び B（住居専用地域・住居地域）		55dB 以下	45dB 以下
C（商業地域・工業地域）		60dB 以下	50dB 以下

（注）騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示（平成 24 年 4 月 1 日下関市告示第 523 号）により地域の類型が指定

##### (2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	時間区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下

（注）幹線道路を担う道路（高速自動車国道、一般国道ほか）に近接する空間には特例がある。

##### (3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 49 号）

地域の類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

（注）I をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

下関市地域の施行：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定（昭和 52 年 3 月 8 日山口県告示第 80 号）

##### (4) 航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57dB 以下
II	62dB 以下

（注）I をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

下関市地域の施行：航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定（昭和 55 年 5 月 31 日山口県告示第 80 号）

#### 3-2 騒音規制法・振動規制法

##### (1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（敷地境界線）

区域の区分	都市計画区域	時間の区分	昼間	朝 6 時~8 時 夕 18 時~21 時	夜間
			8 時~18 時		21 時~6 時
指定地域	第 1 種区域	第一種低層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
		第二種低層住居専用地域			
	第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
		第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域・第二種住居地域 準住居地域					
第 3 種区域	近隣商業地域・商業地域	65dB 以下	65dB 以下	55dB 以下	
	準工業地域				
第 4 種区域	工業地域	70dB 以下	70dB 以下	65dB 以下	

下関市においては、都市計画法に基づく用途地域に準拠して、騒音規制法に基づく指定地域の区域の区分ごとに地域の類型を当てはめている。（平成 17 年 2 月 13 日下関市告示第 16 号）

(2) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（敷地境界線）

区域の区分			時間の区分		
			昼間 8時～19時	夜間 19時～8時	
指定 地域	第1種区域	第1種区域・第2種区域		60dB以下	55dB以下
	第2種区域	I	第3種区域	65dB以下	60dB以下
		II	第4種区域	70dB以下	65dB以下

(3) 特定建設作業に係る騒音・振動の基準等

指定地域	特定建設作業の種類	基準の内容	基準値	作業時間帯		一日における作業時間		作業期間	作業日
				①	②	①	②		
騒音 規制法 関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	地域の区分	85dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	日曜日・その他の休日でないこと
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業								
	4. 空気圧縮機を使用する作業								
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業								
	6. トラクターショベルを使用する作業（定格出力70kW以上のもの）								
	7. バックホウを使用する作業（定格出力80kW以上のもの）								
	8. ブルドーザーを使用する作業（定格出力40kW以上のもの）								
山口県 公害防 止条例 関係	1. 鋼球解体作業	地域の区分	75dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	日曜日・その他の休日でないこと
	2. コンクリートバイブレーターを使用する作業								
	3. コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業								
振動 規制法 関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	地域の区分	75dB	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	日曜日・その他の休日でないこと
	2. 鋼球解体作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業								
	4. ブレーカーを使用する作業								

- (注)
- 基準値：特定建設作業場所の敷地境界線における騒音レベル、振動レベル
- ①：特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準（昭和43年厚生・建設省告示第1号）の別表において、指定地域を都道府県知事又は騒音規制法施行令第14条第2項に規定する市の長が指定した「1号区域」
- ②：その他の区域である「2号区域」

(4) 自動車騒音の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

※騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

- (注)
1. 昼間とは午前6時から午後10時までの間をいい、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
2. 幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道ほか）に近接する区域には特例（昼間75dB、夜間70dB）がある。

(5) 自動車による道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

（備考）区域の区分の第1種区域は、騒音の区域の区分の第1種区域及び第2種区域が、第2種区域は、騒音の区域の区分の第3種区域及び第4種区域があてはめられている。時間の区分の昼間は、8時から19時、夜間は、19時から翌8時までをいう。

この限度を超え、生活環境を著しく損なうときは、道路管理者及び公安委員会に対し、防止対策を要請、又は意見を述べる事ができる。

3-3 山口県公害防止条例

(1) 作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

作業の種類	地域	許容限度	騒音を発生させることができない時間
1. 板金作業 2. 製かん作業 3. 鉄骨又は橋りょうの組立て作業 4. 鉄材等の積込み又は積降しの作業 5. 金属材料の引抜き作業 6. 鍛造の作業 7. 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業 8. 電動工具又は空気動力工具を使用する金属の研磨又は切削の作業 9. 音響を発生する機器の組立て、試験又は調整作業 10. ハンマー（ピックハンマーを除く。）及びグラインダーを使用する作業	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	50dB	午後7時から翌日の午前7時まで
	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	60dB	
	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	60dB	
	近隣商業地域	65dB	
1. 作業の騒音が、作業の敷地境界線において、上表の地域の区分ごとにそれぞれ許容限度を超えないこと。 2. 上表の騒音を発生させることができない時間は、災害その他緊急時、人命救助危険防止、鉄道の正常運行の確保等の場合は適用しない。			

(2) 深夜騒音に係る規制基準

規制の対象	深夜(23時から6時)騒音に係る規制基準	
	地域	許容限度(敷地境界線)
設備を設けて客に飲食させる営業/ガソリンスタンド営業/液化石油ガススタンド営業/ボリング場営業/ゴルフ練習場営業/スイミングプール営業/アイススケート場営業/卓球場営業/たまつき場営業/まあじゃん屋営業/映画館営業/カラオケボックス営業/トラックターミナル営業	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	40dB
	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	45dB
	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	
	近隣商業地域	55dB
	その他知事の指定する地域	別に定める大きさ

3-4 その他の法令

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年山口県条例第22号）

営業等の区分	規制対象時間	地域区分	騒音規制値(dB)			振動規制値(dB)
			昼間(午前6時~午後6時)	夜間(午後6時~午前0時)	深夜(午前0時~午前6時)	
風俗営業 (キャバレー、料理店、カフェ、ぱちんこ屋等)	営業時間内 ※飲食店営業は午前0時~午前6時のみを除く	住居系地域	55	50	40	40
特定遊興飲食店営業 (ナイトクラブ等) ※営業時間が、午前6時から午前0時のみの店舗を除く		商業地域	65	60	55	55
飲食店営業		その他の地域	60	55	50	50

(2) その他の規制等

新幹線鉄道及び航空機騒音の規制	周辺住居で騒音の大きいところは、防止対策が施されている。 小月基地飛行場周辺では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号）」により防止対策が講じられている。
飛行機から機外に向けた拡声機の使用禁止	県条例により規制され、学校、図書館、病院等の敷地の周囲おおむね 100m の区域内の上空で、拡声機を使用しない等の制限がある。
拡声機の使用禁止	拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 4 年山口県条例第 31 号）の規定により、拡声機から 10m 以上離れた地点で 85dB を超える騒音を暴騒音として、発生を禁止している。
騒音・振動発生工場等の設置位置の制限	生コンクリート若しくはアスファルトの製造又は木材の加工を行う工場又は事業場を設置するにあたっては、学校、図書館、病院等から 100m の距離を確保しなければならない。（工業地域、工業専用地域に設置する場合は、適用外。）その他、下関都市計画特別用途地区内における建築物の建築規制に関する条例により制限を受ける場合がある。

3-5 事業場監視

(1) 騒音規制法特定施設・山口県公害防止条例騒音に係る特定施設

令和 4 年 3 月 31 日現在

項番号	特定施設の名称	騒音規制法 届出特定工場・施設数		山口県公害防止条例 届出特定施設数
		工場等数	施設数	施設数
1	金属加工機械	59	281	114
2	空気圧縮機及び送風機	161	1,160	6
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	8	58	-
4	織機	-	-	70
5	建設用資材製造機械	14	17	1
6	穀物用製粉機	1	1	-
7	木材加工機械	57	213	27
8	抄紙機	-	-	-
9	印刷機械	34	199	-
10	合成樹脂用射出成形機	5	1	-
11	鋳造型機	1	7	-
12	窯業機械			-
13	空気調和機器			141
14	化学工業用装置			-
15	各種工業用機械			107
16	洗濯業の用に供するバーナー			22
17	冷凍機			253
18	石材引割機及び石材用研磨機			11
19	ガソリンエンジン（非常用含む※）			-
20	ディーゼルエンジン（非常用含む※）			39
21	ポーリング機械（遊技用）			-
総数				791
工場・事業場実数		340	1,937	214

※山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成 28 年山口県規則第 64 号）により、平成 28 年 12 月 16 日から、ガソリンエンジン及びディーゼルエンジンのうち非常用のものは、適用除外となっている。

(2) 振動規制法特定施設届出状況

令和4年3月31日現在

振動規制法 届出特定工場・施設数			
項番号	特定施設の名称	工場等数	施設数
1	金属加工機械	41	204
2	圧縮機	82	331
3	土石用破砕機等	13	63
4	織機	-	-
5	コンクリートブロックマシン等	3	3
6	木材加工機械	6	15
7	印刷機械	21	87
8	ロール機	-	-
9	合成樹脂用射出成形機	1	1
10	鋳造型機	1	2
総数		168	706

(3) 騒音規制法・山口県公害防止条例・振動規制法特定建設作業届出状況（届出件数）

法令	特定建設作業の種類	H30	R1	R2	R3
騒音規制法関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	12	16	9	5
	2. びょう打機を使用する作業	-	-	-	-
	3. さく岩機を使用する作業	77	76	80	63
	4. 空気圧縮機を使用する作業	29	30	19	15
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	-	-	-	-
	6. トラクターショベルを使用する作業	3	-	1	-
	7. バックホウを使用する作業	40	47	53	43
	8. ブルドーザーを使用する作業	-	-	1	-
	合計	161	169	163	126
山口県公害防止条例関係	1. 鋼球解体作業	-	-	-	-
	2. コンクリートバイブレーターを使用する作業	2	5	2	2
	3. コンクリートカッター又はアスファルトカッターを使用する作業	5	2	4	4
	合計	7	7	6	6
振動規制法関係	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	12	15	10	5
	2. 鋼球解体作業	-	-	-	-
	3. 舗装用破砕機を使用する作業	1	-	-	1
	4. ブレーカーを使用する作業	64	63	65	52
	合計	77	78	75	58

## 4 悪臭

【特定悪臭物質と敷地境界線における規制基準】

(単位: ppm)

特定悪臭物質の種類	地域の区域			臭気の種類	主要発生源事業場
	A 地域	B 地域	C 地域		
1 アンモニア	1 以下	2 以下	5 以下	特有の刺激臭	化製場、下水処理場等
2 メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐ったたまねぎ臭	化製場、下水処理場等
3 硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵臭	化製場、下水処理場等
4 硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツ臭	化製場、下水処理場等 し尿処理場、ごみ処理場等
5 二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
6 トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐魚臭	化製場、畜産農業
7 アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	青臭い刺激臭	複合肥料製造工場等
8 プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い	塗装工場、自動車修理工場 印刷工場、 輸送用機械器具製造工場等
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
10 イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい 焦げた臭い	
12 イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01		
13 イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵臭	塗装工場、自動車修理工場
14 酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーの ような臭い	木工工場、印刷工場 輸送用機械器具製造工場等
15 メチルイソブチルケトン	1	3	6		
16 トルエン	10	30	60	ガソリンのような臭い	
17 スチレン	0.4	0.8	2	エーテル臭	化粧合板製造工場等
18 キシレン	1	2	5	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)
19 プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	すっぱいような刺激臭	化製場、染色工場等
20 ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗くさい臭い	化製場、し尿処理場
21 ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	むれたくつ下の臭い	廃棄物処分場 鶏糞乾燥場
22 イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

下関市においては、都市計画法に基づく用途地域に準拠して、悪臭防止法に基づく指定地域の区域の区分ごとに地域の類型を当てはめている。(平成 17 年 2 月 13 日下関市告示第 24 号)

【特定悪臭物質を含む排出水の規制基準】

(単位: mg/l)

項	特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	許容限度		
			A 地域	B 地域	C 地域
1	メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
		0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
		0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
2	硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.3	1
		0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
		0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
3	硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3	2	6
		0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07	0.3	1
		0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
4	二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6	2	6
		0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.4	1
		0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

【山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準】

			A 地域	B 地域	C 地域	法の規制地域 以外の地域
敷地境界線における臭気指数の限度			10	14	18	14
排出口における 臭気指数の限度	排出 口 の 高 さ	5m 以上 排ガス量 300m <sup>3</sup> /分以上	25	29	33	29
		15m 未満 排ガス量 300m <sup>3</sup> /分未満	28	32	36	32
	15m 以上 30m 未満	28	32	36	32	
	30m 以上 50m 未満	30	34	38	34	
	50m 以上	33	37	41	37	

(注) 臭気指数・・・原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した時の希釈倍数をもとに算出した数値であり、官能試験による悪臭の強さの程度を示す。

## 5 土壌

### 5-1 環境基準等

#### 【土壌環境基準及び土壌汚染対策法指定基準】

特定有害物質（法第2条）		土壌環境基準 平成3年8月 環境庁告示第46号 (検液1lにつき)	指定基準（法第6条・法第11条）		
			〈直接接種リスク〉 土壌含有量基準 (土壌1kgにつき)	〈地下水等の接種リスク〉 土壌溶出量基準 (検液1lにつき)	第2溶出量基準 (検液1lにつき)
クロロエチレン	第1種特定有害物質 揮発性有機化合物	0.002mg 以下	45mg 以下	0.002mg 以下	0.02mg 以下
四塩化炭素		0.002mg 以下		0.002mg 以下	0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg 以下		0.004mg 以下	0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg 以下		0.1mg 以下	1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg 以下		0.04mg 以下	0.4mg 以下
1,3-ジクロロプロパン		0.002mg 以下		0.002mg 以下	0.02mg 以下
ジクロロメタン		0.02mg 以下		0.02mg 以下	0.2mg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg 以下		0.01mg 以下	0.1mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg 以下		1mg 以下	3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg 以下		0.006mg 以下	0.06mg 以下
トリクロロエチレン		0.01mg 以下		0.01mg 以下	0.1mg 以下
ベンゼン		0.01mg 以下		0.01mg 以下	0.1mg 以下
カドミウム		第2種特定有害物質 重金属等		0.003mg 以下、かつ、 農用地においては 米1kgにつき0.4mg 未満	45mg 以下
六価クロム	0.05mg 以下		250mg 以下	0.05mg 以下	1.5mg 以下
シアン	検出されないこと		遊離シアンとして 50mg 以下	検出されないこと	1mg 以下
総水銀	0.0005mg 以下		15mg 以下	0.0005mg 以下	0.005mg 以下
アルキル水銀	検出されないこと			検出されないこと	検出されないこと
セレン	0.01mg 以下		150mg 以下	0.01mg 以下	0.3mg 以下
鉛	0.01mg 以下		150mg 以下	0.01mg 以下	0.3mg 以下
砒素	0.01mg 以下、かつ、 農用地においては 土壌1kgにつき15mg 未満		150mg 以下	0.01mg	0.3mg 以下
ふっ素	0.8mg 以下		4000mg 以下	0.8mg 以下	24mg 以下
ほう素	1mg 以下		4000mg 以下	1mg 以下	30mg 以下
シマジン(CAT)	第3種 特定有害物質 農薬等	0.003mg 以下	45mg 以下	0.003mg 以下	0.03mg 以下
チウラム(チラム)		0.006mg 以下		0.006mg 以下	0.06mg 以下
チオベンカルブ		0.02mg 以下		0.02mg 以下	0.2mg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと		検出されないこと	0.003mg 以下
有機りん		検出されないこと		検出されないこと	1mg 以下
銅		農用地(田に限る)においては、 土壌1kgにつき125mg 以下			
1,4-ジオキサン		0.05mg 以下			

#### 備考

基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に指定する。

## 5-2 土壌汚染対策法に基づく区域の指定（令和4年3月31日現在）

## (1) 形質変更時要届出区域

整理番号	指定番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積	指定基準の適合しない 特定有害物質
整-23-1	形第 23-1 号	平成 24 年 1 月 31 日	下関市彦島弟子待町 三丁目 1440 番 1 の一部	1,204.9m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
整-24-1	形第 24-1 号	平成 25 年 1 月 16 日	下関市竹崎町 四丁目 1 番 68 の一部	2,424.5m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-25-1	形第 25-1 号	平成 25 年 7 月 24 日	下関市筋ヶ浜町 782 番 5 の一部	299.5m <sup>2</sup>	シアン化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物
整-26-1	形第 26-1 号	平成 26 年 6 月 16 日	下関市長府扇町 8 番 8 号	4,322m <sup>2</sup>	ふっ素及びその化合物
整-26-2	形第 26-2 号	平成 27 年 1 月 21 日	下関市後田町 一丁目 186 番 1 号	292.48m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-29-1	形第 29-1 号	平成 29 年 8 月 15 日	下関市彦島弟子待町二丁目 1371 番 2 の一部 1418 番 1 の一部	305.3m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物
整-R1-1	形第 R1-1 号	令和 2 年 3 月 10 日	下関市彦島迫町七丁目 2900 番 59 2900 番 60 2900 番 61	8,497 m <sup>2</sup>	砒素及びその化合物

## 6 ダイオキシン類

### 6-1 環境監視

#### (1) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

#### 備考

- ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- ・土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

※TEQ：毒性等量（2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値）

#### (2) 定点調査（モニタリング）

##### 【一般環境（大気）測定結果】

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

	H29	H30	R1	R2	R3
下関市環境部	—	—	—	0.021	0.014
豊北生涯学習センター	0.0097	0.0054	0.0051	0.0046	0.0054

※R2 より測定場所を長府東局から下関市環境部に変更

##### 【一般環境（水質・底質）測定結果】

	地点	水質 (pg-TEQ/l)					底質 (pg-TEQ/g)				
		H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
川棚川	D-C-1	0.14	0.092		0.080	0.049	0.25	0.40		0.56	0.76
綾羅木川	Z-C-3		0.025	0.052		0.056	2.0	0.93	0.69		0.62
友田川	Z-C-2	0.052			0.084		1.2			1.2	
武久川	Z-C-6	0.053	0.019		0.046	0.032	0.55	0.36		0.41	1.7
木屋川	S-C-2	0.067			0.090		0.20			0.21	
栗野川	L-C-5			0.046					3.7		
豊田湖	T-C-1		0.024	0.040		0.043		5.9	6.3		9.5
響灘及び周防灘	S-D-3	0.040		0.023	0.032		5.7		4.9	4.7	
豊浦・豊北地先	J-D-6		0.020	0.026		0.026		0.078	0.58		0.15

##### 【一般環境（地下水）測定結果】

（単位：pg-TEQ/l）

	R3
汐入町	0.028
菊川町大字吉賀	0.025
豊北町大字滝部	0.025

##### 【一般環境（土壌）測定結果】（単位：pg-TEQ/g）

	R1	R2	R3
長府運動場	0.0033	0.15	0.20
乃木浜総合公園	0.026	0.022	0.023
彦島地区公園	0.20	0.054	0.50
彦島南公園	0.67	0.45	0.31
奥山工場	1.8	3.0	1.6
下関市環境部	1.9	3.1	3.5
夢ヶ丘公園	0.056	0.035	0.044

## 6-2 事業場監視

## (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準および届出施設数等

別表	号 番号	特定施設の種類の	新設 基準	既設基準 ~H14. 11.30	H30		R1		R2		R3	
					事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設
	一	鉄製造業焼結炉 原料処理能力 1t/h 以上	0.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	二	製鋼用電気炉 変圧器の定格容量 1,000kVA 以上	0.5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	三	亜鉛回収施設 原料処理能力 0.5t/h 以上		10	-	-	-	-	-	-	-	-
	四	アルミニウム合金製造施設 溶解炉は容量 1t 以上 焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5t/h 以上	1	5	2	11	2	11	2	11	2	11
	五	廃棄物焼却炉 火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上	0.1	1	12	14	12	14	12	14	12	14
		焼却能力 4t/h 以上 焼却能力 2~4t/h	1	5								
		焼却能力 2t/h 未満	5	10								
計							14	25	14	25	14	25

(基準の単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

## (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準および届出施設数等

別表	号 番号	特定施設の種類の	基準 (単位：pg-TEQ/l)	H30		R1		R2		R3	
				事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設	事業場	施設
	一	硫酸塩バルブ又は亜硫酸バルブの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	-	-	-	-	-	-	-	-
	二	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	三	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	四	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	五	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限り）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	六	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	七	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限り）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	八	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	九	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十一	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十二	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		1	1	1	1	1	1	1	1
	十三	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十四	担体付き触媒（使用済みのものに限り）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限り）によるものを除く）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十五	廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十六	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設		-	-	-	-	-	-	-	-
	十七	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		1	1	1	1	1	1	1	1
	十八	下水道終末処理施設（一から十七及び十九の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）		-	-	-	-	-	-	-	-
	十九	一から十七の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設（十八に掲げるものを除く）		-	-	-	-	-	-	-	-
計				2	2	2	2	2	2	2	2

## 7 公害苦情

【公害苦情件数の推移】

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大気汚染	12	6	6	8	18	6	7
水質汚濁	5	3	5	0	2	3	3
騒音・振動	23	18	26	18	25	28	27
悪臭	22	27	15	9	11	11	18
空き地	42	51	60	46	45	49	56
その他	1	1	3	13	14	16	12
計	105	106	115	94	115	113	123

# III 廃棄物

## 1 ごみ処理事業

### 【ごみ排出量】

(単位：t)

地区	種別	記号	根拠	H29	H30	R1	R2	R3	
旧下関	収集 (直営、委託)	収集量合計	a1	a2+a3+a4+a5+a6	48,424	47,561	46,764	46,790	45,377
		燃やせるごみ(直営)	a2		29,406	27,260	27,348	24,815	23,222
		燃やせるごみ(委託)	a3		8,530	10,231	9,594	12,044	12,661
		粗大ごみ等	a4		2,125	2,196	2,304	2,661	2,481
		資源ごみ(直営)	a5		2,990	2,731	2,508	2,140	2,001
		資源ごみ(委託)	a6		5,374	5,143	5,010	5,129	5,012
	直接搬入	直接搬入量合計	a7	a8+a9	41,496	42,341	43,167	41,441	39,369
		一般廃棄物	a8		36,570	36,817	37,109	35,535	33,792
		産業廃棄物	a9		4,925	5,524	6,058	5,906	5,578
	拠点回収 使用済小型家電		a12			9	13	14	13
	旧下関地区排出量(一般廃棄物のみ)		a10	a1+a8+a12	84,995	84,386	83,886	82,339	79,182
	旧下関地区排出量(産業廃棄物含む)		a11	a1+a7+a12	89,920	89,911	89,943	88,245	84,759
	菊川	収集 (直営)	収集量合計	b1	b2+b3+b4	—	—	—	—
燃やせるごみ			b2		—	—	—	—	—
粗大ごみ等			b3		—	—	—	—	—
資源ごみ			b4		—	—	—	—	—
収集 (委託)		収集量合計	b5	b6+b7+b8	1,246	1,471	1,485	1,489	1,488
		燃やせるごみ	b6		964	1,198	1,218	1,213	1,212
		粗大ごみ等	b7		65	72	68	75	78
		資源ごみ	b8		217	201	199	201	198
直接搬入		直接搬入量合計	b9	b10+b11	382	337	557	501	697
		一般廃棄物	b10		249	228	430	308	546
		産業廃棄物	b11		133	109	127	193	150
菊川地区排出量(一般廃棄物のみ)		b12	b1+b5+b10	1,495	1,698	1,915	1,797	2,034	
菊川地区排出量(産業廃棄物含む)		b13	b1+b5+b9	1,628	1,807	2,042	1,990	2,184	
豊田	収集 (委託)	収集量合計	c1	c2+c3+c4	911	1,000	999	956	939
		燃やせるごみ	c2		708	795	797	750	731
		粗大ごみ等	c3		37	43	45	52	48
		資源ごみ	c4		166	161	157	155	160
	直接搬入	直接搬入量合計	c5	c6+c7	337	307	338	514	405
		一般廃棄物	c6		239	183	199	357	223
		産業廃棄物	c7		98	124	139	157	183
	豊田地区排出量(一般廃棄物のみ)		c8	c1+c6	1,150	1,183	1,198	1,313	1,161
	豊田地区排出量(産業廃棄物含む)		c9	c1+c5	1,248	1,307	1,337	1,470	1,344
	豊浦	収集 (委託)	収集量合計	d1	d2+d3+d4	3,725	3,671	3,588	3,494
燃やせるごみ			d2		2,951	2,914	2,906	2,828	2,764
粗大ごみ等			d3		128	127	90	99	85
資源ごみ			d4		645	631	591	567	547
直接搬入		直接搬入量合計	d5	d6+d7	2,110	2,173	2,217	2,232	2,295
		一般廃棄物	d6		1,874	1,896	1,881	1,853	2,023
		産業廃棄物	d7		236	277	336	379	272
拠点回収 使用済小型家電		d10			1	1	1	1	
豊浦地区排出量(一般廃棄物のみ)		d8	d1+d6+d10	5,599	5,568	5,470	5,348	5,419	
豊浦地区排出量(産業廃棄物含む)		d9	d1+d5+d10	5,834	5,845	5,806	5,728	5,691	
豊北	収集 (委託)	収集量合計	e1	e2+e3+e4	1,544	1,535	1,504	1,436	1,410
		燃やせるごみ	e2		1,258	1,250	1,235	1,169	1,150
		粗大ごみ等	e3		43	49	41	47	44
		資源ごみ	e4		242	236	228	220	216
	直接搬入	直接搬入量合計	e5	e6+e7	959	1,002	1,079	1,081	1,066
		一般廃棄物	e6		717	771	829	814	835
		産業廃棄物	e7		242	231	250	267	231
	豊北地区排出量(一般廃棄物のみ)		e8	e1+e6	2,261	2,306	2,332	2,250	2,245
豊北地区排出量(産業廃棄物含む)		e9	e1+e5	2,503	2,537	2,583	2,517	2,476	
下水路清掃		f1		1,489	1,427	2,454	1,571	1,496	
響中継(再掲)		g1		6,603	6,645	6,845	6,567	6,468	
排出量(収集別)	直営収集	収集量合計	h1	h2+h3+h4	34,521	32,187	32,160	29,617	27,704
		燃やせるごみ	h2	a2+b2	29,406	27,260	27,348	24,815	23,222
		粗大ごみ等	h3	a4+b3	2,125	2,196	2,304	2,661	2,481
		資源ごみ	h4	a5+b4	2,990	2,731	2,508	2,140	2,001
	委託収集	収集量合計	h5	h6+h7+h8	21,329	23,050	22,180	24,549	24,904
		燃やせるごみ	h6	a3+b6+c2+d2+e2	14,411	16,388	15,750	18,005	18,517
		粗大ごみ等	h7	b7+c3+d3+e3	274	291	245	273	255
		資源ごみ	h8	a6+b8+c4+d4+e4	6,644	6,371	6,185	6,271	6,132
	民間搬入 (産廃含む)	直接搬入量合計	h9	h10+h11	45,283	46,160	47,358	45,768	43,832
		一般廃棄物	h10	a8+b10+c6+d6+e6	39,650	39,895	40,448	38,866	37,418
		産業廃棄物	h11	a9+b11+c7+d7+e7	5,633	6,266	6,910	6,902	6,414
拠点回収 使用済小型家電		h12	a12+d10		10	14	15	14	
総計	一般廃棄物のみ		i1	a10+b12+c8+d8+e8	95,500	95,142	94,801	93,047	90,040
	産業廃棄物含む・下水路清掃除く		i2	a11+b13+c9+d9+e9	101,133	101,407	101,712	99,950	96,454
	産業廃棄物・下水路清掃含む		i3	f1+j2	102,622	102,835	104,165	101,521	97,951
	集団回収量		J1		4,338	3,927	3,777	3,085	3,150
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)		K1	i1+j1	99,838	99,069	98,579	96,133	93,191	
人口(人)				265,026	262,255	259,346	256,400	252,413	
1人1日あたりの一般廃棄物(ごみ)排出量(g/人・日)				1,032	1,035	1,039	1,027	1,012	

注) 表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

【ごみ処理量】

(単位:t)

地区	種別	記号	根拠	H29	H30	R1	R2	R3
処理量	焼却	l1		89,769	90,449	91,638	89,015	86,967
	焼却灰等再資源化(再掲)	l2		10,384	10,674	10,762	10,816	9,990
	再資源化(資源ごみ)	l3		8,697	8,299	7,932	7,872	7,589
	埋立	l4		4,159	4,072	4,430	4,542	3,306
	固形燃料化	l5		0	0	0	0	0
	水分	l6		0	0	0	0	0
	処理量合計	l7	l1+l3+l4+l5+l6	102,625	102,821	104,000	101,429	97,862

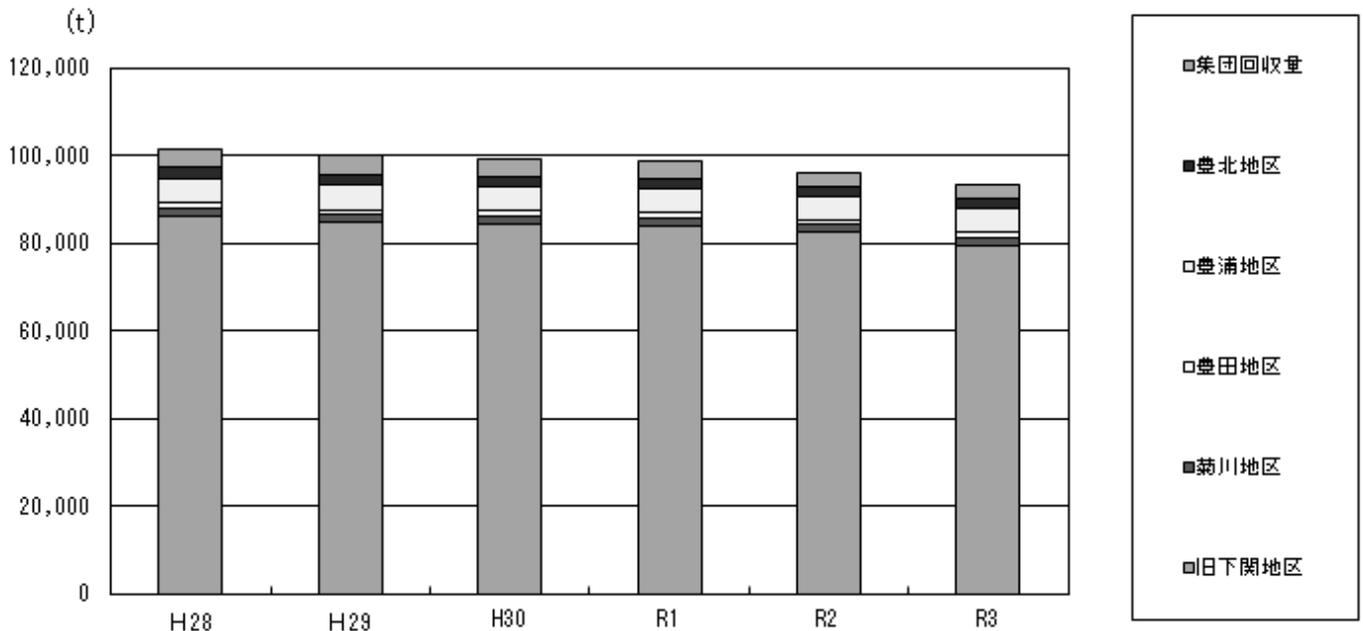
【再資源化状況】

(単位:t)

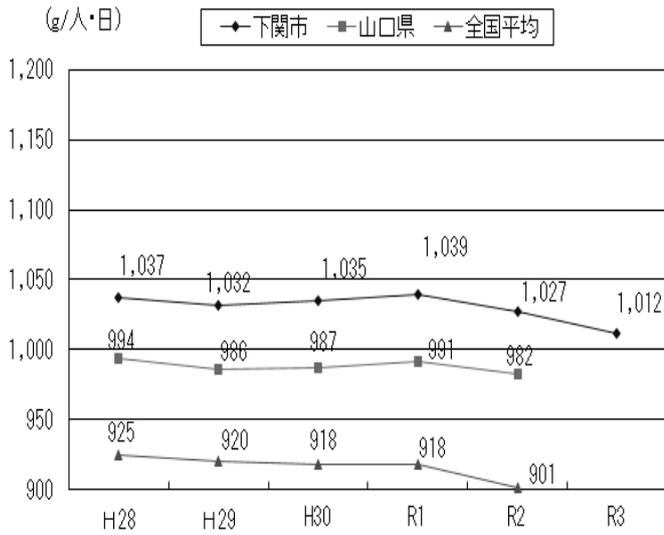
	種別	記	根拠(※)	H29	H30	R1	R2	R3
施設処理に伴う再資源化量	再資源化量(資源ごみ)	m1	l3	8,697	8,299	7,932	7,872	7,589
	固形燃料	m2	l5	0	0	0	0	0
	焼却灰再資源化物(熔融スラグ+セメント)	m3	l2	10,384	10,674	10,762	10,816	9,990
	再資源化量合計	m4	m1+m2+m3	19,081	18,973	18,694	18,688	17,579
集団回収量	古紙類	n1		4,137	3,743	3,613	2,931	2,994
	古布類	n2		5	6	5	4	5
	金属類	n3		196	178	160	150	152
	集団回収量合計	n4	n1+n2+n3	4,338	3,927	3,777	3,085	3,150
合計(集団回収量含む)	o1	m4+n4	23,419	22,900	22,471	21,774	20,729	
一般廃棄物排出量(集団回収量含まない)	o2	i1	95,500	95,142	94,802	93,047	90,040	
一般廃棄物排出量(集団回収量含む)	o3	k1	99,838	99,069	98,579	96,133	93,190	
再資源化率(%) (集団回収量含まない)	o4	$m4 \div o2 \times 100$		20.0	19.9	19.7	20.1	19.5
再資源化率(%) (集団回収量含む)	o5	$o1 \div o3 \times 100$		23.5	23.1	22.8	22.6	22.2

※根拠欄の記号は表【ごみ排出量】【ごみ処理量】から引用

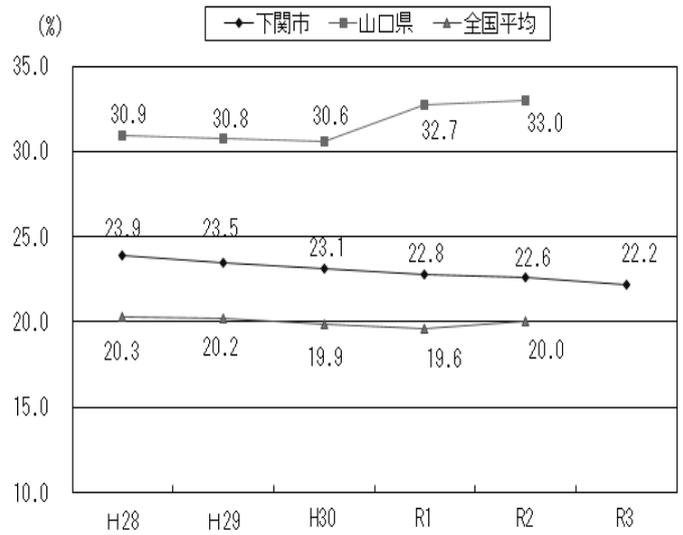
【地区別一般廃棄物(ごみ)排出量】



【一人一日あたりの一般廃棄物（ごみ）排出量】



【再資源化率】



【環境部施設等位置図】



- ①下関市リサイクルプラザ（環境部）
- ②奥山工場
- ③吉母管理場
- ④彦島工場
- ⑤クリーンセンター響
- ⑥清末し尿貯留槽
- ⑦石原し尿貯留槽
- ⑧前田し尿貯留槽
- ⑨豊北中継貯留槽
- ⑩菊川町し尿中間貯留槽
- ⑪豊田町し尿中間貯留槽
- ⑫豊浦町し尿中間貯留槽

【環境部施設等】リサイクルプラザ

	処理棟	ストックヤード棟	啓発棟	管理棟
所在地	下関市古屋町一丁目 18 番 1 号			
能力	113t/日 (5h)	-	-	-
主要設備	剪断式破碎機 回転式破碎機 びん類自動色選別機	選別後の資源ごみの ストックヤード	リサイクル工房 リサイクル学習設備	下関市環境部庁舎
工期	H13. 9. 17~H15. 6. 30			H14. 6. 24~H15. 3. 20
工事費	5, 995, 500 千円			725, 235 千円
設計施工	神戸製鋼所・安成工務店・福永建設・栢野建設 JV			野口工務店 長野工務店 JV 他
延床面積	9, 013m <sup>2</sup>	1, 343m <sup>2</sup>	4, 412m <sup>2</sup>	2, 780m <sup>2</sup>
敷地面積	約 31, 000m <sup>2</sup>			

【焼却施設】奥山工場

	焼却炉	
所在地	下関市大字井田字桑木 10378 番地	
能力	170t/24h × 1 基	180t/24h × 1 基
炉形式	ストーカ式	ストーカ式
排ガス処理設備	バグフィルタ	バグフィルタ
発電設備	3, 600kW	3, 180kW
工期	H25. 9. 30~H28. 3. 18	H12. 6. 22~H14. 11. 30
建設費	5, 303, 025 千円	11, 168, 246 千円
設計施工	(株)タクマ	(株)神戸製鋼所
延床面積	3, 161m <sup>2</sup>	11, 145m <sup>2</sup>
敷地面積	約 55, 200m <sup>2</sup>	
備考	H28. 4 供用開始	H14. 12 供用開始

【最終処分場】

	吉母管理場	クリーンセンター響
所在地	下関市大字吉母字舟頭 10332 番地 1 (地先)	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12
能力	海面埋立容量 1, 273, 200m <sup>3</sup>	埋立容量 49, 500m <sup>3</sup>
浸出液処理能力	410m <sup>3</sup> /日	70m <sup>3</sup> /日
建設	S58. 8. 8~S61. 3. 25	S60. 8. 12~S61. 2. 19
事業費	2, 904, 000 千円	94, 442 千円
放流水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ pH 5. 8~8. 6</li> <li>・ COD 30ppm 以下</li> <li>・ BOD 30ppm 以下</li> <li>・ SS 20ppm 以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ pH 5. 8~8. 6</li> <li>・ BOD 50ppm 以下</li> <li>・ SS 60ppm 以下</li> </ul>

【ごみ運搬中継施設】クリーンセンター響

	当初 (RDF 化施設)	転用 (ごみ運搬中継施設)
所在地	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12	
能力	28t/8h	-
形式	ごみ固形燃料化方式	-
工期	H10. 7. 18~H12. 3. 20	H20. 9. 10~H21. 3. 31
建設費	1, 962, 835 千円	94, 198 千円
施行設計	東レエンジニアリング(株)	ユニチカ(株)
延床面積	3, 082m <sup>2</sup>	
敷地面積	5, 176m <sup>2</sup>	
備考	H12. 4 供用開始	H21. 4 供用開始

## 【保有車両】

令和4年3月31日現在

区分		車種	積載量又は容量	台数	定員	備考	
収集用車両	ごみ	バックカー車	4 m <sup>3</sup>	33	3		
		ダンプ (パワーゲート付深ボディ)	2 t	10	3		
		トラック (1,000cc)	0.7 t	6	3		
		軽トラック	0.35 t	8	2		
	下水路	ダンプ	2 t	3	3		
		バキューム車	3.0kl	1	3		
		小計		61			
処理用車両	リサイクルプラザ	中継車	7,700kg・7,600kg	2	2	48,60	
		大型ダンプ車	10,000kg	1	2	1681	
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-3	
		フォークリフト		2	1	FD25-C3, GENE010	
	奥山	中継車	11,100kg, 8,700kg	2	2	33,277	
		汚泥吸上車	3,250kg	1	3	1048	
		ホイールローダー		2	1	LK230Z-5×2台	
		ショベルローダー		2	1	SD25-2, SD25-6	
		フォークリフト		2	1	FB30-7, FD30T	
	吉母	大型ダンプ車	9,000kg, 9,500kg	2	2	1,134	
		ダンプ車	2,000kg	2	3	350,405	
		ダンプ車	4,000kg	1	3	1405	
		パワーショベル		4	1	PC450, ZX120, 308CR, PC30	
		ブルドーザー		1	1	D85EX-15	
		ドーザーショベル		1	1	D75S-5	
		バックカー車		2	3	681, 682	
		自走式破砕機		1	1	ZR900TS	
	響	中継車	6,300kg	1	2	160	
		バックカー車	2,500kg	2	3	825, 368	
		ダンプ車	2,000kg	2	3	2400, 4880	
		パワーショベル		3	1	311B, PC75UU-2, ZX75US	
		トラッシュコンパクタ		1	1	WF350-1	
		ホイールローダー		1	1	WA100-1	
		フォークリフト		1	1	7FB10	
		自走式破砕機		1	1	ZR900TS	
	彦島	アームロール車		1	3	1562	
			小計		43		
	管理用車両	垢田	普通乗用		1	7	2588
			普通貨物		1	5	6441
			普通乗用		1	5	3238
			小型乗用		1	5	7002
			軽貨物		2	4	7273, 3023
パワーゲート			850kg	1	3	599	
クレーン付トラック			2,000kg	1	3	862	
パトロール車				2	4	3080, 1036	
軽乗用				1	4	4495	
奥山			普通乗用		1	5	1484
吉母		普通乗用		1	5	3769	
		普通乗合		1	15	ハイエースコミュニーター	
響		軽乗用		1	4	7472	
			小計		15		
			合計		119		

【一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者】

令和4年3月31日現在

業者名	所在地	許可区域	許可内容
(有)新生メンテナンス工業所	下関市棕野町一丁目 28 番 22 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)関清	下関市武久町二丁目 80 番 16 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)関門清掃センター	下関市羽山町 22 番 10 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
松田清掃(株)	下関市長府扇町 3 番 38 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)伊村清掃	下関市横野町四丁目 2 番 23 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田) クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	事業系一般廃棄物
(株)三協クリーナー	下関市彦島迫町一丁目 19 番 20 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)ヒロモト	下関市ゆめタウン 2 番 12 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田) クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	
(株)エコプラン	下関市綾羅木本町七丁目 17 番 13 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田) クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	
(資)竹田商店	下関市東大和町二丁目 1 番 3 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(資)響産業	下関市秋根東町 2 番 28 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
AAAAAAAAAAAA (Aアリア 10トウ) アトしまつ・ゴミブ ロ処分場三国.jp	下関市長門町 7 番 19 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(株)張山設備工業所	下関市彦島江の浦町二丁目 19 番 21 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)ミュキ産業	下関市川中豊町五丁目 8 番 15 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(株)吉村商店	下関市大字福江 494 番地	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)藤野衛生工業所	下関市元町 4 番 9 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)ニシモト	下関市大坪本町 26 番 16 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(株)グローバル	下関市幡生宮の下町 24 番 12 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
下関ビルサービス(株)	下関市上田中町一丁目 9 番 3 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(同)村上商店	下関市稗田中町 11 番 11 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
総合管財(株)	下関市秋根本町二丁目 6 番 22 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)垣原商店	下関市大和町二丁目 9 番 22 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)下関衛生社	下関市綾羅木新町三丁目 6 番 7 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	排出事業者限定
日新運輸工業(株)	下関市長府港町 14 番 1 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	排出事業者限定
総合美装(株)	下関市長府扇町 7 番 20 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	排出事業者限定
(有)高木産業	下関市小月西の台 3 番 17 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田) クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	排出事業者限定 事業系一般廃棄物
(有)ヤマウチ	下関市豊田町大字日野 15 番地 1	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	ペットボトル・ガラス瓶等
(有)豊原商会	下関市豊田町大字矢田 471 番地	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(有)環境コンサルタント	下関市豊田町大字中村 213 番地 5	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
大村産業建設(株)	下関市向洋町三丁目 2 番 12 号	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	事業系一般廃棄物 家屋解体時一般廃棄物
(株)星山建設	下関市垢田町三丁目 6 番 15 号	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	家屋解体時一般廃棄物
(株)青木建設	下関市清末千房三丁目 6 番 15 号	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	事業系一般廃棄物
滝部運送(株)	下関市豊北町大字滝部 872 番地の 7	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	
西部工輸(株)	下関市大字小野 416 番地の 1	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	事業系一般廃棄物
リサイクルプロジェクト(有)	下関市長府扇町 4 番 27 号	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	事業系一般廃棄物
(株)青松商店	下関市棕野町一丁目 25 番 19 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	
(株)稲富商事	下関市綾羅木本町八丁目 13 番 18 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田)	排出事業者限定
(株)平山商店	下関市豊浦町大字小串 1373 番地 1	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	
(株)環境ロジテック	下関市豊北町大字栗野 3627 番 1	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	
(株)ヤマト	下関市長府扇町 7 番 9 号	奥山工場処理区 (旧下関・菊川・豊田) クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	家庭系粗大ごみ 排出事業者限定
(有)共立産業	下関市豊浦町大字宇賀 7430 番地 27	クリーンセンター響処理区 (豊浦・豊北)	

※許可区域欄の内容は次のとおりです。

(1)奥山工場処理区 合併前の下関市・菊川町・豊田町の区域

(2)クリーンセンター響処理区 合併前の豊浦町・豊北町の区域

【下関市ごみダイエツト・リサイクル推進店】

令和4年3月31日現在

地区	販売店名	店舗所在地	地区	販売店名	店舗所在地
本庁	くわば酒店	丸山町 4-2-1	彦島	まるき彦島店	彦島本村町 7-1-11
	Yショップ下関市役所売店	南部町 1-1		モンマートはやた	彦島福浦町 3-2-1
	鈴木酒店	丸山町 2-6-13	長府	ゆめタウン長府	ゆめタウン 1-1
	まるき武久店	武久町 1-42-6		マルシヨク長府店	長府中浜町 5-2
	マルシヨク新垢田店	武久町 2-81-25		研甚	長府中之町 2-7
	下関市立大学生生活協同組合	大学町 2-1-1	小月	アルク小月店	小月駅前 1-1-1
	ふじかわ	山の田本町 20-7	王喜	ウエスタまるき下関小月店	王喜本町 4-1022-1
	山の田制服	山の田本町 2-8	川中	業務スーパー豊町店	川中豊町 7-1-7
	大丸下関店	竹崎町 4-4-10	安岡	マルシヨク安岡店	安岡駅前 1-3-11
	サンリブ唐戸店	唐戸町 4-1	吉見	業務スーパー吉見店	吉見本町 2-11-20
	ギフトたかの	向洋町 3-1-4	勝山	ゆめマート新下関	石原 316
	業務スーパー東大和店	東大和町 2-13-20		ウエスタまるき下関形山店	秋根上町 1-1-35
	エコプラザ・下関 ありがとカフェ	唐戸町 1-19		まるき下関一の宮店	一の宮住吉 2-11-18
	清末	竹下商店		清末鞍馬 2-4-17	生活協同組合コープやまぐち新下関店

2 し尿等処理事業

【し尿・浄化槽汚泥収集量及び処理量】

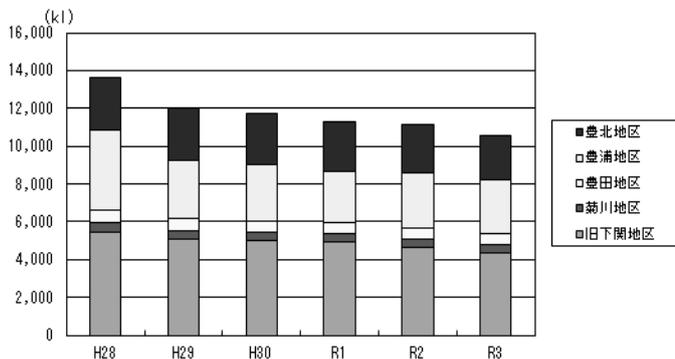
(単位：kl)

	地区	種別	H29	H30	R1	R2	R3
収集量	旧下関	し尿	5,055	5,018	4,921	4,614	4,351
		浄化槽汚泥	37,445	37,211	35,297	35,573	36,722
	菊川	し尿	472	449	474	443	455
		浄化槽汚泥	1,524	1,483	1,530	1,672	1,594
	豊田	し尿	620	594	559	622	549
		浄化槽汚泥※	2,347	2,405	2,447	2,485	2,552
	豊浦	し尿	3,121	2,970	2,675	2,892	2,834
		浄化槽汚泥※	7,290	6,977	7,558	7,793	7,582
	豊北	し尿	2,773	2,666	2,669	2,596	2,348
		浄化槽汚泥	4,438	4,448	4,346	4,595	5,095
処理量	旧下関	施設処理	42,500	42,229	40,219	40,187	41,073
	菊川 豊田 豊浦 豊北	施設処理	22,725	21,692	22,282	23,027	23,159

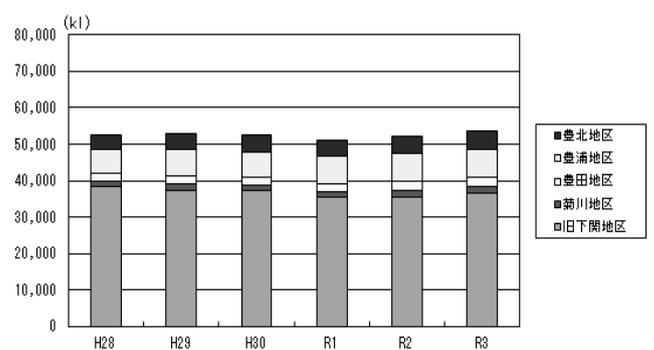
※農集汚泥含む。

注) 中継貯留槽等の経由があるため収集量と処理量が一致しない場合があります。

【し尿収集量】



【浄化槽汚泥収集量】



【し尿・浄化槽汚泥処理施設】彦島工場

所在地	下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号	工期	平成 17 年 8 月 5 日～平成 19 年 3 月 23 日
能力	198kl/日	建設費	2,814,000 千円
処理方法	固液分離・希釈放流方式	敷地面積	14,496m <sup>2</sup>
資源化処理方法	助燃剤方式	備考	平成 19 年 2 月供用開始
メーカー	クボタ・寿工務店・古田建設・三和工務店 下関市浄化槽汚泥等処理施設建設工事共同企業体		

【し尿・浄化槽汚泥中継施設】豊北中継貯留槽

所在地	下関市豊北町大字神田 11636 番地
能力	貯留槽：160 m <sup>3</sup> ×2 槽
整備費	519,675 千円（旧施設解体 225,980 千円、新施設建設 293,695 千円）
整備期間	平成 29 年 8 月 8 日～令和 2 年 3 月 19 日
敷地面積	3,519.12 m <sup>2</sup>
備考	令和元年 10 月より供用開始

【し尿中継貯留槽】

名称	所在地	敷地(m <sup>2</sup> )	能力(kl)
石原し尿貯留槽	下関市大字石原字上河原 34-4	218	90
清末し尿貯留槽	下関市大字清末字新田地先	50	40
前田し尿貯留槽	下関市前田一丁目 10-4	50	8
菊川町し尿中間貯留槽	下関市菊川町大字西中山 437-2	302	30
豊田町し尿中間貯留槽	下関市豊田町大字八道 395-7	51	30
豊浦町し尿中間貯留槽	下関市豊浦町大字宇賀 3703-4	99	30

【一般廃棄物（し尿）収集運搬許可業者】計 6 業者 令和 4 年 3 月 31 日現在

業者名	所在地	許可区域
(有)豊浦衛生社	下関市豊浦町大字川棚 6276-1	菊川地区、豊浦地区
(有)美祢清掃センター	美祢市大嶺町東分 1318	豊田地区
(株)豊浦環境管理センター	下関市豊浦町大字黒井 2121-1	豊浦地区
(有)拓豊整掃	下関市豊浦町大字川棚 11478-3	豊浦地区
(有)山陰環境整備工業	下関市豊北町大字滝部 3750-9	豊北地区
(有)豊北衛生社	下関市豊北町大字田耕 6448	豊北地区

※「許可区域」は、それぞれ合併前の菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の区域をいう。

【浄化槽設置状況】年度別・地区別

※各年度末における浄化槽設置基数

地区	年度	H29	H30	R1	R2	R3	割合
本庁管内		1,046	990	960	905	876	4.4%
彦島		249	241	239	229	225	1.1%
長府		2,161	2,071	2,003	1,917	1,875	9.4%
王司		653	657	663	662	669	3.3%
清末		781	785	779	784	810	4.0%
小月		1,067	1,040	985	939	913	4.6%
王喜		707	686	669	648	636	3.2%
吉田		509	510	509	511	512	2.6%
勝山		2,168	2,040	1,951	1,843	1,812	9.0%
内日		357	361	365	375	382	1.9%
川中		1,073	1,064	1,056	1,054	1,054	5.3%
安岡		1,675	1,566	1,523	1,477	1,466	7.3%
吉見		1,868	1,871	1,873	1,853	1,840	9.2%
菊川		625	628	627	633	635	3.2%
豊田		936	949	954	958	956	4.8%
豊浦		3,364	3,380	3,390	3,394	3,408	17.0%
豊北		1,931	1,934	1,950	1,959	1,971	9.8%
年度別累計		21,170	20,773	20,496	20,141	20,040	100%

【浄化槽保守点検登録業者】計 29 業者

令和 4 年 3 月 31 日現在

業者名	事業所所在地	許可区域
(株)小林設備	下関市三河町 12-12	下関地区、豊田地区、豊浦地区
(株)総合商会	下関市前田一丁目 10-4	下関地区
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	下関市棕野町二丁目 4-1	下関地区
(有)下関衛生社	下関市綾羅木新町三丁目 6-7	下関地区
(株)中国ネオ下関営業所	下関市伊倉町三丁目 6-19	下関地区
(有)共和浄化槽管理工業	下関市神田町二丁目 2-17	下関地区
防長船舶(有)	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
橋本衛生工業所	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
下関清工(株)	下関市横野町一丁目 22-27	下関地区
下関ビルサービス(株)	下関市上田中町一丁目 9-3	下関地区
(有)新生メンテナンス工業所	下関市棕野町一丁目 28-22	下関地区
(有)藤野衛生工業所	下関市元町 4-9	下関地区
(有)防長衛生工業所	下関市彦島向井町一丁目 1-7	下関地区
(有)古谷美化設備工業所	下関市横野町一丁目 10-47	下関地区
協和環境(有)	下関市金比羅町 37-5	下関地区
(株)張山設備工業所	下関市彦島江の浦町二丁目 19-21	下関地区
(有)関門清掃センター	下関市羽山町 22-10	下関地区
(株)新田理研メンテナンス	下関市豊浦町大字黒井 1811-3	下関地区、菊川地区、豊浦地区
(有)ミユキ産業	下関市川中豊町五丁目 8-15	下関地区
梅田クリーン工業(株)	下関市武久町二丁目 6-3	下関地区
(有)メンテナンスタグチ	下関市永田本町二丁目 5-36	下関地区
(株)豊浦環境管理センター	下関市豊浦町大字黒井 2121-1	菊川地区、豊浦地区
(有)山陰環境整備工業	下関市豊北町大字滝部 3750-9	豊北地区
(有)豊浦衛生社	下関市豊浦町大字川棚 6276-1	菊川地区、豊浦地区
(有)拓豊整掃	下関市豊浦町大字川棚 11478-3	豊浦地区
(有)美祢清掃センター	美祢市大嶺町東分 1318	豊田地区
山口県エンジニアリング(株)	山口市吉敷下東二丁目 14-22	菊川地区、豊田地区、豊浦地区、豊北地区
山口県環境整備事業協同組合	山口市吉敷下東二丁目 14-22	下関地区
環境メンテナンス	下関市山の田東町 7-1	豊田地区、豊浦地区

※「許可区域」は、それぞれ合併前の下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の区域をいう。

【浄化槽清掃許可業者】計 22 業者

令和 4 年 3 月 31 日現在

業者名	所在地	許可区域
防長船舶(有)	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
下関清工(株)	下関市横野町一丁目 22-27	下関地区
(有)新生メンテナンス工業所	下関市棕野町一丁目 28-22	下関地区
(有)関門清掃センター	下関市羽山町 22-10	下関地区
(株)総合商会	下関市前田一丁目 10-4	下関地区
協和環境(有)	下関市金比羅町 37-5	下関地区
下関ビルサービス(株)	下関市上田中町一丁目 9-3	下関地区
(有)防長衛生工業所	下関市彦島向井町一丁目 1-7	下関地区
(有)古谷美化設備工業所	下関市横野町一丁目 10-47	下関地区
(有)藤野衛生工業所	下関市元町 4-9	下関地区
(有)メンテナンスタグチ	下関市永田本町二丁目 5-36	下関地区
(有)ミユキ産業	下関市川中豊町五丁目 8-15	下関地区
橋本衛生工業所	下関市彦島本村町三丁目 4-10	下関地区
梅田クリーン工業(株)	下関市武久町二丁目 6-3	下関地区
(株)張山設備工業所	下関市彦島江の浦町二丁目 19-21	下関地区
(有)共和浄化槽管理工業	下関市神田町二丁目 2-17	下関地区
(有)下関衛生社	下関市綾羅木新町三丁目 6-7	下関地区
(有)豊浦衛生社	下関市豊浦町大字川棚 6276-1	菊川地区、豊浦地区
(株)豊浦環境管理センター	下関市豊浦町大字黒井 2121-1	菊川地区、豊浦地区
(有)美祢清掃センター	美祢市大嶺町東分 1318	豊田地区
(有)拓豊整掃	下関市豊浦町大字川棚 11478-3	豊浦地区
(有)山陰環境整備工業	下関市豊北町大字滝部 3750-9	豊北地区

※「許可区域」は、それぞれ合併前の下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町の区域をいう。

地区別・規模別

令和4年3月31日現在(単位:基)

地区		人槽	5	21	51	101	301	501	1001	合計
		5	21	51	101	301	501	1001		
		20	50	100	300	500	1000	以上		
本庁管内	合併処理浄化槽	3,820	205	79	74	11	1	2	4,192	
	単独処理浄化槽	8,161	587	93	34	3	0	0	8,878	
	合計	11,981	792	172	108	14	1	2	13,070	
菊川	合併処理浄化槽	377	7	0	1	0	1	4	390	
	単独処理浄化槽	228	12	5	0	0	0	0	245	
	合計	605	19	5	1	0	1	4	635	
豊田	合併処理浄化槽	592	17	7	9	2	1	0	628	
	単独処理浄化槽	292	31	4	1	0	0	0	328	
	合計	884	48	11	10	2	1	0	956	
豊浦	合併処理浄化槽	1,236	38	17	12	2	1	2	1,308	
	単独処理浄化槽	1,986	99	14	1	0	0	0	2,100	
	合計	3,222	137	31	13	2	1	2	3,408	
豊北	合併処理浄化槽	1,289	22	7	8	2	2	1	1,331	
	単独処理浄化槽	597	33	8	1	1	0	0	640	
	合計	1,886	55	15	9	3	2	1	1,971	
全域	合併処理浄化槽	7,314	289	110	104	17	6	9	7,849	
	単独処理浄化槽	11,264	762	124	37	4	0	0	12,191	
	合計	18,578	1,051	234	141	21	6	9	20,040	

地区別・建築用途別

令和4年3月31日現在(単位:基)

用途	地区	旧下関	菊川	豊田	豊浦	豊北	合計
集会場施設(※1)		125	10	23	28	30	216
住宅		10,835	551	826	3,067	1,805	17,084
共同住宅		641	2	10	70	5	728
その他住宅(※2)		77	2	6	15	11	111
宿泊施設		27	1	11	30	10	79
医療施設		39	0	2	15	9	65
店舗		290	4	13	54	25	386
娯楽施設(※3)		25	2	5	10	2	44
駐車場(※4)		33	0	8	5	6	52
学校施設(※5)		61	4	11	20	11	107
事務所		541	35	24	39	36	675
作業場(※6)		330	16	12	45	11	414
その他(※7)		46	8	5	10	10	79
合計		13,070	635	956	3,408	1,971	20,040

- ※ 集会場施設:公会堂、集会場、寺院、神社、体育館他
- ※ その他住宅:下宿、寄宿舎、学校寄宿舎、老人ホーム他
- ※ 娯楽施設:パチンコ店、ゴルフ場他
- ※ 駐車場:サービスエリア、駐車場、ガソリンスタンド
- ※ 学校施設:保育所、幼稚園、学校(小、中、高、大、各種)、図書館
- ※ 作業場:工場、作業所、研究所他
- ※ その他:工場、公衆浴場、公衆便所、駅、バスターミナル

3 環境美化推進事業

【条例違反者・過料処分件数】

(単位:件)

令和2年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# IV 関係例規

## 1 下関市環境基本条例

平成17年2月13日  
条例第205号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第6条)

#### 第2章 環境の保全に関する基本的施策

##### 第1節 施策の基本方針等(第7条—第11条)

##### 第2節 環境の保全のための施策等(第12条—第22条)

##### 第3節 地球環境保全の推進等(第23条)

#### 附則

私たちの郷土下関は、中国山地を源とする緑あふれる森林や、響灘、周防灘の豊かな海洋と変化に富んだ美しい海岸線に恵まれ、その自然を生かし育みながら、本州と九州の接点としての陸・海上の交通の要衝という地理的な役割を果たすとともに、多くの歴史的な転換の舞台となってきた。

恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が、地球という大きな枠の中で密接に関わりあい、微妙な均衡のもとに保たれてきた。しかし、現代の社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費して、環境への負荷を増大させ、その結果、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっている。

もとより、私たちは、快適で豊かな環境を享受する権利と、その環境を将来の世代へ引き継ぐ責務を有している。

私たち市民一人ひとりがこれまでの生活を省み、その生活様式を見直していくことにより、地球全体の持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境をつくりあげていかなければならない。

ここに、私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな森と海の恵みを実感しながら暮らすことのできる快適な環境の形成の実現を目指して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害を生ずることをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全は、人類を取り巻く環境が、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、人間の活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境の恵みを享受できるとともに、この豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換による持続的発展が可能な社会を作っていくことを目指し、行われなければならない。

3 環境の保全是、自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現を目指し、行われなければならない。

4 地球環境保全是、市民、事業者及び市が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来の市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的豊かさを活かして、市民及び事業者との協力のもとに環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らその社会経済活動に際して環境の保全に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全及び快適な環境の形成のための取組を支援する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然が共生する豊かな生態系を維持するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、豊かな森と海に恵まれた本市の多様な自然環境を保持することにより、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。

(3) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の少ない市民生活や事業活動への転換を図ること。

(4) 豊かな地球環境が、将来にわたって健全な状態に保たれるよう、すべての主体が自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下関市環境審議会条例(平成17年条例第206号)

第1条の規定により設置する下関市環境審議会及び市民の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(市民の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の環境及び生活に関する意見を充分反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、市民に環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第2節 環境の保全のための施策等

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第14条 市は、市民又は事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを促すため、適正な経済的な助成及び技術的な支援等の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設、下水道、廃棄物の公共的な処理施設及び環境への負荷の低減に資する交通施設の整備の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、森林の整備及び絶滅のおそれのある野生動物の保護増殖のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、持続的発展が可能な社会の実現のため、市民及び事業者自らが、社会経済活動や生活様式を見直し、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が、人と環境のかかわりあい等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、民間団体等が環境に関する理解を深め、環境の保全のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第20条 市は、過去及び現在の環境の状況の把握、将来の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

- 2 市は、前項に掲げる調査を実施するため、必要な監視、測定、試験、研究等の体制の整備に努めるものとする。  
(推進体制の整備)
- 第21条 市は、市民及び事業者と連携、協力して、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。  
(国及び他の地方公共団体との協力)
- 第22条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。
- 第3節 地球環境保全の推進等  
(地球環境保全への取組)
- 第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。
- 2 市は、国、県、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供及び技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。
- 附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

## 2 下関市環境保全条例

平成 17 年 6 月 29 日  
条例第 358 号

## 目次

- 第 1 章 総則
  - 第 1 節 通則(第 1 条・第 2 条)
  - 第 2 節 市長の責務(第 3 条—第 7 条)
  - 第 3 節 事業者の責務(第 8 条—第 13 条)
  - 第 4 節 市民の責務(第 14 条—第 16 条)
- 第 2 章 自然環境の保全
  - 第 1 節 保存樹等の保存(第 17 条—第 23 条)
  - 第 2 節 緑化の推進(第 24 条—第 27 条)
  - 第 3 節 開発行為の規制(第 28 条・第 29 条)
- 第 3 章 生活環境の保全
  - 第 1 節 騒音等の規制(第 30 条—第 33 条)
  - 第 2 節 公共の場所の清潔保持(第 34 条—第 36 条)
  - 第 3 節 空地の管理(第 37 条)
- 第 4 章 補則(第 38 条・第 39 条)
- 第 5 章 罰則(第 40 条—第 42 条)

## 附則

## 第 1 章 総則

## 第 1 節 通則

## (目的)

第 1 条 この条例は、下関市民の良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その総合的推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は快適な生活が損なわれることをいう。

## 第 2 節 市長の責務

## (基本的責務)

第 3 条 市長は、市民の良好な環境を保全するため、必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## (知識の普及等)

第 4 条 市長は、良好な環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、良好な環境の保全の思想を高めるように努めなければならない。

## (財政措置等)

第 5 条 市長は、良好な環境の保全を図るため、必要な財政上の措置、技術的な援助その他の措置を講ずるように努めなければならない。

## (監視及び調査)

第 6 条 市長は、良好な環境を保全するため、必要な監視及び調査をしなければならない。

## (苦情の処理)

第 7 条 市長は、良好な環境の保全に関する苦情を迅速かつ適正に処理するように努めなければならない。

## 第 3 節 事業者の責務

## (基本的責務)

第 8 条 事業者は、その事業活動によって良好な環境に支障を及ぼすことのないように、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずる責務を有する。

## (協力義務)

第9条 事業者は、市長又はその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為における義務)

第10条 事業者は、土地の区画形質の変更(以下「開発行為」という。)をしようとするときは、山林、河川、海浜等の良好な自然環境の保全を図るとともに市民の生活環境の保全に努めなければならない。

(管理義務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、その事業に係る施設を適正に管理しなければならない。

(防止技術の研究及び開発)

第12条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するため、必要な技術の研究及び開発に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第13条 事業者は、市長と公害防止協定を締結するように努めなければならない。

#### 第4節 市民の責務

(基本的責務)

第14条 市民は、良好な環境の保全に関する意識を高めるとともに、良好な環境の確保に寄与するように努めなければならない。

(協力義務)

第15条 市民は、市長又はその他の行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(土地、建物の清潔保持の義務)

第16条 市民は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

### 第2章 自然環境の保全

#### 第1節 保存樹等の保存

(保存樹等の指定)

第17条 市長は、良好な環境を保全するため、必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹等の所有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、次に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)の規定により指定された保安林に係る樹木又は樹木の集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前2号に掲げる以外のもの

(指定の解除)

第18条 市長は、保存樹等が前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保存樹等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹等の指定を解除することができる。

3 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 前条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(所有者の変更届出)

第19条 保存樹等の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第20条 市長は、保存樹等の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第21条 所有者は、保存樹等について枯損の防止その他その保存に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 何人も、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第22条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(助言等)

第23条 市長は、所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

第2節 緑化の推進  
(公共施設の緑化)

第24条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に樹木を植栽する等緑化に関し、その推進を図るように努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第25条 宅地等の所有者又は管理者は、自然環境を保全するように努めるとともに、当該宅地等に樹木を植栽する等自ら緑化を図るように努めなければならない。

(団地の緑化)

第26条 住宅等の団地で規則で定める規模以上のものを造成しようとする者は、当該団地の緑化に関し、あらかじめ、市長と協議し、その緑化の推進を図るように努めなければならない。

(工場等の緑化)

第27条 工場等で規則で定める規模以上のものを設置しようとする者は、当該敷地内の緑化に関し、あらかじめ、市長と協調し、その緑化の推進を図るように努めなければならない。

第3節 開発行為の規制

(開発行為の届出)

第28条 規則で定める規模以上の開発行為（法令の規定により許認可を受けなければならないものを除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(助言、指導等)

第29条 市長は、前条の規定による届け出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前条の規定に違反する者又は前項の助言若しくは指導に従わない者に対し、当該開発行為の停止、計画の変更等必要な措置をとることを命ずることができる。

第3章 生活環境の保全

第1節 騒音等の規制

(環境保全の義務)

第30条 何人も、良好な生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないように努めなければならない。

(静穏の保持)

第31条 何人も、法令に違反しない場合においても、夜間においては付近の住民の安眠を妨げる騒音又は振動を発生させないように努めなければならない。

(特定建設作業の周知義務)

第32条 特定建設作業（騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）に規定する特定建設作業をいう。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、あらかじめ、当該作業場の周辺住民に対し、作業時間、騒音防止の方法等について説明する等周知を図るように努めなければならない。

(自動車排出ガス及び自動車騒音の抑制義務)

第33条 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の所有者及び運転者は、その自動車の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車排出ガス及び自動車騒音を最小限に抑制するように努めなければならない。

第2節 公共の場所の清潔保持

(公共の場所の清潔保持)

第34条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにしなければならない。

(印刷物等配布者の清潔保持)

第35条 公共の場所において、印刷物等を公衆に配布し、又は配布させた者は、その印刷物等が散乱した場合は速やかに清掃しなければならない。

(工事施行者の義務)

第36条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないように適正な措置を講じなければならない。

第3節 空地の管理

(空地の管理)

第37条 空地の所有者又は管理者は、当該空地が雑草の繁茂等により、災害、犯罪及び廃棄物の不法投棄の誘発源並びに蚊、ハエ、野ネズミ等の発生源とならないよう清掃保持に努めるとともに、特に人の健康に害を及ぼすおそ

れのある雑草を除去する等、当該空地の適正な管理を行わなければならない。

#### 第4章 補則

##### (立入検査等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは検査させ、又は関係人に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

##### (委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第40条 第29条第2項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第38条第1項の規定による立入検査等を拒み、又は妨げた者は、2万円以下の罰金に処する。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

##### (条例の廃止)

2 下関市環境保全条例(昭和50年下関市条例第1号)及び豊田町ほたるの里環境保全条例(平成9年豊田町条例第4号)(以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。

##### (旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

## 3 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 17 年 2 月 13 日  
条例第 198 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 一般廃棄物の減量及び処理(第 14 条—第 30 条)
- 第 3 章 市が設置する一般廃棄物処理施設
  - 第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等(第 31 条—第 37 条)
  - 第 2 節 技術管理者の資格(第 37 条の 2)
- 第 4 章 手数料等(第 38 条—第 40 条)
- 第 5 章 雑則(第 41 条—第 44 条)
- 第 6 章 罰則(第 45 条・第 46 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

## (市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)及び再生品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用の容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるように努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

## (市の責務)

第 5 条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

## (清潔の保持)

第 6 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、当該土地又は建物の管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚さないようにしなければならない。

3 公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

- 4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。
- 5 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所にこれらの物が飛散し、又は流出することによる生活環境の保全上の支障が生じないようにしなければならない。

(空き地の管理)

第7条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するように努めなければならない。

(空き容器回収設備の設置等)

第8条 自動販売機により容器入り飲料等を販売する者は、空き缶等の散乱防止を図るため、空き容器を回収する設備を当該自動販売機に隣接した場所に設け、みだりに空き容器が捨てられないようにするとともに、当該自動販売機及び空き容器を回収する設備を適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、回収した空き容器を再生利用する等その適正な処理を行わなければならない。

(ごみステーションの管理)

第9条 市長は、家庭系一般廃棄物(一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。)を収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。この場合において、公共の場所以外の場所をごみステーションに指定するときは、当該場所の管理者の申出に基づいて行うものとする。

- 2 ごみステーションの利用者は、家庭系一般廃棄物の排出に当たっては、当該家庭系一般廃棄物を分別し、飛散又は流出をしないように市長の指示する方法により収納し、かつ、指定された日時に排出する等適正にこれを行わなければならない。

- 3 第11条第1項の規定により市長が指定した家庭系一般廃棄物については、ごみステーションに排出してはならない。

- 4 ごみステーションの利用者は、当該ごみステーションの清潔を保つように努めなければならない。

- 5 ごみステーションの管理者は、家庭系一般廃棄物の適正な排出及びごみステーションの清潔を保つため、当該ごみステーションの利用者に対し、適正な啓発及び指導を行うものとする。

(収集又は運搬の禁止等)

第10条 市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、前条第2項の規定により適正にごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が前項の規定に違反して、ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(申込みによる戸別収集)

第11条 家庭系一般廃棄物のうち、ごみステーションでの収集に支障があるもので市長が指定するものについては、排出者からの申込みにより戸別に収集を行う。

- 2 前項の規定により指定された家庭系一般廃棄物を排出しようとする者は、市長の指示する方法により適正にこれを行わなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、下関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(クリーンアップ推進員)

第13条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、クリーンアップ推進員を任命する。

- 2 クリーンアップ推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、クリーンアップ推進員について必要な事項は、規則で定める。

## 第2章 一般廃棄物の減量及び処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次に掲げる事項を定める計画(以下「一般廃棄物処理計画」とい

う。)を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
  - (2) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
  - (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - (6) その他一般廃棄物の処理に関して必要な事項
- 2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。
- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第15条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

- 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあつては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた基準に従って行うものとする。
- 3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再び使用することが可能な容器の使用その他の廃棄物の排出の抑制に資する生活様式又は事業活動の普及等に努めるものとする。
- 5 市は、一般廃棄物の処理又はその処理を行う施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

(事業者等による一般廃棄物の減量及び処理)

第16条 市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(以下「事業者等」という。)は、一般廃棄物処理計画に定めるところによりその排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものは、なるべく再生利用を図る等、その減量に努めなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。
- 3 事業者等は、その排出した一般廃棄物(一般廃棄物処理計画において市(市による委託を含む。)以外の者が収集、運搬及び処分をするものとして定めた一般廃棄物に限る。)を適正に自ら処理し、又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者(法第7条第1項ただし書又は同条第6項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。)にその処理を委託しなければならない。
- 4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し、改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業者等の協力)

第17条 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、一般廃棄物の減量のために市が講ずる施策に協力しなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、及び排出して市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(改善勧告)

第18条 市長は、第16条第4項又は前条第3項に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて、指示の内容を履行するように勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第20条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの(法第6条の3第1項の規定に基づき指定されたものを除く。以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(処理除外物)

第21条 次に掲げる物は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う処理の対象とはしない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げる物のほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物

2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当する物で、一般廃棄物処理計画で定めるものを排出してはならない。

3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処理しようとする者に対し、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理業者への処理の委託その他必要な事項を指示することができる。

(事業用大規模建築物の所有者等による減量)

第22条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下同じ。)は、当該事業用大規模建築物から排出される一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るための当該事業用大規模建築物の管理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する業務の実施に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区分して設置するように努めなければならない。

4 事業用大規模建築物の占有者は、事業用大規模建築物の所有者の管理に従い、当該事業用大規模建築物から生ずる一般廃棄物の減量を行わなければならない。

5 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して前各項の規定の実施に関し、必要な指示を行うことができる。

(廃棄物の保管場所の設置)

第23条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる廃棄物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区分して設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物の建築に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第22条第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(共同住宅の建築に当たっての届出等)

第26条 規則で定める共同住宅を建築しようとする者(以下「共同住宅建築者」という。)は、一般廃棄物の排出場

所その他規則で定める事項について、当該共同住宅の建築に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、指示する必要があると認めるときは、前項の届出を受けた日から30日以内に共同住宅建築者に対し、これを行うことができる。

(開発事業に関する届出)

第27条 規則で定める開発事業を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、その開発事業を行う区域から当該開発事業の結果排出されることとなる一般廃棄物の排出場所その他規則で定める事項について、当該開発事業に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、指示する必要があると認めるときは、前項の届出を受けた日から30日以内に開発事業者に対し、これを行うことができる。

(適正包装の推進)

第28条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を選択すること等により、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装が推進されるように努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の使用に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。

- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入等をした者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(廃棄物再生事業者の協力)

第29条 市は、一般廃棄物の減量を図るため、登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(廃棄物搬入の承認)

第30条 一般廃棄物及び第15条第5項に規定する産業廃棄物を自ら又は委託して市の廃棄物の処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する受入基準に違反して処理施設に搬入しようとする廃棄物については、その受入れを拒否することができる。

### 第3章 市が設置する一般廃棄物処理施設

#### 第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧及び意見書の提出)

第31条 市長は、法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出をしようとするときは、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)を公衆の縦覧に供し、これらの届出に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会を付与するものとする。

(対象となる施設の種類)

第32条 前条の規定による報告書等の公衆の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第33条 市長は、法第9条の3第2項の規定により、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設的能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)
- (8) 報告書等を縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)

(縦覧の場所及び期間)

第34条 前条の縦覧の場所は、次に掲げるところとし、当該縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

- (1) 下関市環境部環境施設課
  - (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- (意見書の提出先等の告示)

第35条 市長は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第36条 前条の意見書の提出先は、次に掲げるところとし、当該意見書の提出期限は、第34条の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

- (1) 下関市環境部環境施設課
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場所
- (他の市町村との協議)

第37条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

#### 第2節 技術管理者の資格

第37条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項の第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(同法第108条第2項の大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 短期大学(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。次号において同じ。)又は同法に基づく高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 短期大学又は学校教育法に基づく高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科を修めた者であって、理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

#### 第4章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

第38条 市は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から別表に定める手数料を徴収する。

2 市は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から100キログラムまでごとに1,560円の処分費用を徴収する。

- 3 前2項に規定する手数料及び費用の徴収方法については、別に定める。
- 4 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第1項に規定する手数料を減免することができる。

(許可証の交付)

第39条 市長は、法第7条第1項及び第6項の許可、同条第2項及び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(許可手数料)

第40条 次に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料をその申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,000円
- (2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,000円
- (3) 法第7条第2項に規定する許可の更新を受けようとする者 5,000円
- (4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 5,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 5,000円
- (6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 5,000円
- (7) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

#### 第5章 雑則

(報告の徴収)

第41条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第42条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(下関市行政手続条例の適用除外)

第43条 第10条第2項の規定による命令については、下関市行政手続条例(平成17年条例第24号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

第45条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第46条 法人の代表者又は法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第10条第2項の規定による命令に違反してごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第9条の規定は、平成17年2月12日における下関市、菊川町、豊田町、豊浦町又は豊北町の区域(以下これらをそれぞれ「下関地区」、「菊川地区」、「豊田地区」、「豊浦地区」又は「豊北地区」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、なお下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年下関市条例第16号)、菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年菊川町条例第1号)、豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年豊田町条例第2号)、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年豊浦町条例第6号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成11年豊北町条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の例による。
  - (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成17年4月1日
  - (2) 豊浦地区又は豊北地区 規則で定める日  
(平成20年規則第86号で平成21年4月1日施行)
- 3 第11条及び別表排出者からの申込みにより家庭系一般廃棄物を市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する場

合の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは同条及び同表の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 7 年下関市条例第 16 号)第 11 条の規定によりクリーン推進員であった者は、平成 17 年 3 月 31 日までは、この条例第 13 条に規定するクリーンアップ推進員とみなす。
- 5 別表ごみステーションの利用者が排出した家庭系一般廃棄物を市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する場合の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同表の規定にかかわらず、なお合併前の条例の例による。
  - (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成 17 年 10 月 1 日
  - (2) 豊浦地区又は豊北地区 規則で定める日  
(平成 20 年規則第 86 号で平成 21 年 4 月 1 日施行)
- 6 別表排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の規定は、豊浦地区及び豊北地区においては平成 17 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 3 月 31 日までは、同表の規定にかかわらず、なお豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 51 年豊浦町条例第 6 号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 11 年豊北町条例第 16 号)の例による。
- 7 第 38 条の規定は、施行日以後の廃棄物の処理に係る手数料から適用し、施行日前の廃棄物の処理に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。
- 8 施行日前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 6 月 29 日条例第 357 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定(附則第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 8 項とする部分に限る。)は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成 17 年 2 月 12 日における下関市、菊川町又は豊田町の区域の排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の手数料の額は、この条例による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 19 年 3 月 31 日までの間は、100 キログラムまでごとに 250 円とする。
- 3 平成 17 年 2 月 12 日における豊浦町又は豊北町の区域の排出者が自ら又は委託によって処理施設にごみ(特定家庭用機器を除く。)を搬入する場合の手数料の額は、新条例別表の規定にかかわらず、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 10 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 21 日条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 20 日条例第 58 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日条例第 12 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 25 年 3 月 1 日条例第 14 号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則(平成 25 年 12 月 25 日条例第 68 号)  
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 31 年 3 月 27 日条例第 10 号)

この条例中第9条第2項、第10条第2項、第16条第3項、第38条第4項及び第46条の改正規定は公布の日から、第37条の2第6号及び第7号の改正規定は平成31年4月1日から、第38条第2項及び別表の改正規定は平成31年10月1日から施行する。

別表(第38条関係) 一般廃棄物の処理手数料

種別	区分		手数料	
ごみ	市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する家庭系一般廃棄物	ごみステーションで収集するもの	重量、形状、処理方法等を勘案し、40円以内で市長が定める額	
		戸別に収集するもの	第11条第1項の規定により市長が指定するもの	5,000円以内で市長が定める額
	その他		重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000円以内で市長が定める額	
	動物の死体		1個につき830円	
	排出者が自ら又は委託によって処理施設に搬入する一般廃棄物(特定家庭用機器を除く。)		100キログラムまでごとに520円	
し尿	定額制	基本料金	ホースの長さが60メートルまでの場合	便槽1個(大小便槽を1対として設置している場合を含む。以下同じ。)1月につき200円
			ホースの長さが60メートルを超える場合	便槽1個1月につき410円
		人頭割料金		1人1月につき520円
		度数割料金	ホースの長さが60メートルまでの場合	便槽1個1回につき500円
			ホースの長さが60メートルを超える場合	便槽1個1回につき980円
		無臭トイレ加算料金		便槽1個1回につき750円
	従量制(定額制により難しいもの)	期間を定めて設置される簡易トイレ		1回につき2,610円に、90リットルを超える部分18リットルまでごとに310円を加えた額
その他のもの		1回につき18リットルまでごとに310円		

備考

- この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。
- 度数割料金は、便槽1個につき、月1回を超えて収集を行う場合に徴収する。

4 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

平成 17 年 2 月 13 日  
規則第 164 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)及び条例において使用する用語の例による。

(ごみステーションの利用方法)

第 3 条 ごみステーションの利用者は、家庭系一般廃棄物を、次の表に掲げる基準に従って分別し、次条に定める収納の方法に従って排出しなければならない。

基 準	摘 要
燃やせるごみ	厨芥類、繊維類、木くず及び紙くず等で焼却処理に適するもの(古紙類に該当するものを除く。)
資源ごみ(びん・缶)	ガラス製の瓶、スチール缶及びアルミ缶
資源ごみ(ペットボトル)	ポリエチレンテレフタレート製の瓶
資源ごみ(プラスチック製容器包装)	プラスチック製の容器包装(資源ごみ(ペットボトル)に該当するものを除く。)
資源ごみ(古紙)	新聞紙、雑誌類及び段ボール

(ごみステーションでの家庭系一般廃棄物の収納方法)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項に規定する市長の指示する方法は、別表第 1 の基準の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収納の方法の欄に掲げる方法とする。

(収集又は運搬の禁止命令)

第 5 条 条例第 10 条第 2 項の規定による命令は、収集・運搬行為禁止命令書(様式第 1 号)により行うものとする。

(ごみステーションに排出する家庭系一般廃棄物の処理手数料)

第 6 条 ごみステーションに排出する家庭系一般廃棄物の処理手数料の額は、別表第 1 の収納の方法の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の処理手数料の欄に掲げる額とする。

2 既納の処理手数料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申込みにより戸別収集を行う家庭系一般廃棄物)

第 7 条 排出者からの申込みにより戸別の収集(以下「戸別収集」という。)を行うものとして、条例第 11 条第 1 項に規定する市長が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 特定家庭用機器
- (2) その他

ア 粗大ごみ(家具類、家電製品類、寝具類、自転車等で 45 リットルの袋に収納することができないものをいう。以下同じ。)

イ 燃やせないごみ(陶磁器類、金属くず、ガラスくず等で 45 リットルの袋に収納することができ、焼却処理に適さないものをいう。ただし、タイヤ及びバッテリー等特殊な処理を行うものを除く。以下同じ。)

ウ 有害ごみ(水銀使用製品(水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管その他水銀又はその化合物が使用されている製品をいう。以下同じ。)、乾電池(ボタン電池を除く。)、ライター、エアゾール製品及び小型充電式電池(小型充電式電池を容易に取り外すことができない 1 辺が 30 センチメートル未満の家電製品類を含む。)をいう。以下同じ。)

(戸別収集の申込み)

第 8 条 特定家庭用機器、粗大ごみ、有害ごみ及び燃やせないごみ(以下「戸別収集ごみ」という。)の戸別収集を受けようとする者は、その氏名及び住所並びにその戸別収集により排出しようとする戸別収集ごみの種類、個数、排出場所等について、市に連絡して申し込まなければならない。

(戸別収集ごみの処理手数料)

第 9 条 戸別収集ごみの処理手数料の額は、別表第 2 及び別表第 2 の 2 のとおりとする。

2 既納の処理手数料は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(戸別収集ごみの排出方法)

第10条 戸別収集により戸別収集ごみを排出しようとする者は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める方法に従い、第8条の規定により連絡した排出場所に持ち出さなければならない。

- (1) 特定家庭用機器及び粗大ごみ 処理手数料相当額証紙付き粗大ごみ等処理券(粗大ごみ等処理券(様式第1号の2)に下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則(平成23年規則第29号)別表第2に規定する証紙を刷り込んだものをいう。以下この条において同じ。)を個々に貼付する方法
- (2) 燃やせないごみ 別表第2の2に規定する収納の方法
- (3) 有害ごみ 別表第2の2に規定する収納の方法により収納し、処理手数料相当額証紙付き粗大ごみ等処理券を貼付する方法

(ボランティア袋)

第11条 排出者が自治会活動で行う清掃等により、排出者の私有地以外から生じた一般廃棄物を排出する場合は、市長が別に定める方法により交付するボランティア袋(様式第2号)に市長が指示する方法により当該一般廃棄物を収納し、排出するものとする。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第12条 条例第12条第1項の規定により設置される下関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の同条第3項に規定する委員(以下「委員」という。)は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 7 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第14条 審議会の庶務は、環境部クリーン推進課において処理する。

(クリーンアップ推進員)

第15条 市長は、条例第13条第1項の規定によるクリーンアップ推進員(以下「推進員」という。)の任命に当たっては、市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会等の団体の推薦の有無等により当該推進員の社会的信望の有無を確認するものとする。

- 2 推進員は、前項の団体の区域その他市長が指定する区域において、次に掲げる事項に係る活動を行うものとする。
  - (1) 条例第3条に規定する廃棄物の再生利用の推進に関すること。
  - (2) 家庭系一般廃棄物の適正な排出についての指導に関すること。
  - (3) 不法投棄の防止に関すること。
  - (4) ごみステーションの清潔保持についての指導に関すること。
  - (5) その他一般廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。
- 3 推進員の任期は、1年とし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(市が処理する産業廃棄物)

第16条 条例第15条第5項の規定により市が処理する産業廃棄物は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物又は公益上市が処理する必要があると認める産業廃棄物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 燃え殻(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (2) 汚泥(含水率85パーセントを超えるもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (3) 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (4) 紙くず(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)
- (5) 木くず
- (6) 繊維くず
- (7) ゴムくず
- (8) 金属くず

- (9) ガラスくず及び陶磁器くず
- (10) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの  
(事業用大規模建築物)

第 17 条 条例第 22 条第 1 項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業の用途に供される部分の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物(専ら学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校の用に供される建築物にあっては、延べ床面積が 8,000 平方メートル以上のものとする。)及び一般廃棄物の減量のため市長が特に必要と認める事業用建築物とする。

(廃棄物管理責任者の届出)

第 18 条 条例第 22 条第 1 項の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第 3 号)により、当該選任又は変更の日から 30 日以内に行わなければならない。

(廃棄物の減量等に関する計画書の提出)

第 19 条 条例第 22 条第 2 項の規定による計画書の提出は、毎年 4 月 1 日以降の 1 年間における計画について、廃棄物減量等に関する計画書(様式第 4 号)によりその年の 5 月 31 日までに行わなければならない。

2 前項に規定する廃棄物減量等に関する計画書の記載事項を変更するときは、廃棄物減量等に関する計画変更届(様式第 5 号)により、変更前に届け出なければならない。

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第 20 条 条例第 22 条第 3 項及び第 23 条第 1 項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を適切に保管できる規模を有すること。
- (2) 再生利用の対象となる廃棄物とそれ以外の廃棄物が混合するおそれのないように必要な措置を講じていること。
- (3) 排出及び収集に安全かつ容易な構造とするとともに、排出及び収集に便利な場所に設置すること。
- (4) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じていること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 安全に維持管理できること。
- (7) その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を講じていること。

(廃棄物の保管場所設置の届出)

第 21 条 条例第 23 条第 2 項の規定による廃棄物の保管場所設置の届出は、廃棄物保管場所設置届(様式第 6 号)により行わなければならない。

(共同住宅)

第 22 条 条例第 26 条第 1 項の規則で定める共同住宅は、1 棟が複数の住宅からなり、それぞれの住宅が廊下、階段、外部への出入口等を共同で使用する建築物で 20 世帯以上を収容できるものとする。

(共同住宅の建築に当たっての届出)

第 23 条 条例第 26 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅の概要
- (2) 一般廃棄物の発生量見込等
- (3) 再生利用の対象となる廃棄物の保管場所
- (4) 一般廃棄物の分別、保管及び排出に関する事項の居住者への啓発方法
- (5) 一般廃棄物の減量に関する居住者の自主活動の促進方法
- (6) その他一般廃棄物の減量への取組

2 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、共同住宅建築届(様式第 7 号)により行わなければならない。

(開発事業)

第 24 条 条例第 27 条第 1 項の規則で定める開発事業は、次のとおりとする。

- (1) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業
- (2) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めたもの

(開発事業の届出)

第 25 条 条例第 27 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業の概要
- (2) 居住者、利用者等の見込み
- (3) 一般廃棄物排出量の見込み

(4) 一般廃棄物排出抑制のための配慮の概要

(5) 一般廃棄物適正処理のための配慮の概要

2 条例第 27 条第 1 項の規定による開発事業の届出は、開発事業届(様式第 8 号)により行わなければならない。

(廃棄物搬入の承認)

第 26 条 条例第 30 条第 1 項の承認を受けようとする者は、廃棄物搬入承認申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(廃棄物の受入基準)

第 27 条 一般廃棄物の条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第 21 条第 1 項に規定する物を搬入しないこと。

(2) 適正に分別し、一般廃棄物処理計画に従い、定められた処理施設へ搬入すること。

(3) 市長が別に定める量を超える一般廃棄物を搬入しないこと。

(4) 一般廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) 運搬車及び運搬容器に、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにするための必要な措置が講じられていること。

(6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 産業廃棄物の条例第 30 条第 2 項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 第 16 条に規定する産業廃棄物以外の物を搬入しないこと。

(2) 適正に分別し、市長が指示する処理施設へ搬入すること。

(3) 市長が別に定める量を超える産業廃棄物を搬入しないこと。

(4) 産業廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断し、こん包する等必要な措置を講じていること。

(5) 運搬車及び運搬容器に、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないようにするための必要な措置が講じられていること。

(6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

(縦覧の期間等)

第 28 条 条例第 34 条の規定による縦覧については、下関市の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く日の午前 8 時 15 分から午後 5 時まで行うものとする。

(縦覧の手続)

第 29 条 条例第 33 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、下関市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧者名簿(様式第 10 号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 30 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 31 条 条例第 31 条に規定する意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用は、1 月ごとに納入通知書により、又は処理施設に搬入の都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収方法によることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免基準等)

第 33 条 条例第 38 条第 4 項の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 地震、台風、洪水、高潮、津波その他これらに類似の天災により建物がり災した場合で、当該建物のり災部分及びり災に伴い解体が必要となった部分から発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(2) 火災により主として居住する建物がり災した場合で、当該建物のり災部分及びり災に伴い解体が必要となっ

た部分から発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(3) 自治会等が行う奉仕活動としての清掃により発生した一般廃棄物を排出するとき 全額

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

3 前項第2号のり災した建物が店舗又は集合住宅を兼ねている場合は、当該建物のうち自己の居住の用途に供する部分(以下この項において「居住部分」という。)から発生した一般廃棄物について、その手数料の全額を免除することができるものとする。この場合において、一般廃棄物が居住部分から発生したものとそれ以外のものとの区別ができないときは、当該一般廃棄物の量に当該建物の延べ面積のうち居住部分の延べ面積の占める割合を乗じて得た量の廃棄物を、居住部分から発生した一般廃棄物とする。

4 条例第38条第4項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第11号)により市長に申請しなければならない。この場合において、第1項第1号又は第2号に掲げる減免を受けようとする者については、当該申請書に次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) り災証明書又は災害ごみに関する証明書

(2) 搬入に係る誓約書

(3) り災した建物の平面図

5 減免を受ける者は、原則として、処理すべき一般廃棄物を自己の責任において搬入しなければならない。

(身分を示す証明書)

第34条 条例第42条第2項の身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第35条 次の各号に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第13号)

(2) 法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による許可の更新 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第14号)

(3) 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第15号)

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第36条 市長は、市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有する者)であって、市長の付する許可条件を遵守できると認められるもの以外の者には、法第7条第1項又は第6項の許可をしない。

(許可証)

第37条 条例第39条の規定により交付する許可証は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第16号)

(2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証(様式第17号)

2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、又は汚損したときは、速やかに市長に許可証再交付申請書(様式第18号)を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(車両の表示等)

第37条の2 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車の車体の外側に、市長が定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に市長が定める書面を備え付けなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第38条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(様式第19号)により行わなければならない。

(許可証の返還)

第39条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 法第7条の4(法第14条の3の2において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。

(2) 許可の有効期限が到来したとき。

(3) 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

(廃棄物処理施設等の使用前の検査結果の通知)

第40条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項

(法第 15 条の 2 の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により検査を実施したときは、当該検査の結果を書面により当該検査を受けた者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第 41 条 市長は、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、別表第 3 に定めるところにより報告を求めるものとする。

(再生利用業の指定の申請等)

第 42 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第 20 号)による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)に、再生利用個別指定業指定証(様式第 21 号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 再生利用個別指定業者がその一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、市長に対し当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更の範囲が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第 22 号)によって行わなければならない。

5 第 2 項の規定は、第 3 項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止の届出等)

第 43 条 再生利用個別指定業者がその一般廃棄物又は産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、再生利用個別指定業廃止届(様式第 23 号)に指定証を添えて届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出が事業の一部の廃止であるときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出等)

第 44 条 再生利用個別指定の再生利用業に係る次に掲げる事項の変更は、再生利用個別指定業変更届(様式第 24 号)によって届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 市長は、前項の届出により指定証の書換えを必要とするときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付申請等)

第 45 条 再生利用個別指定業者は、指定証を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第 25 号)に、損傷し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。

2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、直ちに市長に、これを返納しなければならない。

(指定証の返納)

第 46 条 再生利用個別指定業者は、指定を取り消されたとき、又は第 42 条第 3 項に規定する変更の指定を受けたときは、失効した指定証を直ちに市長に返納しなければならない。

(その他)

第 47 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同条の規定にかかわらず、なお下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成 7 年下関市規則第 23 号)、菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成 7 年菊川町規則第 1 号)、豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 15 年豊田町条例第 2 号)、豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 51 年豊浦町規則第 6 号)又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成 11 年豊北町規則第 33 号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の例による。

- (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区 平成 17 年 4 月 1 日

- (2) 豊浦地区又は豊北地区 平成21年4月1日
- 3 第4条及び第6条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から適用し、当該各号に掲げる日前においては、同条の規定にかかわらず、なお合併前の規則等の例による。
- (1) 下関地区、菊川地区及び豊田地区における別表第1中燃やせるごみの項の規定 平成18年4月1日
- (2) 下関地区、菊川地区及び豊田地区における別表第1中燃やせるごみの項以外の項の規定 平成17年10月1日
- (3) 豊浦地区又は豊北地区 平成21年4月1日
- 4 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに菊川地区又は豊田地区において交付された菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に規定する指定袋(以下「合併前の菊川町指定袋」という。)又は豊田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1に規定する袋(以下「合併前の豊田町指定袋」という。)については、平成18年6月30日までは、それぞれこの規則の規定により交付されたものとみなす。
- (1) 燃やせるごみを収納する袋として交付された合併前の菊川町指定袋又は合併前の豊田町指定袋 平成18年3月31日
- (2) 前号に規定する指定袋以外の指定袋 平成17年9月30日
- 5 第7条から第10条までの規定は、平成17年4月1日から適用し、平成17年3月31日までは、当該各条の規定にかかわらず、なお合併前の規則等の例による。ただし、豊浦地区及び豊北地区における燃やせないごみ及び有害ごみに係る当該各条の規定は、平成21年4月1日から適用し、当該各条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までは、なお合併前の規則等の例による。
- 6 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第6条の規定によりクリーン推進員であった者は、平成17年3月31日までは、この規則第15条に規定するクリーンアップ推進員とみなす。
- 7 施行日前に、合併前の規則等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 施行日の前日までに、合併前の規則等により交付された一般廃棄物処理業許可証又は再生利用個別指定業指定証は、この規則の規定によりそれぞれ交付されたものとみなす。
- 附 則(平成17年4月1日規則第313号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成17年9月30日規則第377号)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定については、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年3月16日規則第26号)抄  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20年10月15日規則第85号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則様式第29号から様式第32号までの指定ごみ袋で、現に残存するものは、この規則による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)様式第29号から様式第32号までの指定ごみ袋とみなす。
- 3 平成21年3月31日までに、平成17年2月12日における豊浦町又は豊北町の区域において交付された豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和51年豊浦町規則第6号)第3条又は豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成11年豊北町条例第16号)別表第2に規定する袋については、平成21年6月30日までは、それぞれ新規則の規定により交付されたものとみなす。
- 附 則(平成21年1月27日規則第3号)  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年2月4日規則第7号)  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に戸別収集の申込がなされている特定家庭用機器又は粗大ごみの処理手数料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成21年3月17日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 12 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 14 日規則第 72 号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 29 号から様式第 32 号までの様式に定める指定ごみ袋で現に残存するものは、改正後の様式第 29 号から様式第 32 号までの様式に定める指定ごみ袋とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後に、この規則による改正前の下関市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則(以下「旧規則」という。)第 10 条の規定による燃やせないごみの排出方法により搬出されたものは、平成 23 年 12 月 30 日までの間は、改正後の第 10 条の規定により排出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に所持している旧規則第 8 条に規定する粗大ごみ等処理手数料納付券及び様式第 29 号から様式第 32 号までに規定する指定ごみ袋によるごみの排出方法については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規則第 27 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 2 日規則第 73 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後、当分の間、この規則による改正後の様式第 13 号から様式第 15 号まで、様式第 20 号及び様式第 22 号の規定中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条の 3 第 2 項に規定する登録原票記載事項証明書」とする。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日規則第 94 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後にこの規則による改正後の下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 8 条に規定する戸別収集の申込みを行った特定家庭用機器及び粗大ごみについて適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日規則第 45 号)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則中第 7 条第 2 号ウ及び別表第 2 の 2 の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条第 2 号ウ及び別表第 2 の 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に戸別の収集を行う有害ごみについて適用し、同日前に戸別の収集を行う有害ごみについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 52 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1(第4条、第6条関係)

基準	収納の方法	証紙付きの指定ごみ袋			処理手数料	
		色	種類	容量		
燃やせるごみ	証紙付きの指定ごみ袋(燃やせるごみ)(様式第29号)に、1袋につき10kgまで収納する。	赤	特小	10L	1袋につき 6円	
			小	18L	1袋につき 12円	
			中	30L	1袋につき 20円	
			大	45L	1袋につき 30円	
資源ごみ(びん・缶)	証紙付きの指定ごみ袋(びん・缶)(様式第30号)に、1袋につき10kgまで収納する。	黄	小	18L	1袋につき 7円	
			中	30L	1袋につき 12円	
			大	45L	1袋につき 18円	
資源ごみ(ペットボトル)	証紙付きの指定ごみ袋(ペットボトル)(様式第31号)に、1袋につき10kgまで収納する。	桃	小	18L	1袋につき 7円	
			中	30L	1袋につき 12円	
			大	45L	1袋につき 18円	
資源ごみ(プラスチック製容器包装)	証紙付きの指定ごみ袋(プラスチック製容器包装)(様式第32号)に、1袋につき10kgまで収納する。	青	小	18L	1袋につき 7円	
			中	30L	1袋につき 12円	
			大	45L	1袋につき 18円	
資源ごみ(古紙)	新聞紙及び雑誌類	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。				無料
	段ボール	束ねる場合は、ひもで縛る。				無料

備考 証紙付きの指定ごみ袋とは、指定ごみ袋に下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則別表1又は別表第3に規定する証紙を刷り込んだもので、市長が収納に適すると認めたものをいう(以下同じ)。

別表第2 (第9条関係)

区分	分類	品目・規格	単位	処理手数料 (円)		
1 特定家庭用 機器	特定家庭用機器	ユニット形エアコンディショナー	台	3,500		
		テレビジョン受信機(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)	台	2,500		
		電気冷蔵庫、電気冷凍庫	台	3,500		
		電気洗濯機、衣類乾燥機	台	2,500		
2 粗大ごみ	(1) 特殊 な処理を 行う物等	バッテリー	バッテリー (小型蓄電池を除く。)	個	1,000	
		タイヤ類(自動車、自動二輪車、 原動機付自転車に使用するもの に限る。)	タイヤ	本	700	
			ホイール	本	300	
		マッサージチェア	マッサージチェア	台	1,000	
		電動リクライニングチェア	電動リクライニングチェア	台	700	
		金庫	金庫 (手提げ金庫を除く。)	台	1,000	
		重さが明確な物	10kg 以上 20kg 未満の物	個	300	
			20kg 以上 30kg 未満の物	個	500	
			30kg 以上 40kg 未満の物	個	700	
			40kg 以上 50kg 未満の物	個	1,000	
	(2) 家具 類	たんす・棚・箱・ロッカー・台 類	3辺の和が150cm 未満の物 (樹脂製の物に限る。)	台	100	
			3辺の和が200cm 未満の物 (3辺の和が150cm 未満の樹脂製の 物を除く。)	台	300	
			3辺の和が200cm 以上 300 cm 未 満の物	台	500	
			3辺の和が300cm 以上 400cm 未 満の物	台	700	
			3辺の和が400cm 以上の物	台	1,000	
		学習・事務用机	天板の縦横2辺の和が200cm 未満 の物	台	500	
			天板の縦横2辺の和が200cm 以上 の物	台	700	
		テーブル類	天板の縦横2辺の和が150cm 未満 の物	台	300	
			天板の縦横2辺の和が150cm 以上 250cm 未満の物	台	500	
			天板の縦横2辺の和が250cm 以上 の物	台	700	
		イス類	座面(肘掛けを含む。)の幅が100cm 未満の物	脚	300	
			座面(肘掛けを含む。)の幅が100cm 以上 150cm 未満の物	脚	500	
			座面(肘掛けを含む。)の幅が150cm 以上の物	脚	700	
		ベッド(ベッドフレーム)	ベビー	台	300	
			シングル・セミダブル	台	500	
			ダブル	台	700	
			クイーン以上	台	1,000	
		(3) 寝具・ カーペッ ト類	寝具・スプリングマットレス	布団・マットレス(厚みが10cm未満の 物)	枚	100
				マットレス(厚みが10cm以上の物)	枚	300
				スプリングマットレス(脚つきの物を含 む)	台	700

	ジュウタン 絨毯・カーペット類（ウッド カーペット・ホットカーペット を含む。）	6畳までの物	枚	300
		6畳を超え12畳までの物	枚	500
		12畳を超える物	枚	700
(4) 建具・ 畳類	網戸・障子・ふすま  畳・ユニット畳 <sup>リュウ</sup> ・琉球畳	網戸・障子・ふすま	枚	100
		半畳（厚みが5cm未満のもの）	枚	100
		1畳（厚みが5cm未満のもの）	枚	300
		半畳（厚みが5cm以上のもの）	枚	300
		1畳（厚みが5cm以上のもの）	枚	500
(5) 自 転 車・輸送器 具	自転車類	自転車	台	300
		電動自転車（バッテリーを取り外した物）	台	500
	輸送器具	一輪車	台	300
		リヤカー	台	500
(6) 第1号 から第5号 までの分 類に該当 しない物 又は分解 して排出 する物	板状の物を丸めた物又は幅 15cm未満の物を束ねた物（丸 めた状態又は束ねた状態の重 量が10kg以内で長さが 3.5m以内の物）	直径15cm未満の物	束	100
		直径15cm以上25cm未満の物	束	300
	板状の物（幅が15cm以上で厚 みが5cm未満の物）	縦横2辺の和が200cm未満の物	枚	100
		縦横2辺の和が200cm以上300cm 未満の物	枚	300
		縦横2辺の和が300cm以上の物	枚	500
	立体形状の物	3辺の和が200cm未満の物	個	300
		3辺の和が200cm以上300cm未満 の物	個	500
		3辺の和が300cm以上400cm未満 の物	個	700
		3辺の和が400cm以上の物	個	1,000

備考

- この表に掲げる品目・規格によりがたい粗大ごみの処理手数料の額は、その重量、形状、処理の困難性等が類似する品目・規格の処理手数料の額を考慮して市長が定める額とする。
- この表において「重さが明確な物」とは、排出する物に重量が明記され、かつ、収集時に容易にその重量が確認できる物をいう。

別表第2の2（第9条、第10条関係）

基準	収納の方法		証紙付きの指定ごみ袋		処理手数料
			色	容量	
1 燃やせないごみ	証紙付きの指定ごみ袋（燃やせないごみ）（様式第33号）に1袋につき10kgまで収納する。		無色透明	45L	1袋につき100円
2 有害ごみ	水銀使用製品	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。この場合において、蛍光管（破損したものを除く。）を除き、品目及び破損した品目ごとに中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に収納した後、収納する。			1袋につき100円
	水銀使用製品以外の有害ごみ	45L以下の中身が目視で確認できる透明又は半透明の袋に、1袋につき10kgまで収納する。			

備考 2の項において、水銀使用製品と水銀使用製品以外の有害ごみとを別々の袋に収納して同時に排出した場合で、その合計が10キログラムまでのときは、これらを1袋とみなす。

別表第3（第41条関係）

報告すべき者	報告すべき内容等	報告書の提出期限
一般廃棄物収集運搬業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の収集運搬を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（様式第26号）で報告すること。	翌月10日
一般廃棄物処分業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の処分を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（ごみ）処分業務実績報告書（様式第27号）で報告すること。	翌月10日
一般廃棄物収集運搬業者（し尿の収集運搬を業とする者に限る。）	1月ごとに一般廃棄物（し尿）収集運搬業務実績報告書（様式第28号）で報告すること。	翌月10日

## 5 奥山工場受入基準

平成21年9月2日 初版  
平成28年10月1日 改定7

### 1 根拠条例

- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条第2項
- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第27条

### 2 受入基準

下表摘要欄に示した1日あたりの受入条件は、1排出物について受け入れることができる量を示したものである。

ごみピットへ直接投入できるもの	
生ごみ	貝は1日1tまで受入れる。 解体した鳥獣類は1日45リットル袋4袋まで受入れる。
紙くず	書類、段ボール、書籍類
繊維類	衣類、布団、毛布、ネット(45リットル袋入り)、ロープ(長さ100cm以内)、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
草	45リットル袋入り ※土を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート(大きさ100cm×100cm以内)、ゴムホース(長さ100cm以内)、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
発泡スチロール	30cm×30cm×30cm 以内 ※1日200kgまで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	1日45リットル袋5袋まで受入れる。

破砕処理が必要なもの	
木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状：長さ150cm×直径20cm以内 ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 ※直径20cmを超える場合は、長さ20cmで輪切りにすること。 ※幹径20cm以上の大きな根は除くこと。 板状：長さ180cm×幅90cm以内 ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 パレット：大きさ100cm×100cm以内 ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、ネット(大きさ100cm×100cm以内)等
草	※土を取り除くこと。(45リットル袋入りは除く。)
竹、笹	長さ50cm以内 ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのものに限る。
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

処理除外物(奥山工場で処理できないもの)		
項目	具体例	摘要
下関市外の場所から排出された廃棄物		
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業基本法第2条第1号若しくは第2号に規定する中小企業者ではない者が排出した産業廃棄物	

有害性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電池（充電式・ニッカド・ボタン）</li> <li>・蛍光灯、水銀灯等</li> <li>・アスベスト</li> </ul>	蛍光灯は、一般廃棄物（家庭系）であれば1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	劇薬、農薬等	
引火性、着火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油類、塗料、シンナー等</li> <li>・火薬類、マッチ、ライター等</li> </ul>	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等にしみこませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・汚物、ふん尿等	
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物		
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子ピアノ</li> <li>・電子オルガン</li> <li>・ピアノ</li> <li>・温水器</li> <li>・ガスボンベ</li> <li>・農器具</li> <li>・大量の粉体（のこくず、シュレッダーくず、小麦粉等）</li> <li>・木造船</li> </ul>	のこくずは、水に湿らせ1日45リットル袋5袋まで受入れる。
社会通念上、「ごみ」として認識されていないもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
不燃性のあるもの  リサイクル制度等があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃性クロス、不燃性カーテン、不燃性じゅうたん等</li> <li>・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）</li> <li>・電気冷蔵庫、電気冷凍庫</li> <li>・電気洗濯機、衣類乾燥機</li> <li>・エアコン・パソコン・自動車</li> <li>・オートバイ、原動機付自転車</li> <li>・FRP船</li> <li>・消火器</li> </ul>	プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。
廃油	・潤滑油、グリス、食用油、ドライクリーニング溶剤等	一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等にしみこませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
廃酸	・塩酸、エッチング廃液等	
廃アルカリ	・金属せっけん廃液、廃ソーダ液等	
動植物性残渣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物性残渣（魚・獣の骨、皮、内臓、缶詰・瓶詰の不良品、卵殻、貝殻等）</li> <li>・植物性残渣（酒かす、ビールかす、豆腐かす、大豆かす、野菜かす等）</li> </ul>	一般廃棄物であれば、貝は1日1tまで、解体した鳥獣等は1日45リットル袋4袋まで受入れる。
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等	
鉱さい	・スラグ、ノロ、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂等	
動物のふん尿	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などのふん尿	一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。
動物の死体	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などの死体	一般廃棄物（家庭系）であれば30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受入れる。
ばいじん	・集じん機捕集ダスト、焼却灰等	

### 3 注意事項

下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第2条第1号に規定する奥山工場搬入許可業者が、計量カードで搬入する場合は、「産業廃棄物を除く可燃ごみ」の搬入しか認めない。

解体した鳥獣類で公益性の高いものについては、協議の上、受入れ量以上の搬入を認めることがある。

### 4 受入基準の改定

本基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて、必要の都度見直し改定する。

6 吉母管理場受入基準

平成 22 年 5 月 31 日 初版

平成 25 年 5 月 1 日 改定 1

1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

2 受入基準

吉母管理場は、原則不燃物を処理する一般廃棄物処理施設であり、詳細な受入基準については以下表のとおりとする。

種 類	受入れる廃棄物の例示	個別基準
産 業 廃 棄 物	燃え殻	廃棄物焼却灰、石炭殻、コークス灰、炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等 ・成分が分かる証明書を添付すること。 （有害でないと認めるもの） ・熱灼減量 15%以下のもの。 ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。
	汚泥	泥状なもの ・含水率 85%以下に脱水したもの。
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、合成樹脂建材（Pタイル、塩ビパイプ、塩ビ波板）、廃タイヤ等 ・あらかじめ中空の状態でないようにし、かつ、最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断したもの。
	ゴムくず	天然ゴム ・最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断したもの。
	金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、アルミ建材等 ・最大径おおむね 30cm 以下に破碎し、切断したもの。
	ガラスくず及 び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、陶器くず、磁器くず、シリカ、大理石等 ・最大径おおむね 30cm 以下に破碎し、切断したもの。（ピン類は、中空でないように破碎したものに限り）
		断熱材、保温材 ・最大径おおむね 15cm 以下に破碎し、切断したもの。
		廃石こうボード ・最大径おおむね 30cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、紙類が付着していないもの。
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片等） ・最大径おおむね 30cm 以下に破碎したもの。
	石綿含有廃棄物	石綿含有スレート類 ・非飛散性のものであること ・他の廃棄物と必ず区別すること ・受付時に必ず当該廃棄物があることを申告すること。

種類	受入れる廃棄物の例示	個別基準	
家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	・最大径おおむね 30cm 以下に破砕したもの。
	金属くず	廃家電製品等	・リサイクル制度のあるものを除く。
	廃プラスチック類	廃タイヤ	・1回4本程度なら可
	スプリングマットレス等	スプリングマットレス、スプリングの入ったソファー等	
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外、基本受入れる。	

### 3 処理除外物（吉母管理場で受入できないもの）※上位基準

基準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物		
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業法第2条第1号もしくは第2号の規定に該当しない事業者が排出した産業廃棄物。</li> <li>・国及び県から排出された廃棄物については、大企業から排出されたものと同等扱いとする。</li> </ul>	
有害性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性廃棄物（注射器、注射針等）、電池（充電式・ニッカド・ボタン）、蛍光灯等、飛散性アスベスト</li> <li>・PCB及びPCB汚染物を含むもの</li> </ul>	家庭系一般廃棄物のうち、1日10本程度までの蛍光灯及び1日5kg程度までの電池。
危険性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇薬、農薬等</li> <li>・毒性を有するもの</li> </ul>	
引火性、着火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油類、塗料、シンナー等</li> <li>・火薬類、マッチ</li> </ul>	家庭系一般廃棄物のうち、1日1kg程度までの、ライター。（オイル及びガスの抜けたものに限る）
著しく悪臭を発するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物類</li> <li>・ふん尿等</li> </ul>	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 用品</li> <li>・ばいじん</li> <li>・感染性廃棄物等</li> </ul>	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仏壇、仏具、神具、墓石等</li> </ul>	

基準	受入できない例示	例外規定
リサイクル制度のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定家庭用機器 【エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等】</li> <li>・ 自動車</li> <li>・ オートバイ</li> <li>・ 原動機付自転車</li> <li>・ FRP 船</li> <li>・ 消火器</li> <li>・ パソコン（モニターを含む）</li> </ul>	
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		
動植物性残渣、銚さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		
市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子ピアノ</li> <li>・ 電子オルガン</li> <li>・ ピアノ</li> <li>・ 温水器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理の可否については、個別に管理場に問い合わせること。</li> </ul>
土・石等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂</li> <li>・ 河川土砂</li> <li>・ 掘削土砂</li> <li>・ 自然石</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人がマンション・アパートでプランターとして使用した土砂（事業系は除く）で 45 ㎏袋に入った状態で、10kg 以下のもの 15 袋まで。</li> <li>・ 家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね 30cm 以下のもの。</li> </ul>

#### 4 受入基準の変更について

この基準につきましては、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて必要の都度、見直しを行い改訂するものとする。

## 7 クリーンセンター響受入基準

平成 22 年 5 月 1 日 初版  
平成 26 年 6 月 1 日 改定 4 版

### 1 根拠条例

「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 30 条第 2 項に規定され、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第 27 条で定める受入基準について記載したものである。

### 2 受入基準

※当施設は一般廃棄物のみを受入れる施設です。

※「一般廃棄物搬入承認証」によりクリーンセンター響へ搬入する業者は、生ごみ、紙くずの搬入しか許可されていません。収集業者にご確認ください。

※下表は受入条件のある主要な品目について記載しています。

搬入品目でこの表に該当するものが無い場合や、1 排出者につき同種品目を大量（1 t 以上）に搬入される場合等はクリーンセンター響へ直接お問い合わせください。（TEL 083-776-0321）

※下表の 1 日における受入量は 1 排出者についてのものです。

※可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、空カン・空ビン、ペットボトル、古紙等の種類毎に出来るだけ分別した状態で搬入してください。

#### ◎可燃ごみについて

##### <ごみピットへ直接投入できるもの>

繊維類	衣類、ネット(45リットル袋入りのもの)、ロープ(長さ100cm以内)、布製バック等 ※金属等の異物を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート(大きさ100cm×100cm以内)、ゴムホース(長さ100cm以内)、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1日200kgまで受入れる。
発泡スチロール	30cm×30cm×30cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
網、ネット等	100cm×100cm以内、または45Lビニール袋に収まるもの
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	1日45リットル袋5袋まで受入れる。

##### <破砕機へ投入するもの>

木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状:長さ150cm×直径20cm以内 直径20cmを越える場合は、長さ 20cmで輪切りにすること。 板状:長さ180cm ×幅90cm以内 ※幹径20cm以上の大きな根は除く ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん(3畳以内)、電気カーペット、電気毛布
竹、笹	長さ50cm ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ30cm×30cm×30cmを超え 60cm×60cm×60cm以内 ※1日200kgまで受入れる。
体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのもの
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

◎不燃ごみについて

種類	受入れる廃棄物の例示	個別基準	
家庭系一般廃棄物	がれき類	がれき類等に類するもの	・最大径おおむね30cm以下に破碎したもの。
	金属くず	廃家電製品等	・リサイクル制度のあるものを除く。
	廃プラスチック類	廃タイヤ	・1日4本程度なら可
	上記以外の不燃物	上記以外の不燃物については、処理除外物以外は受入れる。	

3 処理除外物（クリーンセンター響で受入できないもの）

基準	受入できない例示	例外規定
下関市以外の場所から排出された廃棄物		
有害性のあるもの	・注射器、注射針、農薬、乾電池、蛍光管等、飛散アスベスト ・PCB及びPCB汚染物を含むもの	乾電池は1日5kgまで、蛍光管は1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・火薬類、マッチ、ガスボンベ類、石油類、塗料等、シンナー	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。 使用済みライターについては、オイル及びガスの抜けたものであれば、1日1kg程度まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・汚物類 ・ふん尿等	
特別管理一般廃棄物	・PCB用品 ・ばいじん ・感染性廃棄物等	
社会通念上、廃棄物として処理することに支障（心理的不安）が生じるもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	
リサイクル制度のあるもの	・特定家庭用機器（エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機等） ・自動車 ・オートバイ ・原動機付自転車 ・FRP船 ・消火器 ・パソコン等（モニター含む） ・電池（充電式・ニッカド・ボタン）	プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。
廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの		廃油は一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
動植物性残渣、銧さい、動物のふん尿・死体、ばいじん		動物のふん尿は一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。動物の死体は一般廃棄物（家庭系）であれば30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受入れる。
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの、支障が生じる恐れのあるもの	・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・温水器 ・大量の粉体（小麦粉、こんにやく、シュレッダーくず等）	
土・石等	・土砂 ・河川土砂 ・掘削土砂 ・自然石	・個人がマンション・アパートでプランターとして使用した土砂（事業系は除く）で45リットル袋に入った状態で、10kg以下のもの1日15袋まで。 ・家庭用漬物石（事業系は除く）で、おおむね30cm以下のもの。

4 受入基準の変更について

この基準につきましては、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて原則1年に1度見直しを行い改訂するものとする。

**8 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例**平成 23 年 3 月 30 日  
条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 1 項の規定により、本市における一般廃棄物の処理手数料に係る証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収する歳入)

第 2 条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)別表に定める市又は市の委託を受けた者が収集・運搬する家庭系一般廃棄物で、ごみステーションで収集するもの(以下「ごみステーション収集処理廃棄物」という。)及び戸別に収集するもの(動物の死体を除く。以下「戸別収集処理廃棄物」という。)に係る処理手数料については、証紙による収入の方法により徴収するものとする。

(証紙の種類及び形式)

第 3 条 ごみステーション収集処理廃棄物の処理手数料に係る証紙の種類は、6 円、7 円、12 円、18 円、20 円及び 30 円とする。

2 戸別収集処理廃棄物の処理手数料に係る証紙の種類は、100 円、300 円及び 500 円とする。

3 前 2 項の証紙(以下「証紙」という。)の形式は、規則で定める。

(領収書の不発行)

第 4 条 証紙により第 2 条の処理手数料を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第 5 条 証紙の売りさばきは、市及び売りさばき人が行うものとする。

2 市及び売りさばき人は、証紙に記載されている価格で、証紙を売りさばかなければならない。

(売りさばき人の指定等)

第 6 条 前条の売りさばき人は、規則で定めるところにより市長が指定する。

2 市長は、前項の規定による指定を行い、若しくは取り消し、又はその内容を変更したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

(証紙の買受け)

第 7 条 売りさばき人は、規則で定めるところにより証紙を市から買い受けるものとする。

(証紙の無効)

第 8 条 消印された証紙又は著しく汚損し、若しくは破損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第 9 条 証紙の所有者は、証紙を返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 7 条の規定による買受け及びこれに伴う売りさばき代金の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 9 下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日  
規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例(平成 23 年条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の証紙(以下「ごみステーション収集処理証紙」という。)の形式は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 3 条第 2 項の証紙(以下「戸別収集処理証紙」という。)の形式は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

3 市長は、あらかじめ前 2 項の証紙(以下「証紙」という。)を次に掲げる証紙の区分に応じ、当該各号に定めるものに刷り込むものとする。

(1) ごみステーション収集処理証紙 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成 17 年規則第 164 号。以下「廃棄物規則」という。)様式第 29 号から様式第 32 号に規定する指定ごみ袋

(2) 戸別収集処理証紙のうち別表第 2 に定めるもの 廃棄物規則様式第 1 号の 2 に規定する粗大ごみ等処理

(3) 戸別収集処理証紙のうち別表第 3 に定めるもの 廃棄物規則様式第 33 号に規定する指定ごみ袋券

(売りさばき人の指定要件)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する売りさばき人の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 下関市内において店舗又はこれに類似する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業としていること。

(2) 販売所において不特定多数の物に証紙を販売することができること。

(3) 経営の安定性が認められること。

(4) 証紙を確実に保管することができること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、地縁団体で市民の利便性の向上を図る上で特に必要と認めるものを、売りさばき人として指定することができる。

(売りさばき人の指定の申請)

第 4 条 売りさばき人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定申請書(様式第 1 号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該申請者の住所又は所在地が存する市町村が発行する市町村民税又は法人市町村民税に関する滞納がないことを示す証明書。ただし、当該申請者の住所又は所在地が下関市に存する場合には、市税の滞納がないことを示す証明書とする。

(2) 販売所の写真又は図面

(3) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、申請者が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 に規定する地縁による団体として認可されている者(以下「地縁団体」という。)であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地縁団体であることを証する書類

(2) 販売所の写真又は図面

(3) 当該地縁団体の規約の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

(売りさばき人の指定等)

第 5 条 市長は、売りさばき人を指定したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定通知書(様式第 2 号)により、当該売りさばき人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、売りさばき人の指定をした者に対し、売りさばきを認めた販売所(以下「販売所」という。)ごとに、販売所であることを示す標札(様式第 3 号。以下「標札」という。)を交付するものとする。

3 標札の交付を受けた売りさばき人は、それぞれの販売所の見やすい位置に当該標札を掲示しなければならない。(市町村民税を滞納していない証明書の提出)

第 6 条 売りさばき人は、第 4 条第 2 項第 1 号の証明書を、毎年度市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(売りさばき人に係る変更)

第 7 条 売りさばき人は、次に掲げる事項が生じるときは、あらかじめごみステーション収集処理証紙・戸別収集処

理証紙売りさばき人変更(申請・届出)書(様式第4号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 取り扱う証紙の種類(以下「取扱証紙」という。)の追加
  - (2) 販売所の追加
  - (3) 販売所の業種又は証紙の保管方法の変更
- 2 市長は、前項第1号に規定する事項に係る申請を承認したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定通知書により当該売りさばき人に通知するものとする。
- 3 売りさばき人は、第4条第1項の規定により申請した事項について次に掲げる変更又は廃止が生じたときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人変更(申請・届出)書により市長に届け出なければならない。ただし、第1号に規定する事項に係る届出を行うときは、当該事項が生じたことが分かる書類を添付するものとする。
- (1) 売りさばき人の住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更
  - (2) 販売所の所在地、名称又は連絡先の変更
  - (3) 取扱証紙又は販売所の廃止
- 4 市長は、第2項の規定による申請の承認又は前項の規定による届出により、標札の内容に変更が生じたとき、又は新たに標札が必要となるときは、当該標札を交付するものとする。
- (売りさばき業務の廃止)

第8条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、あらかじめごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき業務廃止届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消)

第9条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
  - (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき(売りさばき人が地縁団体であるときを除く。)
- 2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙売りさばき人指定取消通知書(様式第6号)により、その旨を当該者に通知するものとする。
- (証紙の買受け及び証紙取扱手数料)

第10条 売りさばき人は、ごみステーション収集処理証紙を買い受けようとするときはごみステーション収集処理証紙買受申込書(様式第7号)により、戸別収集処理証紙を買い受けようとするときは戸別収集処理証紙買受申込書(様式第8号)により、市長に申し込まなければならない。

- 2 証紙取扱手数料は、売りさばき人が買い受けた証紙の売りさばき代金の100分の10に相当する金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額(当該数に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。第13条第3項において同じ。)を加えて得た金額とする。
  - 3 市長は、証紙取扱手数料を証紙の売りさばき代金の額から当該証紙に係る証紙取扱手数料の額を差し引くことにより、当該売りさばき人に支払うものとする。
  - 4 売りさばき人が条例又はこの規則に違反した場合は、市長は、証紙取扱手数料の額を減額することができる。
- (請求)

第11条 市長は、1月間に売りさばき人が買い受けた証紙について、証紙の種類ごとに集計し、証紙取扱手数料の額を差し引いた後の売りさばき代金の額を当該売りさばき人に対し請求するものとする。

- 2 売りさばき人は、前項の請求を受けたときは、市長が指定する日までに請求のあった金額を支払わなければならない。
  - 3 市長は、売りさばき人が前項に規定する支払をしないことがあったときは、それ以後、当該売りさばき人に対し証紙を売り払わないことができる。
- (売りさばきの禁止)

第12条 売りさばき人は、次に掲げる場合は、証紙を売りさばいてはならない。

- (1) 証紙又は証紙をあらかじめ刷り込んだ指定ごみ袋及び粗大ごみ等処理券並びにその包装(以下「証紙等」という。)が汚損し、又は破損していることを確認した場合
  - (2) 転売を目的とする購入であることが明らかな場合
- (証紙の返還による現金の還付)

第13条 条例第9条ただし書の規定により、売りさばき人が証紙を返還して現金の還付を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 証紙の種類若しくは形式が変更され、又は廃止された場合
- (2) 証紙を買い受けた売りさばき人の指定が取り消され、又は取扱証紙を廃止した場合
- (3) その他市長がやむを得ないと認める場合

2 売りさばき人は、前項各号のいずれかの場合に該当し、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙還付請求書(様式第9号)に当該証紙を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による請求があったときは、市長は、当該申請に係る証紙の代金の合計額から、当該金額の100分の10に相当する金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額を差し引いて得た金額を還付するものとする。ただし、市長は、当該売りさばき人に第11条第1項の規定により請求した売りさばき代金について未納があるときは、当該還付を行わないことができる。

(証紙の交換)

第14条 条例第9条ただし書の規定により、証紙を他の証紙と交換することができる場合及び交換を申し出ることができる者は、次に掲げる場合につき、当該各号に定める者とする。

(1) 震災、風水害、所有者の責めによらない火災その他の災害により証紙が汚損又は破損した場合 売りさばき人

(2) 作成過程における不良品と認められる証紙等で、まだ使用されていない場合 所有者

2 売りさばき人は、前項第1号の規定により証紙の交換を受けようとするときは、ごみステーション収集処理証紙・戸別収集処理証紙交換申請書(様式第10号)に当該証紙を添付して、市長に申請しなければならない。

3 第1項第2号の規定により証紙等の交換を受けようとする者は、当該証紙等を市長に提出することにより申請しなければならない。

4 前2項の規定による申請があった場合は、市長は、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、同一種類の証紙等と交換するものとする。

(証紙の消印)

第15条 証紙は、市が指定ごみ袋又は下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第10条に規定する排出方法により排出された粗大ごみ若しくは有害ごみを処理したときをもって消印がなされたものとみなす。

(指導及び検査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、売りさばき人の証紙の出納、保管及び売りさばき事務について、指導及び検査を行うことができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月18日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）  
ごみステーション収集処理証紙の形式等

大きさ	縦4 cm、横4 cm
地色	指定ごみ袋の印刷と同色
文字の色	黒色
市章の色	黒色
形式	

別表第3（第2条関係）  
戸別収集処理証紙（刷り込み用）の形式等

大きさ	縦4 cm、横4 cm
地色	指定ごみ袋の印刷と同色
文字の色	だいたい色
市章の色	だいたい色
形式	

別表第2（第2条関係）  
戸別収集処理証紙（貼付用）の形式等

大きさ	縦4.5 cm、横8 cm
地色	粗大ごみ等処理券の印刷と同色
文字の色	黒色
市章の色	水色
形式	

以下、様式省略

## 10 下関市一般廃棄物処理施設設置条例

平成 17 年 2 月 13 日  
条例第 200 号

(設置)

第 1 条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)の規定により処理することとされる廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第 2 条 処理施設の名称及び位置並びに各施設において処理する廃棄物の種類は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 処理施設の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 25 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置	廃棄物の種類
奥山工場	下関市大字井田字桑木 10378 番地	ごみ
吉母管理場	下関市大字吉母字舟頭 10332 番地 1	ごみ
クリーンセンター響	下関市豊浦町大字宇賀 13528 番地 12	ごみ
彦島工場	下関市彦島福浦町一丁目 28 番 31 号	し尿及び浄化槽汚泥

## 11 下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則

平成 17 年 2 月 13 日  
規則第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市一般廃棄物処理施設設置条例(平成 17 年条例第 200 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(搬入日及び搬入受付時間)

第 2 条 廃棄物の搬入日及び搬入受付時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

(搬入の手続)

第 3 条 廃棄物を搬入しようとする者は、廃棄物の内容、搬入量等を係員に申し出、その指示に従って搬入しなければならない。

(搬入の規制)

第 4 条 市長は、施設の管理上又は市民の生活環境保全上悪影響があると認められる物質については、施設に搬入されないよう努めなければならない。

(手数料)

第 5 条 廃棄物を搬入しようとする者は、下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 17 年条例第 198 号)第 38 条の規定による手数料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第 6 条 施設に搬入した物質又は敷地内における行為により、施設又は設備等に損害を及ぼした者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日規則第 26 号)抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 3 日規則第 102 号)

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日規則第 45 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

## 別表(第 2 条関係)

名称	搬入日	搬入受付時間
奥山工場	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く次に掲げる日 (1) 月曜日から金曜日までの日 (2) 土曜日	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで  午前 8 時 15 分から午後 3 時まで
吉母管理場	月曜日から金曜日までの日(12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで
クリーンセンター響	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く次に掲げる日 (1) 月曜日から金曜日までの日 (2) 土曜日	午前 8 時 15 分から午後 4 時まで  午前 8 時 15 分から午前 11 時 30 分まで
彦島工場	月曜日から土曜日までの日(12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時 15 分から午後 4 時 30 分まで

備考 土曜日の搬入については、市長が特に必要があると認める者に限り、行うことができる。

## 1 2 下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下関市の奥山工場、吉母管理場、クリーンセンター響及び彦島工場に搬入される廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、下関市一般廃棄物処理施設設置条例施行規則（平成17年規則第167号）の備考中「市長が特に必要があると認める者」の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 奥山工場 搬入許可業者…一般廃棄物搬入承認証で搬入する業者で、かつ計量カードでの搬入を認められた業者(下関地区)をいう。
- (2) クリーンセンター響 搬入許可業者…一般廃棄物収集運搬許可業者(豊浦地区・豊北地区)をいう。

### (廃棄物の受入基準)

第3条 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成17年規則第164号）第27条に関する詳細な基準は、別に定めた受入基準による。

### (搬入廃棄物の検査)

第4条 市長は、廃棄物が一般廃棄物処理施設に搬入される際、当該廃棄物の内容について目視検査又は展開検査をすることができる。この場合において、検査で発見された搬入が認められている廃棄物以外の廃棄物は、搬入した者に持ち帰らせることができる。なお、持ち帰らせた廃棄物は、搬入しようとした者が適正に処分しなければならない。

2 前項の展開検査の結果によっては、指導票により違反事項を指導し、早急に改善を講じるよう促すため、改善計画書の提出を求めることができる。

### (搬入拒否等)

第5条 市長は、一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入を拒否し、若しくは一般廃棄物処理施設及び敷地内から退場を命じ、又は一定の期間を定めて一般廃棄物処理施設への廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 搬入が認められている廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物処理施設に搬入し、又は搬入しようとしたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設の機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) 一般廃棄物処理施設の管理運営上必要な指示に従わないとき。
- (4) 指導票により違反事項を指導し、改善計画書の提出を求めても改善計画書の提出が無いとき。
- (5) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年条例第198号）第38条に定める一般廃棄物処理手数料を2箇月以上滞納したとき。
- (6) その他市長の指示に従わなかったとき。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 平成21年度については、この要綱の規定にかかわらず、クリーンセンター響に直接搬入される大型ごみに限り、一般搬入者の土曜日の搬入を許可する。

## 13 下関市環境美化条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 197 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 飲食物容器 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲食物容器以外の物をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、港湾その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) ポイ捨て 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所(以下「他人の所有地等」という。)において、ごみ箱、ごみ捨て場その他の所定の容器又は場所(以下「ごみ箱等」という。)以外の容器又は場所に自ら投棄した飲食物容器若しくは吸い殻等又は自ら飼育し、若しくは管理する犬(以下「飼い犬」という。)の排せつしたふんを放置することをいう。
- (6) 落書き 道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設に、当該施設の所有者又は管理者の意に反して文字、図形等で、地域的美観を損ねるものを描くことをいう。
- (7) 喫煙 たばこを吸うこと及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいう。
- (8) 路上喫煙 屋外の公共の場所で喫煙をすることをいう。
- (9) 市民等 下関市の区域内(以下「市内」という。)に居住する者若しくは滞在する者又は市内を通過中の者をいう。
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(禁止行為)

第 3 条 何人も、市内でポイ捨てを行ってはならない。

2 何人も、市内で落書きを行ってはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境美化活動への支援、環境美化に関する意識の啓発等環境美化の促進並びに路上喫煙による被害からの市民等の身体及び財産の保護等安全で快適な都市空間の形成に関し必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- (1) ポイ捨て及び落書きをされにくい環境を作るため、自宅及びその周辺において清掃活動その他の環境美化活動を行うこと。
  - (2) 公共の場所又は他人の所有地等で自ら生じさせた飲食物容器及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な収納容器、吸い殻入れ等に収納すること。
  - (3) 自動車を使用する場合は、車内に飲食物容器及び吸い殻等を収納するための容器等を備えること。
  - (4) 屋外の公共の場所において喫煙をする場合は、設置されている吸い殻入れ又は携帯用吸い殻入れを使用すること。
  - (5) 屋外の公共の場所において、歩き、走り、又は自転車で走行するときは、喫煙をしないこと。
  - (6) 飼い犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯すること。
- 2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、ポイ捨て及び落書きをされにくい環境を作るため、事業所その他の事業活動を行う場所及びその周辺地域において、清掃活動その他の環境美化活動に努めなければならない。

2 飲食物、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲食物容器及び吸い殻等の散乱を防止するため、市民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 飲食物の自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）を設置し、又は管理する事業者は、飲食物容器を回収するための容器（以下「回収容器」という。）を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（路上喫煙等禁止地区）

第 7 条 市長は、ポイ捨て及び落書きの防止についての施策を重点的に実施し、並びに路上喫煙による被害から市民等の身体及び財産を保護する必要があると認める地域を、路上喫煙等禁止地区として指定することができる。

2 何人も、路上喫煙等禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙場所において喫煙をする場合は、この限りでない。

3 市長は、路上喫煙等禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区に関係すると認められる団体等及び行政機関の意見を聴くものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙等禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

（関係者への要請）

第 8 条 市長は、ポイ捨て又は落書きがなされていることにより市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該ポイ捨て又は落書きが行われた土地又は建物の管理者に対し、飲食物容器、吸い殻等及び飼い犬のふんの処理、落書きの消去その他必要な措置を講じるよう要請することができる。

（勧告）

第 9 条 市長は、第 6 条第 3 項の規定に違反している者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

（命令）

第 10 条 市長は、第 3 条第 2 項の規定に違反した者に対し、その者が行った落書きを消去すべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による権限を、その職員に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた者（以下「受任者」という。）の職名及び氏名、委任した旨その他必要な事項を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定による委任をしたときは、これを証する書面（以下「証明書」という。）を作成し、受任者に交付しなければならない。

4 受任者は、第 1 項の規定による権限を行使しようとするときは、証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表）

第 11 条 市長は、前条第 5 項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

（罰則）

第 12 条 第 10 条第 1 項の規定による命令に違反し、落書きを消去しなかった者は、2 万円以下の罰金に処する。

第 13 条 次の各号の一に該当する者は、2 万円以下の過料に処する。

(1) 第 3 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 7 条第 2 項の規定に違反した者

（委任）

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、下関市環境美化条例（平成 10 年下関市条例第 12 号）、菊川町環境美化条例（平成 10 年菊川町条例第 1 号）、豊田町環境美化条例（平成 10 年豊田町条例第 8 号）、豊浦町環境美化条例（平成 10 年豊浦町条例第 21 号）又は豊北町環境美化条例（平成 10 年豊北町条例第 5 号）（以下これら

を「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 16 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定、第 11 条の改正規定、第 12 条の改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定及び第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市環境美化条例第 10 条から第 13 条までの規定は、平成 20 年 7 月 1 日以後にした行為に対して適用し、同日前にした行為に対するこれらの条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 19 日条例第 47 号）

この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

## 14 下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成18年12月22日

条例第77号

(目的)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定めることにより、放置自動車により生ずる障害及び危険の除去を図り、もって市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第2条第2項の自動車及び同条第3項の原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 適正な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地又は建造物に放置された自動車をいう。
- (4) 事業者等 自動車の販売、修理若しくは整備又は解体を業として行う者及びそれらの者により構成される団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、自動車の占有権若しくは自動車を使用する権利を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (6) 廃物 放置自動車のうち、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (7) 処理 放置自動車の撤去及び処分並びにこれらのために必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する必要な施策を実施するものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

(放置の禁止)

第5条 何人も、自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第6条 放置の疑いのある自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けたとき又は放置の疑いのある自動車を発見したときは、職員に自動車が置かれている土地又は建造物の管理者を調査させることができる。

(助言等及び放置状況調査)

第7条 前条第2項の調査の結果、自動車が市の管理する土地又は建造物以外に置かれていることが判明したときは、市長は、土地又は建造物の管理者に対し必要な助言又は指導を行うことができる。

2 前条第2項の調査の結果、自動車が市の管理する土地又は建造物に置かれ、かつ、当該自動車が放置自動車であることを確認したときは、市長は、職員に当該放置自動車の放置の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、職員に当該放置自動車の施錠を解除させ、必要な範囲内で当該放置自動車の車内を調査させることができる。

- (1) 法第9条の自動車登録番号(以下「登録番号」という。)が判別できない場合で、外部からの調査を行ったにもかかわらず所有者等が判明しないとき。
- (2) 登録番号が判別できる場合で、登録番号による調査を行い、かつ、外部からの調査を行ったにもかかわらず所有者等が判明しないとき。

4 前2項の規定による調査(以下「放置状況調査」という。)をする職員は、その身分を示す身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 放置状況調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告書)

第8条 市長は、放置状況調査を行ったときは、放置自動車の撤去を促すため、当該放置自動車に警告書を貼り付けるものとする。

(撤去の勧告)

第9条 市長は、放置状況調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を放置の場所から撤去するよう文書により勧告することができる。

(撤去の命令)

第10条 市長は、前条の所有者等が勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて放置自動車を放置の場所から撤去するよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受けるべき者に対し、あらかじめ、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(放置自動車の移動、保管等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車を移動し、及び保管することができる。

(1) 前条第1項の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わないとき。

(2) 第8条の規定により放置自動車の警告書を貼り付けた日から起算して30日を経過した日以後において、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき。

(3) 放置状況調査を行った放置自動車が、市民の良好な生活環境の保全若しくは市民の安全の確保に著しく支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため早急に移動する必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該放置自動車の所有者等に文書によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において、文書が送達できないときは、その旨を自動車が放置されていた場所又はその付近に標示するとともに、告示しなければならない。ただし、標示することが困難であると認められるときは、標示をしないことができる。

(引取りの通知)

第12条 市長は、前条第1項の規定により移動し、及び保管したときは、放置自動車の所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(廃物の認定等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条の下関市放置自動車廃物判定委員会に放置自動車に係る廃物の判定について、諮問することができる。

(1) 第11条第1項第1号又は第2号の規定に該当するとき(前条の規定による通知を行ったときを除く。)

(2) 第11条第1項第3号の規定により放置自動車を移動し、及び保管した日から起算して30日を経過した日以後において、当該放置自動車の所有者等が判明しないとき。

(3) 前条の規定による通知を行ったにもかかわらず、定められた期限までに放置自動車の引取りがされないとき。

2 市長は、前項の規定により廃物の判定を受けた放置自動車を廃物と認定することができる。ただし、市長は、あらかじめ下関市放置自動車廃物判定委員会が定める要件に該当する放置自動車については、廃物の判定を受けたものとみなして廃物と認定することができる。

3 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、認定の日その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

(廃物の処理)

第14条 市長は、前条第2項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車を廃棄物として処理することができる。

(廃物の認定をしなかった放置自動車の処理)

第15条 市長は、下関市放置自動車廃物判定委員会の判定を受けた放置自動車を廃物と認定しなかったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、放置の場所その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお放置自動車の引取りがない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用を要するときは、当該放置自動車を売却するための手続を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項の評価額が著しく低いときは、第13条第1項の規定にかかわらず、下関市放置自動車廃物判定委員会に当該放置自動車に係る廃物の判定について、諮問することができる。

(費用の請求)

第16条 市長は、第12条の規定による通知をした所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、保管している放置自動車を所有者等に引き渡すときは、当該所有者等に対し当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

3 市長は、第 14 条の規定による処理又は前条第 2 項の売却するための手続をしたときは、放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車の処理及び売却するための手続に要した費用を請求することができる。

(下関市放置自動車廃物判定委員会)

第 17 条 市の管理する土地又は建造物に放置されている自動車に係る廃物の判定並びに放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、下関市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 自動車に関する専門的な知識を有する者

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 19 条 第 10 条第 1 項に規定する命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 15 下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱

下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱（平成17年2月13日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物の再資源化と減量化を図るため、再資源化推進事業を実施した推進団体に対して再資源化推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再資源化推進事業 再資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等（以下「回収業者」という。）に売却し、又は引き渡す事業をいう。
- (2) 推進団体 再資源化推進事業を実施する自治会、婦人会、PTA、子供会等の営利を目的としない団体で、市長が登録した団体をいう。
- (3) 再資源化対象物 次に掲げる物で市内の家庭から排出されたものをいう。
  - ア 古紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール等
  - イ 古布類 古着、タオル、シーツ等
  - ウ 金属類 金属屑、空き缶等

（奨励金の額）

第3条 市長は、再資源化推進事業を実施した推進団体に対し、毎年度予算の範囲内で、当該再資源化推進事業により売却し、又は引き渡した再資源化対象物について1キログラム当り4円の割合で算出した金額を奨励金として交付する。

（推進団体の登録申請）

第4条 前条の規定による奨励金の交付を受けようとする団体は、再資源化推進団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の活動内容が確認できる規約等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（推進団体の登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録申請書を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、推進団体として登録し、その旨を推進団体登録通知書（様式第2号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、推進団体として登録することが適当でないと認めるときは、推進団体として登録しない旨を推進団体不登録通知書（様式第3号）により、当該登録申請をした団体に通知するものとする。

3 推進団体は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第1号の2）を、登録を辞退する場合は登録辞退届書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、推進団体が、虚偽の申請その他不正の行為等を行った場合又は2年間にわたり次条の規定による交付の申請を行わないときは、推進団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を推進団体登録取消通知書（様式第4号）により、当該推進団体に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、再資源化推進事業奨励金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）により、再資源化推進事業を実施した年度の翌年度の9月30日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 再資源化対象物を取り扱う業者が発行した引取り明細書又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を再資源化推進事業奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、奨励金を交付しない旨を再資源化推進事業奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該交付申請をした推進団体に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 8 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた推進団体は、書面により当該奨励金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る奨励金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

(奨励金の交付請求)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定による通知を受けた推進団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第 10 条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

(決定の取消し及び奨励金の返還)

第 11 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けた推進団体があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、推進団体の登録を受けようとする団体又は推進団体に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱 に基づき交付を決定した奨励金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 4 年度以前に推進団体が再資源化推進事業を実施した場合の取り扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、平成 30 年度以後において実施する再資源化推進事業に係る奨励金について適用し、平成 29 年度以前において実施する再資源化推進事業に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 16 下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱（平成17年2月13日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「容器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) A型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、土地を必要とする処理容器又は微生物の使用により、土地を必要としない簡易なもの
- (2) B型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、電気式等で生ごみを攪拌するなどし、機械的に生ごみの自然発酵等を促進するもの

（補助金の対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 容器を購入し、これを市内に設置していること。
- (3) 容器を生ごみの減量化及び堆肥化のために適正に維持管理することができること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、容器1基につき購入費の2分の1に相当する額とし、A型処理容器については3,000円、B型処理容器については20,000円を限度額とする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助対象基数の上限等）

第5条 補助金の交付対象とする容器の数は、1世帯につき2基までとする。ただし、B型処理容器については、1基を限度とする。

2 補助金を受けた容器が破損等により使用できなくなり、新たに容器を購入する場合は、前項の範囲内で補助の交付対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器の購入の日から起算して1年以内に生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条に規定する容器の購入に係る領収書（様式第2号）又はこれに代わる書類
- (2) 第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器使用不能申出書（様式第2号の2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、書面により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けた者があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は受けた者に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(容器の譲渡等の禁止)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該容器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和4年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 17 下関市ホタル保護条例

平成 23 年 3 月 30 日  
条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市に生息するホタルの保護について市及び市民等の責務を明らかにするとともに、ホタルの保護に必要な事項を定めることにより、ホタルと人とのふれあいのある自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホタル ホタル属に属するゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの成虫及び幼虫をいう。
- (2) カワニナ等 カワニナ属に属する淡水貝類をいう。
- (3) 市民等 下関市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、若しくは滞在する者、市内を通過中の者又は市内で事業活動を行うすべての者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講ずるとともに、市民等に対し、水質汚濁の防止等ホタルの保護に関する事項についての普及啓発を積極的に行わなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、ホタルが生息する良好な自然環境を保全し、ホタルの保護に支障となる行為を行わないよう努めるとともに、市が実施するホタルの保護に関する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、市内において、河川その他のホタルが生息する場所の環境に影響を与える工事等を実施する場合は、ホタルの保護に配慮しなければならない。

(特別保護区域)

第 5 条 下関市役所総合支所設置条例(平成 17 年条例第 13 号)第 2 条に規定する下関市役所豊田総合支所の所管区域(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により天然記念物に指定された地域(以下「指定地域」という。))を除く。)をホタルの特別保護区域(以下「特別保護区域」という。)とする。

(保護区域)

第 6 条 市内の全域から次に掲げる区域を除いた区域をホタルの保護区域(以下「保護区域」という。)とする。

- (1) 指定地域
- (2) 特別保護区域

(工事の届出等)

第 7 条 特別保護区域内で水質を汚濁し、又はそのおそれのある工事を実施する場合は、当該工事の発注者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、ホタルを保護するため特に必要があると認めるときは、前項の工事の発注者に対し、当該工事の実施に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前 2 項の規定は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 7 条に規定する河川管理者が自己の管理する河川の災害復旧のために必要な措置を講ずる場合については、適用しない。

(捕獲の禁止)

第 8 条 市民等は、特別保護区域内及び保護区域内において、営利を目的としてホタル及びカワニナ等を捕獲してはならない。

2 営利を目的としない場合であっても、市民等は、次に掲げる場合を除き、特別保護区域内においてホタル及びカワニナ等を捕獲してはならない。

- (1) ホタルの保護増殖のために調査研究をする場合
- (2) 生涯学習又は学校教育において教材として使用する場合
- (3) 市長が特に必要があると認める場合

3 市民等は、前項各号のいずれかに該当し、特別保護区域内でホタル及びカワニナ等を捕獲するときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

4 市長は、ホタルを保護するため特に必要があると認めるときは、当該届出人に対し、前項の規定による捕獲に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第 9 条 前条第 1 項の規定に違反してホタル又はカワニナ等を捕獲した者は、5 万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者に過料を科するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 下関市ほたる保護条例(平成13年下関市条例第44号)、菊川町ほたる保護条例(平成13年菊川町条例第18号)、豊田町ホタル保護条例(平成13年豊田町条例第16号)、豊浦町ほたる保護条例(平成13年豊浦町条例第16号)及び豊北町ほたる保護条例(平成14年豊北町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)は、廃止する。

(合併前の条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

## 18 下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型の住宅であるスマートハウスの普及を促進し、エネルギー利用の効率化及び最適化による低炭素型の社会を実現するため交付する下関市スマートハウス普及促進補助金(以下第4条第1項ただし書を除き「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、下関市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住宅 下関市内にある住宅又は下関市内に建設予定の住宅で、かつ、自らが居住又は居住予定の住宅をいう。
- (3) 燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステム(エネルギー利用の効率化及び最適化の機能を有した設備をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気的エネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものをいう。
- (5) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 家庭での電力使用量などを自動で計測し、エネルギーの可視化を図るシステム(エネルギー計測装置)をいう。
- (6) 電気自動車等充給電システム(V2H) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)が搭載する蓄電池に蓄えた電力を家庭で使用し、並びに太陽光発電システムでつくられた電力を電気自動車等へ送り、充電することができるシステムをいう。

(補助金の交付対象等)

第4条 補助金交付の対象とするシステム(以下「対象システム」という。)は、燃料電池コージェネレーションシステム、定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び電気自動車等充給電システム(V2H)とする。ただし、既に下関市から他の補助金の交付を受けたシステムを除く。

2 対象システムごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 燃料電池コージェネレーションシステム

- ア 都市ガス又はLPガスを燃料として使用することにより発電・排熱利用を行う燃料電池コージェネレーションシステムであること。
- イ 定格運転時において、0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電出力があること。
- ウ 既築住宅(新築住宅(新たに建設された住宅で、未だ居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの)に限る。))をいう。以下同じ。)以外の住宅をいう。以下同じ。)に設置する燃料電池コージェネレーションシステムであること。
- エ 設置前において、未使用品であること。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

- ア 第7条第1項の規定による申請(以下「交付申請」という。)の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムであること。
- イ 太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。
- ウ 設置前において、未使用品であること。

(3) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

- ア ECHONET Lite規格適合性認証を取得していること。
- イ 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及びその情報を蓄積し、電力使用量の可視化が実現できること。
- ウ 1以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能(使用者の確認を介した半自動制御及び省エネモードを含む。)を有していること。
- エ 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。
- オ 設置前において、未使用品であること。

(4) 電気自動車等充給電システム(V2H)

- ア 電気自動車等と住宅との間で電力を相互に供給することができるシステムであること。
- イ 交付申請の日の属する年度の前年度以後において、国の実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する電気自動車等充給電システムであること。

ウ 太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。

エ 設置前において、未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象とする者(以下「交付対象者」という。)は、住宅に対象システムを設置するもので、かつ、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 市民又は市民となる予定である者(第13条の規定による通知の日から3月以内に市民となる予定である者をいう。以下「市外対象者」という。)であること。

(2) 対象システムは、補助金の交付を受けようとする者が自ら購入し、所有するものであること。

(3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、申請者又は当該者と同一の世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

(補助金の対象経費等)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をもって算出するものとする。

3 補助金の交付は、別表に掲げる対象システムの種類ごとに、1人につき1回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムに関する確認事項(様式第1号の2から様式第1号の5まで(対象システムに係るものに限る。))

(2) 対象システムの売買契約書又は設置工事の請負契約書等の写し

(3) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し

(4) 対象システムの形状、規格及び構造が確認できるカタログ又は仕様書の写し

(5) 対象システムの配置予定図及び設置工事に着工する前の現況写真

(6) 市税の滞納なし証明書(交付申請の日前3月以内に発行されたものに限る。市外対象者を除く。)

(7) 下関市スマートハウス普及促進補助金対象システム設置承諾書(様式第1号の6。対象システムを設置する住宅の所有者が交付対象者以外にある場合又は当該住宅が交付対象者の所有するものでない場合に限るものとし、当該住宅の所有者全員のもの)

(8) 既に太陽光発電システムを導入している場合にあつては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類(定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電システム(V2H)に係る交付申請をする場合に限る。)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、市長が適当と認めるときは、同項各号の書類の添付を省略させることができる。

3 交付申請は、4月の第2月曜日から受け付けるものとする。

4 市長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

5 交付対象者から提出のあつた書類は、返還しないものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、交付申請は、対象システムの購入先が暴力団排除条例第2条第1号又は第3号に掲げるものに該当するときは、これをすることができない。

(交付申請の代行)

第8条 交付対象者は、交付申請の手続を対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に代行させることができる。ただし、暴力団排除条例第2項第1号又は第3号に掲げるものに該当する者を除く。

2 交付対象者は、前項の規定により手続代行業者を選任する場合は、交付申請書に下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請手続代行選任届出書(様式第1号の7)を添付して市長に提出しなければならない。

3 手続代行者は、第1項の規定による交付申請の代行を依頼されたときは、誠意をもってこれを行わなければならない。

4 手続代行者は、交付申請の代行を通じて得た情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

5 市長は、手続代行者が不正の手段により交付申請を代行した疑いがある場合は、必要に応じてこれを調査し、不正があつたと認めるときは、手続代行者の名称及び当該不正の内容を公表し、市長が指定する期間において、交付申請の代行を認めないものとする。

(補助金の交付決定等)

第 9 条 市長は、交付申請(前条の規定による交付申請の代行を含む。)があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、当該決定に係る交付申請をした交付対象者に通知する。

4 市長は、第 1 項の規定による審査により補助金の交付が適当でないとき、下関市スマートハウス普及促進補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(工事の着手の制限)

第 10 条 交付対象者は、前条第 3 項の規定による通知(以下「交付決定通知」という。)があるまでは、対象システムの設置工事に着手してはならない。

(交付申請の内容の変更等)

第 11 条 交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、交付申請の内容を変更し、又は当該交付申請を取り下げようとする場合は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請の内容を変更しようとする場合であって、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする交付決定者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 交付申請の内容を変更しようとする場合 下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認申請書(様式第 4 号)及びその他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請を取り下げようとする場合 下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認申請書(様式第 5 号)

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該交付申請の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認(不承認)通知書(様式第 6 号)又は下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認通知書(様式第 7 号)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の増額を承認する場合、予算の範囲内で行うものとする。

5 第 3 項の規定による交付申請の取下げの承認があった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

6 交付決定者は、次条第 1 項の規定による報告書の提出が交付決定通知の日の属する年度内に完了しないとき、又は対象システムの設置の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び対象システムの設置の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第 12 条 交付決定者は、対象システムの設置工事が完了した日若しくはその代金の支払を完了した日のいずれか遅い日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書(様式第 8 号。以下「完了報告書」という。)に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 完了報告書を提出する日の前 3 月以内に発行された交付決定者の住民票の写し(新築住宅に対象システムを設置する場合に限る。)

(2) 設置した対象システムに係る機器本体金額証明書(様式第 8 号の 2 から様式第 8 号の 5 まで(当該対象システムのものに限る。))及び補助対象経費の支払に係る領収書(分割払により対象システムを購入した場合は、当該分割払に係る契約書)の写し

(3) 対象システムの設置が確認できるカラー写真(対象システムの設置状況及び型式が確認できるもの)

(4) 交付申請において、住宅に太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類の添付を省略している場合にあっては、当該書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による完了報告書の提出期限が下関市の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)に規定する市の休日に当たるときは、当該市の休日の前日をその提出期限とみなす。

3 完了報告書を提出する日において対象システムを設置した住宅に居住していない交付決定者は、次条の規定による通知の日から 3 月以内に、住民票の写しを提出しなければならない。

4 交付決定者から提出のあった書類は、返還しない。

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査の結果、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを第12条の規定による完了報告をした交付決定者に対して指示することができる。

(補助金の請求及び交付)

第15条 第13条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求のあった額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者(以下「設置者」という。)は、対象システムの設置状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(検査等)

第17条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、又は対象システムの設置の施行上必要な指示をし、若しくは検査を実施することができる。

(管理及び損傷等の届出)

第18条 設置者は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に定める耐用年数の期間において、これを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- (1) 燃料電池コージェネレーションシステム 6年
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年
- (3) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 5年
- (4) 電気自動車等充給電システム(V2H) 6年

2 設置者は、天災地変その他の理由により、対象システムが損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(対象システムの処分の制限)

第19条 設置者は、対象システムの設置を完了した日(以下「設置完了日」という。)から起算して、前条第1項各号に定める耐用年数を経過する前に、対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ下関市スマートハウス普及促進補助金処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により対象システムの処分を承認するときは、下関市スマートハウス普及促進補助金処分承認通知書(様式第12号)により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 対象システムを法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。
- (5) 前条の規定による対象システムの処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、下関市スマートハウス普及促進補助金取消通知書(様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、第19条第2項の規定による承認を行ったときは、当該承認に係る補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずる。

2 前項の規定により設置者が返還する金額は、耐用月数(第18条第1項各号に定める該当する対象システムの耐用年数に12を乗じて得た月数をいう。以下同じ。)から設置月数(設置完了日から第19条の規定により対象システムを処分する日までの期間をいい、1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てた期間とする。以下同じ。)を減じて得た月数

を耐用月数で除した割合に第 13 条の規定により確定した補助金の額を乗じて得た額(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取消しに係る部分に関し、交付された補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(協力)

第 22 条 市長は、設置者に対して、必要に応じて次の事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象システム使用状況の報告
- (2) 対象システム利用に関するアンケート
- (3) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 3 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(平成 27 年 10 月 6 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 18 条第 1 号の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により交付が決定された補助金の対象となった燃料電池コージェネレーションシステムについても適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者についても適用する。

附 則(平成 28 年 9 月 15 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱による改正後の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定は、この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第 9 条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者についても適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第 1 号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。  
附 則(令和3年3月22日制定)  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助金の額

対象システムの種類	補助対象経費	補助金の額
燃料電池コージェネレーションシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料電池ユニット本体</li> <li>・貯湯ユニット本体</li> <li>・付属品(独自モニタ等)</li> </ul>	補助対象経費の1/5。ただし、80,000円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リチウムイオン蓄電池部</li> <li>・電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)</li> <li>・付属品(キュービクル、独自モニタ等)</li> </ul>	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。ただし、200,000円を上限とする。 (1) 補助対象経費の1/5 (2) 当該リチウムイオン蓄電池部の蓄電容量1kWhにつき20,000円を乗じた額
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	<p>【本体機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等)</li> <li>・通信装置(ゲートウェイ装置、通知アダプタ等)</li> <li>・制御装置(機器の制御に係るコントローラ等)</li> <li>・モニタ装置(独自端末)</li> </ul> <p>【計測装置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測装置(電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等)</li> </ul>	補助対象経費の1/5。ただし、20,000円を上限とする。
電気自動車等充電システム(V2H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車等充電システム本体</li> </ul>	補助対象経費の1/5。ただし、50,000円を上限とする。

備考

- 1 以下の経費については、補助対象経費とはしない。
  - ・対象システムの設置に伴う工事費及び諸経費
  - ・対象システムと接続される空調機及び照明器具等の電気機器の購入に係る経費
  - ・対象システムと接続し、表示用又は操作用機器として用いられるパソコン、タブレット、スマートフォン及びテレビの購入に係る経費
  - ・サービス利用料、通信費、申請手数料等
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

# V 年表

## 1 環境年表

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
昭和42					8	●公害対策基本法制定
43					6	●騒音規制法制定 ●大気汚染防止法制定
44			5	●保健所内に公害対策室設置(6名) ●「ホジックゲージ」による降下ばいじん量測定開始	5	●騒音規制法規制地域指定
45			2	●公害対策連絡協議会(庁内関係部長構成)設置		
			3	●大気汚染測定自動記録装置導入(西山小)		
			9	●公害対策本部(庁内外関係機関等により構成)設置		
	10	●下関市公害対策審議会条例制定				
	11	●第1回全体会議開催 ●2社との公害防止協定(諮問)			12	●水質汚濁防止法制定
46			1	●「リフストン」(株)下関工場等と公害防止協定締結	5	●環境庁設置法制定
			6	●機構改革による保健所内に公害課設置(10名)また、衛生試験室新設(公害関係5名)	6	●悪臭防止法制定 ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定
	7	●4社との公害防止協定(諮問) ●西山港内ガドリム含有底質物除去について(諮問)	7	●公害モニター設置(32名でスタート、のち50名へ)	7	●環境庁発足
			10	●大気汚染防止法政令市に指定	9	●中央公害対策審議会発足
47	3	●6社との公害防止協定(諮問)			3	●水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例制定
	4	●9社との公害防止協定(文書協定)(諮問)			6	●国連人間環境会議開催 ●木屋川環境基準の類型指定
			7	●機構改革により保健所内に公害調整課、公害規制課公害試験室設置 ●フレマシステムによる大気汚染常時監視開始	10	●山口県公害防止条例制定
48			4	●機構改革により環境部新設	6	●環境週間設定
	7	●中国電力(株)下関発電所との公害防止協定(2号機増設)(諮問)			10	●瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
49			4	●水質汚濁防止法政令市に指定(施行5月)	5	●下関地先海域環境基準の類型指定
	8	●8社との公害防止協定(諮問) ●公害防止計画(諮問)				
50					3	●武久、綾羅木、友田川環境基準の類型指定
	8	●6社との公害防止協定(諮問)			2	●騒音の環境基準設定
51			2	●下関宇部地域公害防止計画承認(第1次)	2	●騒音の環境基準設定
			3	●豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	6	●振動規制法制定
	8	●3社との公害防止協定(諮問)				
52			6	●環境騒音調査実施	5	●振動規制法規制地域指定
	8	●5社との公害防止協定(諮問)				
54	11	●法改正に伴う協定見直し(諮問)				
55					7	●化学的酸素要求量に係る総量規制開始
	8	●1社との公害防止協定(諮問)				
56			3	●下関宇部地域公害防止計画承認(第2次)		
			4	●三点比較式臭袋法による悪臭測定開始 ●騒音規制法・振動規制法規制地域指定(豊浦町)		
	8	●1社との公害防止協定見直し(諮問)				
58			4	●環境騒音調査実施		
	8	●1社との公害防止協定(諮問)				
59			3	●大気汚染常時監視フレマシステム更新		
			4	●酸性雨調査開始		
60	3	●1社との公害防止協定(諮問)				

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
60			4	●機構改革により公害調整課、公害規制課、公害試験室が公害対策課（管理係、指導係）、公害試験室に		
61			3	●アメリカ川下関計画策定 ●下関市地域公害防止計画承認(第3次) ●水生生物調査開始（綾羅木川）		
62	2	●1社との公害防止協定（諮問）				
63			4 8	●環境騒音調査実施 ●公害モニター（50名から30名へ） ●第1回水辺の教室実施		
平成 1	2	●公害防止協定の施行状況（報告）				
	2		4	●公害モニターから環境モニターへ改名		
	3	●1社との公害防止協定見直し（諮問）				
	8	●協定に基づく事前協議概要（報告） ●協定工場視察	3	●下関市地域公害防止計画承認(第4次)	7	●木屋川水系生活排水浄化対策協議会設立
	4		1 4	●武久川環境美化推進協議会設立 ●機構改革により環境保全課、環境試験室に改名	6	●環境月間設定
	12	●協定工場状況（報告） ●協定工場視察	8 10 12	●第1回親子自然教室開催 ●電気自動車導入 ●白書「下関市の公害」から「下関市の環境」へ改題		
	5		9	●友田川環境美化推進協議会設立	11	●環境基本法制定
	1	●下関市の環境概要報告 ●協定工場視察				
	6	●下関市環境審議会条例制定 ●1社との公害防止協定（諮問）			12	●環境基本計画策定
	7	●1社との公害防止協定（諮問）				
	1	●下関市の環境概要報告	4 8 10 12	●菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行 ●綾羅木川環境美化推進協議会設立 ●第1回環境教室開催 ●下関市環境総合計画推進委員会設置	12	●山口県環境基本条例制定
	2	●環境総合計画策定状況報告	2 3 10	●下関市地域公害防止計画承認(第5次) ●下関市都市景観条例制定 ●大気汚染常時監視カメラシステム更新 ●700回収開始（冷蔵庫のみ） ●下関市率先行動計画策定		
	1	●環境総合計画案報告 ●環境総合計画案報告	1 3 4	●環境通信第1号発行 ●下関市環境総合計画策定 ●豊田町ほたるの里環境保全条例施行 ●新ごみ収集体制導入	6 12	●環境影響評価法制定 ●地球温暖化防止京都会議開催（豊北町）
	3	●地球温暖化防止計画案報告	3	●下関市地球温暖化防止計画策定	3	●山口県環境基本計画策定（やまぐち環境創造プラン） ●県庁エコオフィス実践プラン策定
			4 6	●環境モニター休止 ●第1回下関の「バーステークリッチ」大作戦の実施	6	●地球温暖化防止行動プログラム ●地球温暖化対策推進大綱閣議決定 ●地球温暖化対策の推進に関する法律制定
			10 12	●下関市環境美化条例施行 ●菊川町環境美化条例施行 ●豊田町環境美化条例施行 ●豊浦町環境美化条例施行 ●豊北町環境美化条例施行 ●環境家計簿作成	10 12	●地球温暖化防止推進月間制定 ●山口県環境影響評価条例制定
	2	●地球温暖化防止対策等報告	3	●下関市緑の基本計画策定	4	●地球温暖化対策に関する基本方針
			6	●下関市「わがまちの斜面構想」策定	6	●地球となかよしアクション21開始
	2	●地球温暖化防止対策等報告			1	●ダイオキシン類対策特別措置法施行
			3	●環境保全課ホームページ開設 ●環境パートナーシップ形成支援事業 ●豊田町住宅用太陽光発電システム設置資金助成条例施行		
			4	●クリーンセンター稼働	4	●第2次環境基本計画 ●容器包装リサイクル法完全施行

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
12			12	●下関宇部地域公害防止計画同意(第6次)	6	●循環型社会形成推進法公布 ●グリーン購入法公布
13	2	●下関市の環境概要等報告	3	●エネキ <sup>®</sup> -自立式電動アシスト自転車導入事業	1	●環境省発足
	6	●下関市の環境概要等報告	4	●豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行	2	●ISO14001認証取得(県)
	10	●「下関市環境基本条例の制定について」(諮問)			4	●家電リサイクル法施行
	11	●「下関市環境基本条例の制定について」審議(全体会2回、部会1回)			5	●食品リサイクル法施行
		●「下関市環境基本条例の制定について」(答申)			12	●フロン回収破壊法一部施行
14			3	●下関市環境基本条例施行	1	●県地球温暖化防止活動センター開所
			4	●特例市へ移行 ●機構改革により環境部新設 ●下関市ほたる保護条例施行 ●菊川町ほたる保護条例施行 ●豊田町ホタル保護条例施行 ●豊浦町ほたる保護条例施行 ●豊北町ほたる保護条例施行 ●騒音規制法 ●振動規制法 ●悪臭防止法 →政令市に指定	2	●「環の国くらし会議」(第1回)開催
					3	●地球温暖化対策推進大綱決定
					5	●土壌汚染対策法公布
					6	●京都議定書批准
					7	●改正地球温暖化対策推進法公布
					10	●自動車リサイクル法公布
					12	●フロン回収破壊法全面施行 ●政府、燃料電池自動車導入
15	3	●下関市の環境概要報告 下関市環境審議会	1	●ISO14001認証取得	1	●自然再生推進法施行
			3	●豊北町環境基本計画策定		
			4	●下関市リサイクルプラザ <sup>®</sup> 竣工 ●環境部、下関市リサイクルプラザ <sup>®</sup> へ移転		
			6	●豊北町環境基本条例施行 ●環境部機構改革(環境政策課、環境保全課、クリーン推進課の3課体制) ●新ごみ収集体制導入 ●下関市リサイクルプラザ <sup>®</sup> オープン	7	●木屋川水系森・川・海水環境ネットワーク協議会設立(木屋川水系生活排水浄化対策協議会より改組)
			9	●株シマ/下関工場よりエネキ <sup>®</sup> -自立式電動アシスト付自転車用として内装8段変速機10式寄贈	10	●環境保全活動・環境教育推進法一部施行 ●全国なぎさシンポジウム(於下関市)
			10	●環境部ホームページ <sup>®</sup> 開設 ●下関市田園環境整備マスタープラン策定		
16	3	●下関市の環境概要報告	1	●豊田町ISO14001認証取得	3	●第2次やまぐち環境創造プラン
			6	●メールマガジン「しものせき環境マガ」配信開始 ●豊田町の里ミュージアムオープン	4	●山口県循環型社会形成推進条例施行
					6	●「CO <sub>2</sub> 削減・百万人の環」キャンペーンの実施
	12	●下関市の環境概要報告			7	●自動車リサイクル法施行
17			2	●下関市豊浦郡4町合併	2	●京都議定書発効
			10	●「中核市」に移行 ●瀬戸内海環境保全特別措置法政令市に指定 ●ダイオキシン類対策特別措置法政令市に指定 ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律政令市に指定	4	●チームイヌ6%キックオフ
	12	●平成17年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
18			1	●ISO14001認証更新 ●下関・宇部地域公害防止計画同意(第7次)	3	●山口県地球温暖化対策地域推進計画の策定
					4	●第3次環境基本計画

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
18	5	●平成18年度第1回「下関市環境審議会」の開催	7	●環境行政広域連携協定調印(長門、宇部、山陽小野田、美祢、下関)		
	8	●平成18年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	12	●平成18年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
19	2	●平成18年度第4回「下関市環境審議会」の開催 ●「下関市環境基本計画について」(答申)	3 4 6 10	●下関市環境基本計画の策定 ●環境部機構改革(環境政策課、廃棄物対策課、グリーン推進課、環境施設課の4課体制) ●下関市Eco交通推進協議会の設立 ●環境リーダー養成研修スタート	3	●環境やまぐち推進会議
	3	●下関市環境基本計画の策定				
	4	●環境部機構改革(環境政策課、廃棄物対策課、グリーン推進課、環境施設課の4課体制)				
	6	●下関市Eco交通推進協議会の設立				
20			3 4 6 7 10	●大気汚染常時監視カメラシステム更新 ●下関市環境美化条例の一部改正 ●平成20年度第1回「下関市Eco交通推進協議会」の開催 ●下関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定 ●下関市地球温暖化対策地域協議会の設立 ●「路上喫煙等禁止地区」指定 ●第4回「東アジア経済交流推進機構環境部会下関会議」の開催	7	●G8北海道洞爺湖サミットの開催
21			1 10	●ISO14001認証更新 ●「2009海ごみサミット下関・長門会議」の開催		
22			3	●ISO14001認証返上 ●エコマネジメントプランスタート	1	●「チャレンジ25キャンペーン」スタート
	11	●平成22年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
23	1	●平成22年度第2回「下関市環境審議会」の開催	3 10	●下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定 ●下関市ホテル保護条例制定 ●関門トップ会談 EV充電ネットワーク構築事業開始		
	3	●平成22年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
24	1	●平成23年度第1回「下関市環境審議会」の開催	11	●EV急速充電設備設置「道の駅北浦街道豊北」	4 7	●第4次環境基本計画 ●固定価格買取制度(FIT)の開始
	3	●平成23年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
25			1 3 7 11	●EV急速充電設備設置「道の駅蛸街道西ノ市」 ●EV急速充電設備設置「リサイクルプラザ(下関市環境部)」 ●下関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改正 ●ごみ百科全戸配布 ●EV急速充電設備設置「道の駅きくがわ」	10	●山口県環境基本計画(第3次計画)
	5	●平成25年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	6	●平成25年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
26			6	●「2014ほたるサミット下関」の開催	3	●「Fun to share」スタート
	7	●平成26年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●平成26年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
27			4 6	●環境行政広域連携協定に萩市が加入 ●「路上喫煙等禁止区域」の一部変更	10	●パリ協定への参加
	7	●平成27年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成27年度第2回「下関市環境審議会」の開催				

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
28	4	●平成28年度第1回「下関市環境審議会」の開催			5	●地球温暖化対策計画策定
	8	●平成28年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	9	●平成28年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成28年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●平成28年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
29	1	●平成28年度第6回「下関市環境審議会」の開催				
	2	●平成28年度第7回「下関市環境審議会」の開催				
	3	●平成28年度第8回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市環境基本計画の改正		
30	1	●平成29年度第1回「下関市環境審議会」の開催			6	●気候変動適応法制定
	7	●平成30年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成30年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
31	2	●平成30年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
				11	●「路上喫煙等禁止区域」の一部変更	
				3	●下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改正 ●下関市地球温暖化対策地域協議会の解散 ●LED防犯灯設置事業補助金終了	
				4	●市長による「COOL CHOICE」宣言への賛同 ●しものせき COOL CHOICE 活性プロジェクト ●クールしものせきサポーターClub会員スタート	
				5	●一般社団法人下関青年会議所とSDGs推進事業に関する協定締結	
令和1	5	●令和元年度第1回「下関市環境審議会」の開催 ●令和元年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
				8	●下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会の設立	
	11	●令和元年度第3回「下関市環境審議会」の開催 ●令和元年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	12	●令和元年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
	2			2	●下関市環境美化条例の一部改正 ●EV急速充電設備設置「下関市川棚温泉交流センター」	
2	4	●令和2年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	5	●令和2年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	6	●令和2年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
	7	●令和2年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	8	●令和2年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●令和2年度第6回「下関市環境審議会」の開催				10 ●政府ゼロカーボン宣言 11 ●国会気候非常事態宣言
3	1	●令和2年度第7回「下関市環境審議会」の開催 ●令和2年度第8回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●令和3年度第1回「下関市環境審議会」の開催				3 ●山口県環境基本計画(第4次計画) ●山口県地球温暖化対策実行計画(第2次計画)
4			3	●「ゼロカーボンシティしものせき」宣言		
				3	●下関市環境配慮行動優良事業者認定制度開始	

2 清掃年表

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水道	月	その他
明治	22			●公衆便所を市内3か所に設置 (竹崎町、岬之町、阿弥陀寺町)			4	●市制施行、赤間関市となる
	24	7						
	33					●汚物掃除規程の中に下記の定めあり。 第2条 市内の汚物は下記により掃除するものとする。ただし、清潔保持上必要と認めるときは臨時に処理すべし 1. 下水本支管および雨水路隔月1回 2. 下水半円溝毎月1回 3. 下水トラップ毎月1回 第5条 汚物掃除運搬及び処分方は請負人を定めこれを執行せしむるものとする	5	●汚物掃除法に基づき汚物掃除規程を制定し処理体制を整備する
	35							
	39	6		●東部焼却場建設(園田町)		●清掃の請負制を直営に切替える	6	●赤間関市を下関市と改称
	40	5		●西部焼却場建設(上新地町)				
	41			●再び岬之町及び新地町地先より海洋投棄を行う				
大正	5							●山口県令により海上投棄制限区域が定められる。関門海峡東流時は本山岬南端から簗島北端を結んだ線以外 関門海峡西流時は村崎岬西南端から蓋井島南端を結んだ線以外
	7					●下水汚泥処理実績 53万貫/年		
	10						1	●生野村合併
	11			●東部焼却場廃止		●下水汚泥処理実績 120万貫/年 ●下水清掃を衛生課から土木課に移管		
	12		6	●以前は全て農家くみとりであったが、し尿くみとり業者として初の防長衛生社が業務を開始				
		11		●市議会においてじん芥処分調査委員会を設け検討の結果、将来は海洋投棄は廃止する方針とし、浅海域は低設地の埋立処分、又は焼却処分の2方法とするよう定める。 ●後田町道祖岬の民有地(500余坪)を借り受け埋立場とする				
	14			●じん芥処分調査委員会(大正12年)の検討結果として ・旧市内を東部(岬之町以東)と西部に区分し、全地区に対し55人の人夫と手車を配し各戸収集とする ・彦島地区は各町の衛生組合に請負わせて収集処理する(昭和44年度迄継続) ・長府地区は業者に一括請負わす。 2 ●東部焼却場建設 石谷式自然通風式炉 9基 10,000貫/日				
昭和	2					●公共道路(約65km)の側溝清掃は22人の作業員により25日ごとに実施		

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他	
昭和	2					●河川の清掃は臨時雇の作業員により春秋2回実施 ●下水汚泥処理実績 250万貫/年			
	5			●汚物掃除法の改正により市にし尿の収集義務が生じたが、現実には農家くみとり等により処分される				●汚物掃除法改正	
	6	●筋ヶ浜に民有地(2,743坪)を借り上げ埋没場設置		●彦島葬儀衛生社がくみとり業務開始					
	7	●長府(中屋)焼却場建設 石谷式自然通風式炉 1基 1,200貫/日							
	8	●彦島(無者田)焼却場建設。 岩本式自然通風式炉 1基 2,500貫/日		●誠明社がくみとり業務開始		●下水汚泥処理実績 254万貫/年	3	●彦島町合併	
	11			●江の浦衛生組合がし尿汲取り業務開始					
	12	●ごみ収集量(1日平均) 旧市内 約13,580貫 彦島 約2,500貫 長府 約700貫 計 約16,780貫		●し尿収集状況 ・浄化槽 137戸 6.8日 ・自家処理 1,242戸 30.8石/日 ・くみとり 30,702戸 697.0石/日		●下水汚泥処理実績 224万貫/年	3 11	●長府町合併 ●安岡町合併 ●川中村合併	
	13			●昭和5年の汚物掃除法改正に伴い、業者運営を改め市営処理計画を決定実施(終戦まで継続) 市営処理要領 ・全町収集区域 壇の浦町以西～伊崎町までの各町 ・一部収集区域 旧壇の浦町及び後田、幡生、武久、東西大坪の各町 ・全町除外区域 椋野町、藤ヶ谷町及び彦島、長府、安岡、川中の各町 手数料 条例による荷数制 終末処理 周辺農家等と供給契約を結びこれに必要な農村貯溜槽を市が築造する。他は海洋投棄する 貯 源 農村貯溜槽の築造費は農業会等に対するふん尿払い下げ代金をもって充て、経常経費は各世帯からの手数料による ●同年までに公衆便所は15ヶ所に設置される					
	14			●安岡、川中、武久、椋野、前田等農耕地域19ヶ所に内務省式密閉多槽し尿貯溜槽を建設し、運搬車5台、借入自動車2台、リヤカー70台、運転手5名、作業員85名により旧市内全域を直営により収集する				5	●小月町合併 ●王司村合併 ●清末村合併 ●吉見村合併 ●勝山村合併
	18					●下水汚泥処理実績 152万貫/年			
	21	●長府地区のじん芥収集を直営とする		●戦災により収集車両が消失したので、タンク車1台を購入。作業員5名で旧市内東部地区の収集開始。他は全て手車による収集であり、伊崎町岸壁から船積みして海洋投棄する					

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水道	月	その他
21				●戦災により公衆便所は7か所となる				
22						●下水汚泥処理実績 19万貫/年		
23		●西部地区じん芥埋立地として長崎町(山陽溜池跡)を使用						
24		●彦島(無者田)焼却場廃止				●失業対策事業の開始により戦災復興作業としてしゅんせつを開始(失対事務所に下水清掃班を組織する)		
25		●西部じん芥埋没場を廃止し、船積みにより一部を王喜地区に肥料として運搬。残りは海洋投棄						
26		●福浦じん芥焼却場の使用開始(民有地借上げによる)						
27		●東部じん芥焼却場老朽化廃止(4月)以後収集じん芥の全量を川中地区垢田県道沿いに埋没 ●旧市内における今までの収集は、一般家庭が作業員1名による手押車収集(収集後はそのまま処分地へ)であり、大口は普通4輪トラック2台による収集を行っていたが、これを改め、1日に馬車20台を借上げ(1台に作業員2名)1日に2往復の作業方式とする	7	●タンク4輪車1台購入 ●竹崎町公衆便所新設				
28				●タンク4輪車1台購入。これにより旧市内西部地区の一部を除き手車によるくみとりを廃止(農村への肥料還元が減少し始める)				
29				●清掃法制定に伴う直営処理に対処するため、タンク4輪車1台、バキューム3輪車を1台購入 ●官公庁、会社、工場等の大口はバキューム車によるくみとりを開始 ●前述のごとく作業能率の向上にもかかわらずくみとり量が暫時増大したため、市の直営収集のみでは応じきれなくなる ●民間業者がふえはじめ旧市内は業者収集が多くなる				8 ●豊西村の一部(吉母地区)編入 12 ●清掃法公布(7月)により下関市清掃条例を制定する ●特別清掃地域を指定する(山口県告示第850号により除外区域指定)
30		●4輪ダンプ車2台を購入し、今までの馬車による収集をダンプ自動車による収集に変更		●伊崎町岸壁からの船積み(海洋投棄)を廃止。処理は市設貯溜槽32ヶ所共有貯溜槽12ヶ所私設貯溜槽等に貯溜し、農村還元とする		●失対の下水清掃班1個班(約15名)を借り受け、衛生課直轄として三輪車1台により下水汚泥運搬を開始		7 ●吉田村合併 ●王喜村合併 11 ●内日村合併
31		●垢田埋没場は処理不能により廃止		●し尿くみとりの状況(1日当り) ・市営くみとり 40,000人216石 ・私営くみとり 125,383人694石 ・浄化処 10,572人58石 ・自家処理 57,703人317石				
	8	●山の田の市有山林を埋没場として使用開始						

年	月	じん芥	し尿	下水路	その他
31		<ul style="list-style-type: none"> <li>●4輪ダンプ車1台3輪ダンプ車5台を購入。3輪ダンプ車5台を借上げる</li> <li>●ごみ収集処理状況(1日当り)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市域 54,770世帯</li> <li>・全排出量 38,339貫</li> <li>・市営処理 26,595世帯 18,175貫</li> <li>・自家処理 28,175世帯 19,718貫</li> </ul> </li> <li>市営により収集したものは5か所の埋没場で処理</li> <li>●収集処理体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督及び作業員 113名</li> <li>・トラック 2台</li> <li>・ダンプ 3台</li> <li>・3輪車 16台</li> <li>・手車 52台</li> </ul> </li> </ul>			
32		<ul style="list-style-type: none"> <li>●3輪ダンプ車の借上げ廃止</li> <li>●3輪ダンプ車10台購入</li> <li>●彦島地区を除き全地区を直営による機動力収集とする</li> </ul>	<p>8 ●海洋投棄船2隻(計451石積)の借上げにより玄界灘に投棄開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●失対下水班は清掃第3係の指揮下に入り、5班編成による作業を実施</li> <li>●収集体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬用手押車 16台</li> <li>・汚泥運搬車3輪車 2台</li> <li>・大型ダンプ車 1台</li> <li>・4輪車 1台</li> <li>・作業員 約100名</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衛生課を環境衛生課と改称</li> </ul>
33			<p>5 ●鳥居前公衆便所新設</p> <p>7 ●大和町 "</p> <p>●忌宮 "</p> <p>●収集処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員(含運転手)30人</li> <li>・タンク車 4台</li> <li>・バキューム車 1台</li> <li>・投棄船2隻(230石・120石)</li> <li>・貯溜槽 34か所(15,320石)</li> </ul> <p>旧市内3 川中9 安岡8 吉見2 彦島6 王司1 勝山2 長府1 清末1 小月1</p>		
34		<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業員詰所兼車庫(山の田)完成</li> </ul>			
35	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彦島(田の首)じん芥焼却場建設開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部(上新地)作業員詰所完成</li> </ul>		
36	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彦島じん芥焼却場完成</li> </ul>	<p>9 ●海洋投棄船(250石積)借上げ</p> <p>●市営収集体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4輪タンク車 3台</li> <li>・3輪バキューム車 2台</li> <li>・運転手 一般職 2名 臨時職 3名</li> <li>・作業員 一般職 10名 臨時職 6名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営収集体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型4輪車 1台</li> <li>・大型バケットダンプ車 1台</li> <li>・小型3輪ダンプ車 2台</li> <li>・運転手 一般職 4名</li> <li>・作業員 一般職 1名</li> </ul> </li> </ul>	
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●垢田高速堆肥化処理場建設開始</li> <li>●市営収集体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型4輪ダンプ車 2台</li> <li>・小型4輪ダンプ車 2台</li> <li>・小型3輪ダンプ車 14台</li> <li>・厨芥用3輪ダンプ車 1台</li> <li>・手車 3台</li> <li>・運転手 一般職 17名 臨時職 3名</li> <li>・作業員 一般職 53名 臨時職 36名</li> </ul> </li> </ul>			<p>8 ●特別清掃地域除外地区の一部変更を行う。(山口県告示第426号による。)これにより特別清掃地域は、27.90km<sup>2</sup>となる</p>
37					<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生部環境衛生課となる</li> </ul>
38	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高速堆肥化処理場完成 能力50t/日</li> </ul>			
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●吉見じん芥焼却場建設開始</li> </ul>	<p>11 ●幸町公衆便所新設</p>		
39			<p>2 ●亀山公衆便所新設</p>		

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
39	3	●吉見じん芥焼却場完成 能力 15t/日×2 基						
	7	●ステーション方式収集を採用し、同時に収集用機械車を導入	10	●終末処理場（筋ヶ浜公共下水道終末処理場）建設開始 ●し尿くみとり業者に対し汚物（ふん尿）取扱業許可証交付（25 業者）				
40				●終末処理場（筋ヶ浜）に生し尿の一部を投入処理開始				
41		●ダストボックスによるクリーン方式収集を採用		●3,600 ㎥積 4 輪バキューム車を初めて購入				●民生部清掃課となる
	9	●ロータリーローダ車 1 台を初めて購入 ●垢田清掃工場建設開始	12	●筋ヶ浜し尿消化槽の完成により投入開始				
42				●し尿海洋投入業務（株）玄洋社と委託契約開始	6	●下水清掃用汚泥吸上車 1 台購入 ●季節雇用者による作業の実施	8	●民生部清掃課を清掃事務所と改称。組織換えする
	8	●高速堆肥化処理場運転中止						
		●学生アルバイトによる収集作業を開始。（夏季のみ）						
	10	●吉母御崎市有林を埋没場として使用開始 132,000 ㎥ (96,899.3 m <sup>3</sup> ) ●彦島田の首埋没場埋立完了 ●じん芥収集手数料の徴収委託開始（収集戸数の 65%）						
43	3	●垢田清掃工場完成 連続燃焼式機械炉 90t/24h×2 基	3	●新竹崎町公衆便所新設	3	●失対下水清掃班による作業を打切る	3	●垢田清掃センター内に作業員詰所完成
	6	●彦島地区のじん芥収集委託制を一部（第 2 連合会）直営化とする。  ●ゴミポストを市内要所に設置。（約 100 個）	4	●吉田公衆便所新設 ●し尿くみとり料金を改定 ●汚物（ふん尿）取扱許可業者 26 社となる			4	●下関市清掃条例一部改正
			7	●市職員によるし尿くみとりモニター制度実施 ●汚物取扱業者に対し収集車 5 台（1 台 1,800 ㎥）を単位に企業合同するよう申し入れる ●細江町公衆便所新設			12	●物干場完成 ●垢田地区に清掃センターを設置し、従来別個にあった業務管理部門の事務所をセンター内に移し、事務管理部門と作業部門の一体化を図る
44		●彦島全地区（第 1.3.4.5 連合会）のごみ収集委託を直営化する	5	●関西町公衆便所新設				
		●耐久消費財、粗大ごみ等の計画収集開始		●汚物取扱業者 26 社が法人 6 社に統合				
		●じん芥収集手数料の徴収委託率が、93.5%となる	10	●彦島福浦町の旧農林省動物検疫所跡地に 2 カ年計画によりし尿処理場建設工事着手				
45	2	●高速堆肥化処理場廃止（条例改正 2 月）						
	4	●ごみ収集が委託であった貴船町を直営収集とした。これで下関市のごみ収集は 100%直営となる	3	●唐戸公衆便所新設 ●し尿処理施設を彦島宇畑口に建設。消化方式 80kℓ/日の能力			12	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
46								
	9	●吉母埋没場拡張のために隣接山林を買収(104,091㎡)		5 ●王司し尿貯溜槽閉鎖 6 ●清末新田し尿貯溜槽借上げ 8 ●し尿料金改定に伴うし尿料金問題協議会を設置(会長原田一二外12名) 10 ●し尿料金改定 ●前田し尿貯溜槽借上げ		4 ●作業員を季節的雇用から職業安定所経由の日雇労働者に切替える		6 ●各自治会から1名宛の清掃協力員制度が発足 9 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令、規則の公布
47	4	●一般家庭のごみ収集料金を無料とする						
	9	●粗大ごみ専用収集車購入		6 ●全市を対象にし尿実態調査実施 7 ●海洋投入位置(7月末迄)北緯34°03'東経130°44'以遠の海域(響灘)目標は白島北方3,000m(8月1日~12月31日)蓋井島灯台より真方位260°距離9,000mの点を中心とする半径2,000mの海域				4 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴い市条例を制定 ●一般廃棄物の処理を要しない区域の指定 5 ●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催
48	2	●彦島じん芥焼却場老朽化のため運転休止		●海洋投入位置(1月より)蓋井島灯台より真方位295°距離18カイリの点を中心とする半径2カイリの海域 ●赤間公園に公衆便所施設		4 ●下水道清掃業務委託始		4 ●一般廃棄物の処理指定変更 ●機構改革により環境部と改称 環境管理課 清掃業務課 清掃施設課 公害調整課 公害規制課
	6	●施設撤去						
49	1	●吉母第2埋没場使用開始(440,000L(128,004㎡))		2 ●海洋投入位置(2月15日より)北緯35°39'30"東経130°35'00"北緯35°38'00"東経130°38'50"北緯35°29'30"東経130°32'30"北緯35°31'00"東経130°29'30"以上4点で囲まれる海域内 ●竹崎町・幸町・関西町公衆便所に身障者用便所を新設				
	10	●垢田清掃工場自動化運転開始		11 ●大坪公衆便所新設 ●し尿料金改定				
50								
	9			9 ●海洋投入位置(9月1日より)北緯35°40'00"東経130°40'00"を中心とする半径5カイリの円内海域			3 ●環境保全条例制定	
	7	●トラッシュコンパクター購入						
51		●奥山清掃工場(仮称)計画用地取得						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
51	4	●ダストボックスによるクリーン方式収集廃止	4	●し尿浄化槽の設置等に関する指導要綱施行	4	●街路美化業務委託開始 ●下関駅前地下道(西口) ●清掃業務委託開始	10	●一般廃棄物の処理を要しない区域の指定変更 六連島、船島、蓋井島、満珠、干珠
52	3	●中継業務開始	4	●功山寺公衆便所新設	4	●下関駅前地下道(東口)清掃業務委託開始		●清掃工場関連事業として上井田会館完成
	6	●ブルドーザー購入 D85A-12						
	10	●吉母埋没場隣接地取得 34,587.16㎡ ●奥山清掃工場(仮称)機種決定						
53		●奥山清掃工場(仮称)工場整地工事着手 ●同上本体工事着手	2	●新竹崎町公衆便所建替え			4	●公園緑地課から公衆便所 24箇所管理委託
	7	●分別収集試行開始	6	●し尿処理実態調査実施			10	●主要バス停にごみかご設置収集開始
	12	●ごみ処理施設の名称変更 ・環境センター垢田工場 ・環境センター吉見工場 ・環境センター奥山工場 ・環境センター吉母管理場	11	●し尿料金改定				
			12	●し尿関係施設の名称変更 ・環境センター彦島工場 ・環境センター筋ヶ浜事業所 ・環境センター大和町事業所				
54	3	●ごみ収集車無線整備	2	●六連島公衆便所新設	4	●山の田地下道・新下関駅前広場清掃業務委託開始		
55	5	●環境センター吉見工場休止	3	●覚苑寺公衆便所新設				
	8	●環境センター奥山工場完成 連続燃焼式機械炉 150t/24h×1基 粗大ごみ破碎施設 50t/5h×1基	4	●環境センター彦島工場の業務を下水道部へ移管				
			6	●し尿処理実態調査実施			10	●散在性廃棄物対策事業開始
			11	●し尿料金改定				
56			3	●貴船公衆便所新設 ●山の田1号公衆便所新設			4	●再資源化推進事業奨励金制度開始
	7	●ロータリーショベル 977L 更新						
	11	●第一埋没場再利用						
57	1	●分別収集開始 大型ごみと同時収集 ●大型ごみ収集回数 年 6回 年 12回	3	●筋ヶ浜事業所し尿投入中止				
	2		6	●し尿処理実態調査実施			8	●「身近な環境をきれいにする運動」開始
	9							
			11	●し尿料金改定 ●長府宮崎町公衆便所新設			6	●「環境美化行動の日」開始
58	8	●環境センター吉母管理場地先海面埋没場建設事業着手(3ヶ年継続事業) ●吉見工場解体	12	●清末甚兵衛啓し尿貯溜用地管財課へ移管			9	●ごみゼロ運動開始

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
60	6	●吉見工場用地保護課へ移管 ●環境センター奥山工場増設工事着手	5	●安岡上げ大敵し尿貯溜用地管財課・道路課へ移管			10	●浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例制定
			10	●吉母公衆便所新設				
61	3	●パワーショベルMS300-8 購入	6	●し尿処理実態調査				
	4	●環境センター吉母管理場地先海面埋没場建設事業完成使用開始 ●同上浸出液処理施設運転開始	7	●延行法寂寺し尿貯溜用地管財課へ移管				
62	6	●環境センター奥山工場 150t 炉ボイラー及び関連機器設置工事着手	11	●し尿料金改定			6	●日本列島クリーン作戦開始
	8	●環境センター奥山工場増設工事完成						
63	2	●ごみ破砕圧縮車更新	1	●長府宮ノ内公衆便所新設				
	3	●環境センター奥山工場 150 t 炉ボイラー及び関連機器設置工事完成 ●環境センター垢田工場焼却炉廃止						
平成	4	●ごみ処理手数料改定	6	●し尿処理実態調査			5	●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催
1			11	●し尿料金改定				
	2		3	●彦島本村町公衆便所新設			3	●清掃工場関連事業として小野町公会堂完成
	7	●ブルドーザーD85A 購入						
	3		10	●石原貯溜槽改築			10	●余熱利用施設(温水プール)建設事業着手(4ヶ年継続事業) ●再生資源の利用の促進に関する法律施行
	4	●クリーンボックスを市内要所に 30 基設置	3	●長府宮ノ内公衆便所増築、竹崎町公衆便所改築			4	●機構改革 環境衛生課 環境保全課 環境部に属する出先機関 下関市環境センター業務課 施設課
			11	●し尿料金改定 ●幸町公衆便所改築			7	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
	5		3	●生野町公衆便所新設 ●功山寺公衆便所改築			3	●下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱制定
	7	●ドーザーショベル購入						
	8	●分別ごみ選別ベルトコンベアー購入						
	6		3	●忌宮公衆便所改築			3	●余熱利用施設ふれあい健康ランド完成
	4	●ごみ処理手数料改定						
	7		3	●関西町公衆便所改築			6	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	9	●環境センター奥山工場粗大ごみ前処理施設設置工事着手					7	●廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
	8	●環境センター奥山工場粗大ごみ前処理施設設置工事完成	3	●彦島広場公園公衆便所改築			9	●廃棄物減量等推進審議会設立

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
8			4	●し尿料金改定			4	●機構改革により市民部の一部と環境部を統合、生活環境部とし、また環境衛生課庶務係と計画係を管理係、ごみダイエット係に組織変更 8 ●廃棄物減量等推進審議会により最終答申
9	2 4 6 11	●ペットボトル減容機購入 ●ごみ処理手数料改定  ●新分別収集開始 透明ごみ袋 粗大ごみ等有料戸別収集 ●フロンガス採集車小型貨物車(ハワーゲート付き)寄贈される	1 2 4	●海洋投入位置 1月1日より北緯 35° 55' 東経 131° 15' ●赤間公衆便所改築 ●し尿料金改定			4 12	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行  ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行
10	4 6 7 8 12	●ガラス破砕車無償貸与される ●パワーショベル SD25-1 購入 ●分別処理施設改良工事完成 ●フォークリフト FD25-1 購入 ●環境センター奥山工場 220t 炉ダイオキシン対策工事着手(11年度も継続)	3	●細江町公衆便所改築			4 6 7	●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行(6月、12月) ●下関市ごみダイエット・リサイクル推進店制度制定
11			3 11	●覚苑寺公衆便所改修  ●東駅ポケットパーク公衆便所県より譲渡			3 6 9	●廃棄物減量等推進審議会より下関市一般廃棄物処理基本計画についての答申を得る ●ごみ処理施設整備推進のため新環境センター建設推進室を設置 ●台風 18 号に伴う高潮のため罹災ごみが大量に発生
12	3 6	●環境センター奥山工場 220t 炉ダイオキシン対策工事完了  ●環境センター奥山工場 180t 炉建設工事着手					4 6 11	●「下関市産業廃棄物処理監視パトロール班」の設置 ●廃棄物不法投棄に関する郵便局と下関市の協力に係る協定締結 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行 ●廃棄物減量等推進審議会より特定家庭用機器再商品化法施行に伴う収集体制の変更等について最終答申を得る
13	1 9	●粗大ごみ等受付システム導入。同時にインターネットによる受付も開始 ●リサイクルプラザ建設工事着手			4	●山の田地下道・下関駅前地下道清掃業務委託建設省へ移管	4	●特定家庭用機器再商品化法施行
14			3	●福江し尿貯留槽を林口し尿貯留槽と統合し使用休止			4 5 7 7	●機構改革により生活環境部を市民部と環境部に分割 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行 ●廃棄物減量等推進審議会よりリサイクルプラザの建設に伴うごみ処理体制の変更等についての答申を得る ●使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
	11	●環境センター奥山工場 180t 炉建設工事完了						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他	
15	6	●下関市リサイクルプラザ建設 工事完了 ●新分別収集開始 10 分別収集実施有料指定ごみ 袋制導入					4	●環境部新庁舎業務開始 ●機構改革 環境部 環境政策課 環境保全課 クリーン推進課	
16						4	●新下関駅前広場清掃務委託 を他課へ移管	10 ●家庭系パソコンのメーカー自 主回収制度開始 3 ●廃棄物減量等推進審議会より 下関市一般廃棄物処理基本計 画についての答申を得る 8 ●浄化槽汚泥等処理施設整備 推進のため浄化槽汚泥等処理 施設建設推進室を設置	
17	2	●家庭系パソコンのメーカー自 主回収に伴いパソコンの収集、 受入を中止					3	●全ての下水路の清掃業務を 各施設・道路の主管課に移管。 下水路の清掃務を廃止	1 ●廃棄物減量等推進審議会より 事業系一般廃棄物の処理方法 についての答申を得る 2 ●下関市、菊川町、豊田町、豊 浦町、豊北町が合併し、新「下関 市」発足 ●合併に伴い、「クリーン推進 員」を「クリーンアップ推進員」に 名称変更
	10	●資源ごみの手数料料金改定	6	●し尿処理実態調査					
			8	●浄化槽汚泥等処理施設 建設工事着手					
			12	●林口し尿貯留槽使用休止					
18	1	●自己搬入時のごみ処理手 数料改定							
	4	●燃やせるごみの手数料料金 改定	4	●ナイスビューパーク公衆便所 県より譲渡					
			5	●し尿処理実態調査				6 ●一般廃棄物処理基本計画に ついて諮問 12 ●下関市放置自動車の発生の 防止及び適正な処理に関する条 例の制定	
19	4	●自己搬入時のごみ処理 手数料改定 ●吉母管理場における搬入物の 選択業務等の民間委託による拡 充(最終処分場の延命化及び資 源の再利用推進)	1	●海洋投入処分終了					
			2	●彦島工場供用開始					
			3	●彦島工場竣工					
			4	●大和町事業所廃止					
				●し尿の一部委託収集開始				4 ●機構改革 環境部 環境政策課 廃棄物対策課 クリーン推進課 環境施設課 ●全国都市清掃会議中国・四国 ブロック協議会の総会を下関市 にて開催 12 ●廃棄物減量等推進審議会より 一般廃棄物処理基本計画につ いて答申を得る	
20			4	●旧下関市内全域でし尿の全部 委託収集開始				2 ●一般廃棄物処理基本計画策定 5 ●しものせき美化美化(ぴかぴ か)大作戦開始	
	9	●クリーンセンター響ごみ運搬 中継施設工事着手							
21	3	●クリーンセンター響ごみ運搬 中継施設工事完了						1 ●容器包装廃棄物の削減への 取組に関する協定締結	
	4	●ごみ処理体制の統一							

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水道	月	その他
21		●旧下関市の一部資源ごみ収集委託開始(プラ、ペット 40%)					8	●一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について諮問
			9	●下関市長・長門市長の間で豊浦・大津環境浄化組合の解散方針を確認				
22							2	●廃棄物減量等推進審議会より、有料指定ごみ袋制についての答申を得る
	4	●旧下関市の一部資源ごみ収集委託拡大(プラ、ペット 60%)	4	●し尿手数料一部改定(仮設トイレ)			11	●下関市次期一般廃棄物最終処分場整備検討専門委員会より、現処分場の使用可能期間の延長に関する事について答申を得る ●廃棄物減量等推進審議会より、最終処分場の延命化、事業系一般廃棄物の 3R 対策について最終答申を得る
23							2	●下関市ごみ焼却施設整備検討委員会より、次期ごみ焼却施設の整備計画についての答申を得る
	4	●産業廃棄物処理費用改定 ●ごみ処理手数料一部改定(収集ごみ) ●旧下関市の一部資源ごみの完全民間委託化(プラ、ペット)						
	5	●吉母管理場直接搬入受付開始(受付管理業務民間委託) ●奥山工場、吉母管理場及びクリーンセンター響のごみ搬入受付時間変更					7	●下関市次期一般廃棄物最終処分場整備検討専門委員会より次期一般廃棄物最終処分場の建設、整備等についての最終答申を得る
	9	●ごみ処理手数料の証紙化導入 ●燃やせないごみ用指定ごみ袋の導入						
24			1	●長府駅前公衆トイレ新設			2	●一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて諮問
	3	●粗大ごみ等の申し込みに携帯電話・スマートフォンからのインターネット追加						
			8	●下関駅公衆トイレ新設				
25							2	●一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて答申を得る
	2	●奥山工場焼却主灰の一部のセメント原料化処理業務を委託開始 ●奥山工場プラズマ式灰溶融炉廃止						
	4	●菊川地区のごみ収集の完全民間委託化					3	●一般廃棄物処理計画策定(後期計画)
	8	●奥山工場余剰電力の売電開始						
	9	●奥山工場 170 t 炉建設工事着手						
	11	●毘沙の鼻公園周辺用地買収 34,801 m <sup>2</sup>						
26								
	1	●環境省公募の平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(第三次再資源化事業者提案型)に参加(3月20日まで) ●リサイクルプラザ啓発棟、クリーンセンター響、吉母管理場及び奥山工場の受付に、使用済小型電子機器等のうち、特定対象品目の全部又は一部を対象とした無料回収ボックスを設置 ●パーソナルコンピューターのボックス回収開始						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
26	4	●次期最終処分場(吉母管理場)整備開始 ●旧下関市の燃やせるごみ収集委託開始(14%) ●旧下関市の一部資源ごみ収集委託拡大(古紙23%)	4	●し尿手数料一部改定				
			5	●長府城下町かわや寄贈				
27	3	●クリーンセンター響廃焼却炉煙突解体	6	●唐戸公衆便所建替え				
	8	●奥山工場飛灰のセメント原料処理業務を委託開始						
	11	●奥山工場220t炉ごみ搬入停止						
28	3	●奥山工場170t炉建設工事完了	12	●下関市長・長門市長の間で「豊浦・大津環境浄化組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務継承に関する協議書」締結				4 ●全国都市清掃会議中国・四国地区協議会の総会を下関市にて開催 9 ●一般廃棄物処理基本計画の策定について、廃棄物減量等推進審議会に諮問
29			3	●豊浦大津衛生センターを廃止し、し尿処理体制を一元化 ●豊浦・大津環境浄化組合解散				
			4	●豊北中継貯留槽のし尿及び浄化槽汚泥を彦島工場処理開始				9 ●豊浦大津環境浄化組合決算議決
30	2	●クリーンセンター響破碎機更新	2	●旧豊浦大津衛生センター焼却炉解体				
	3	●奥山工場焼却施設220t炉解体 ●奥山工場ストックヤード完成	3	●彦島工場計量システム更新				3 ●一般廃棄物処理基本計画について答申を得る ●一般廃棄物処理基本計画策定 ●災害廃棄物処理計画策定
	4	●奥山工場回転式破碎機更新 ●吉母管理場新管理道完成 ●奥山工場受付業務委託化						10 ●使用済小型家電に係る福祉連携協定を締結
令和1	5	●奥山工場一部包括委託化(運転、受付、薬剤等)	10	●新豊北中継貯留槽及び管理棟完成に伴い供用開始				10 ●食品ロスの削減の推進に関する法律施行
	10	●クリーンセンター響受付業務委託化						
	2							3 ●長寿命化総合計画策定(リサイクルプラザ、奥山工場180t炉、彦島工場)
	4	●有害ごみの一部変更(廃エアゾール製品、小型充電式電池を追加)						11 ●大規模災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定調印(下関市清掃同業者組合、豊浦地区一般廃棄物協会、下関市浄化槽清掃同業者組合)
	3							3 ●下関市一般廃棄物処理BCP「業務継続計画」基本方針策定 ●下関市災害廃棄物処理初動対応マニュアル策定
	7	●石綿含有廃棄物の取り扱いについて運用を変更						
	10	●使用済小型家電無料回収ボックスの設置場所に本庁舎及び各総合支所を追加						
4	3	●廃タイヤの受入れを終了						

